

外務省  
記

至 自  
年 年  
月 月  
日 日

一件 國際聯盟婦人児童問題  
東洋ニ於ケル婦女賣買  
實地調査ノ件(参考圖書)

第六卷

B  
9  
10  
0  
1-1

至 自  
年 年  
月 月  
日 日

一件 國際聯盟婦人児童問題  
東洋ニ於ケル婦女賣買  
實地調査ノ件(参考圖書)

第六卷

B-0920

0005



娼私と娼公

月二年六和昭

局保警省務内

公娼と私娼

内務省警保局

B-0920

0007

昭和六年二月

公娼と私娼

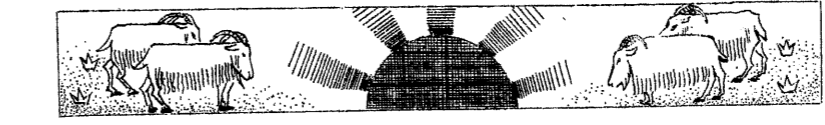
内務省警保局編

本書は昭和五年六月廳附縣に照會を發して得たる資料によつて  
編纂したものである。

B-0920

0000

目次 娼



一	貸座敷指定地	一
二	貸座敷	六
三	娼妓数より觀たる貸座敷指定地及同營業	一
四	貸座敷雇人	一五
五	貸座敷遊興人負	一七
六	娼妓揚代金	二三
七	娼妓数千人以上と算する道府縣に於ける營業者及娼妓数其の他比例	三一
八	主なる遊廓の所在地、營業者数、娼妓数、雇人数、遊興人負及同金額	三二
九	指定地別に依る營業者数、娼妓数、雇人数、遊興人負及遊興費	三四
一〇	娼妓名簿の登録	六〇
一一	娼妓稼業年限制限	七三
一二	娼妓稼業契約	九一
一三	貸座敷營業者と娼妓との間に於ける利益分配	一五四
一四	娼妓廻し制	一六三
一五	娼妓の休日	一六六



一六	娼妓疾病の場合に於ける治療費と稼業年限の計算	一七五
一七	娼妓の教養、娛樂、慰安其の他優遇の爲にする營業者の施設	二〇七
一八	貸座敷雇人の制限	二三五
一九	娼妓となりたる時の年齢と現在年齢	二三九
二〇	娼妓と出身地	二四九
二一	娼妓の自由廢業	二六一
二二	最近五ヶ年間に於ける貸座敷營業の開廢、娼妓名簿登録並削除	二七一
二三	廢娼及存娼運動	二八三
和 娼		
二四	私娼窟	三一五
二五	私娼窟に於ける私娼の年齢	三二二
二六	所在地別に於ける私娼窟の世帯数、私娼数、表面の業態	三二七
二七	私娼窟に於ける私娼の疾病治療費	三四一
花柳病・紹介		
二八	公私娼と花柳病	三五一
二九	藝娼妓、酌婦等の紹介	三六一

天  
石  
始

B-0920

0010

一 貸座敷指定地

集娼制と散娼制とは各利害得失はあるが、我國の國情を顧みると、風教上の見地より集娼制を採らざるを得ない。待合、料理店、飲食店等が住宅近く出来たが爲に、風紀上に、子弟の教育上に望ましくならぬ影響を與へ、物議を醸した事例は枚擧に遑がない。況んや公娼の居る貸座敷が散在することは其の弊はより以上大である。されば、娼妓取締規則に於て、娼妓は廳府縣令に於て指定したる地域外に居住することを禁止し（第七條）廳府縣令に依り居住地域を定めしめ、且つ、廳府縣令に於ては、貸座敷に關する取締規則を制定し、此の規則に依り又は規則に基き告示に依り、貸座敷營業の許さるべき地域を指定し、娼妓居住指定地と貸座敷指定地とを彼是一致せしめ、此の指定地以外の地には公娼も居住して居なければ公娼

2

家屋も存しない。

貸座敷指定地の新設、移轉、擴張等に就いては、風俗取締上より慎重なる考慮を要するものがあるのみならず、これに利害關係を有する者があつて種々の情弊を生ずる。かるが故に、内務大臣は明治三十二年に訓令を發し、地方長官に對し「貸座敷免許地ハ從來指定ノ儘之ヲ据置キ若シ將來新設、移轉若ハ擴張ノ必要ヲ生シタルトハ詳細事由ヲ具シ稟伺スヘシ」と、かう命じた。

翌明治三十三年には内務省警保局長が内務大臣の命を承けて、貸座敷免許地標準内規を定め、將來之に據るべき旨を地方長官に通牒した。

一 貸座敷免許地標準内規

第一條 貸座敷免許地ノ新設ハ左ノ條件ヲ具備スルニ非サレハ許

議ヒス

一 其ノ上地市街ヲ形成シテ戸数二千戸以上人口一萬以上ヲ有  
スルコト但シ兵營所在地、船著場、其ノ他特別ノ事情アル  
モノハ此ノ限ニ在ラス

二 貸座敷營業者ナキカ爲ニ密賣淫ノ弊ニ堪エサルコト

三 其ノ附近ニ貸座敷免許地ナキカ爲ニ新設ノ必要アルコト

四 其ノ地方民情ニ背馳ヒサルコト

五 貸座敷免許地ニ適當ノ場所アルコト

第二條 貸座敷免許地ニ適當ノ場所トハ左ノ條件ヲ具備スル場所  
ヲ謂フ

一 別ニ一廓ヲ爲シ通行路ニ當ラサルコト

二 最近ノ社寺公園學校官衙病院鐵道停車場市場主要ナル公道

4

等ヨリ相當ノ距離ヲ有スルコト

三 遠隔ノ地ヨリ望見スヘキ高地ヲ占メサルコト

四 其ノ附近ニ停車場ヲ新設スル等ノ見込アル場所ニ非サルコ  
ト

第三條 新設ノ貸座敷免許地ノ出入口ハ非常用ノ爲數箇所ニ之ヲ

設ケシムルヲ要スト雖通用口ハ可成一箇所トスヘシ

第四條 新設ノ貸座敷免許地内ニ於ケル家屋ハ平屋又ハ二階建ニ  
限ラシムルコト

且立ツヘキ看板ヲ掲ケ又ハ娼妓ヲ店頭ニ座列セシムルコトハ之  
ヲ禁スヘシ

第五條 既設ノ貸座敷免許地ニシテ移轉ノ必要アルトキハ第一條

及第二條ニ依リ場所ヲ指定シ第三條第四條ノ規定ニ依ラシムルハ



既設ノ貸座敷免許地ニシテ擴張ノ必要アルトモ亦前項ニ同シ

此の内規の定められた當時は、條件さへ具備して居れば新設を許された。しかし近年に於ては、輿論の趨向に鑑み、貸座敷指定地の新設に關し稟伺する地方長官もなければ、内務大臣が是非の指令を與へた事例も存しない。内務省としては、新設は絶対に許さず、これが現在に於ては不支律となつてゐる。擴張も認めない、たゞ、都市計劃事業其他公共的事業の執行の爲だとか、指定地附近の情況に變化を生じ之を存置することが風教上善ありと認められる場合等、特殊の事情あるときに於てのみ移轉を差許して居るに過ぎない。其の事例も極めて少ない。

5 貸座敷指定地は全國で五百四十一箇所、多いのは北海道の四十五

6 箇所であつて、之に亞ぐは山口縣の四十一箇所、三重縣の三十箇所、山形縣二十六箇所、福岡縣二十五箇所、長崎縣二十三箇所、栃木縣二十一箇所、新潟縣二十箇所、愛知縣二十箇所等が何れも多い方、少ないものでは鹿児島縣及沖縄縣の各一箇所。此の調査をした當時は、埼玉縣には二箇所あつたが其の後廢止したから、現在に於ては埼玉縣と群馬縣とは全然存しない。

## 二 貸座敷

貸座敷營業に關しては、廳府縣令たる貸座敷取締に關する規則に依つて取締を行つてゐる。開業せんとする場合は所轄警察官署の許可を受けなければならぬ。貸座敷の構造設備については、随分や

ハ、ハ制限が附せられてゐる。廳府縣に於ける其の構造制限に關する規定を讀んで見ると、必ずしも齊一であるとはいひ得ないが概ね同工異曲である。大正十五年に改正せられた大阪府令貸座敷取締規則のそれを参考に掲げる。

第四條 貸座敷用ノ家屋ノ構造設備ハ市街地建築物法令及大阪府令建築取締規則ニ據ルノ外左ノ制限ニ從フヘシ

一 建物ハ二階以下又ハ建築面積百六十平方メートル以下トスルコト

二 屋上ニハ工作物（ハ平方メートル以内ノ物干一箇所ヲ除ク）ヲ設置セサルコト

三 客間ノ大サハ幅一・ハメートル長二・七メートル（床間押入ヲ除ク）以上タルコト

8

四 客室十室以下毎ニ男女各一箇所ノ洗滌室ヲ設クルコト

五 樓名ノ掲出ハ一營業所一箇所トスルコト

六 消火器ハ各階ノ面積三十三平方メートル以下毎ニ一箇所ノ割ニテ目ニ觸レ易キ場所ニ設備シ之ヲ有效ニ保持スルコト

七 異様ト認ムヘキモノ又ハ目立ツヘキ看板、標燈、裝飾等ノ設備ヲ爲ササルコト

八 客ノ送迎ノ爲ニ自動車ヲ備ヘサルコト

これを讀んで見れば、災害豫防又は病毒豫防の爲にする規定もあるが、所謂大廈高樓の禁止、屋上工作物の禁止、目立つべき看板、標燈、裝飾等の禁止規定等の存することに特色がある。

更に、第十四條の營業者、管理人、雇人の遵守義務に關する規定中には、

一 店頭若ハ往來ニ於テ通行人ニ遊興ヲ勸メ車夫其ノ他ノ者ト謀リ客ヲ誘引シ或ハ廣告ヲ爲シテ遊興ヲ勸誘シ若ハ遊興ヲ

豫制セサルコト

一 粧飾シタル娼妓ヲシテ通行人ノ目ニ觸レシメサルコト

一 公衆ノ見透シ得ル座敷内又ハ客室ニ非サル場所ニ於テ遊興ヲ爲サシメサルコト

等ノ如キ、前示貸座敷指定地標準内規と照應して、取締官憲が此等ノ營業をせり明るみへ出さないうやうに努めてある用意の程が窺はれる。

昭和四年未現在貸座敷指定地五百四十一箇所中、三十箇所には全然貸座敷營業者が存しない。だから指定地とはいつても有名無實のものである。山口縣の十五指定地、島根縣の四指定地、北海道の三

指定地、石川縣及高知縣の各二指定地、京都府、秋田縣、滋賀縣、廣島縣の各一指定地がそれである。

現在貸座敷の存する五百十一箇所の指定地に於ける營業者数は一萬一千百五十四であつて、京都府の二千三百五を最高とし、大阪府の一千六百二十三、東京府の七百六十二、石川縣の五百二十四等之に亞ぎ、埼玉縣の十(最近廢止せられた)を最低とす。

營業者數二百以上を算する指定地——大遊廓——は、大阪市南區

五花街遊廓(四百九十九)、京都市東山區祇園町甲部(四百四十九)、

同市同區宮川町(四百十八)、京都市淺草區新吉原(二百九十五)、同

市深川區洲崎岸天町(二百八十六)、大阪市西區松島遊廓(二百五十

七)、京都市下京區七條新地(二百三十七)、那霸市辻町上之藏町(二

百三十四)、京都市東山區祇園下部(二百十五)、大阪市住吉區飛田遊

麻（二百十五）及同市西區新町遊廓（二百十二）の十一指定地である。

之に反して、一指定地に於て僅かに一の貸座敷営業者が存するに過ぎないものは、北海道の十箇指定地、宮城縣の九箇指定地、山形縣の五箇指定地、静岡縣の四箇指定地、福島縣の三箇指定地、千葉山口兩縣に於ける各二箇指定地、岩手、秋田、栃木、東京、長崎、宮崎の六府縣に於ける各一箇指定地、合計四十一の指定地がある。概して營業者數二十以下の指定地が多數を占めてゐる。

三 娼妓數より觀たる貸座敷指定地及貸座敷營業

貸座敷營業者の中で全然娼妓を置いてゐないものは、石川縣の二

12

百七十七（七指定地）、京都府の四十（一指定地）、滋賀縣の二十六（二指定地）合計三百四十三營業者であつて、之等は貸座敷營業といふものゝ其の實質は東京地方の待合と相擇ぶと云ふものである。

貸座敷營業者數より娼妓の數が少いといふ奇觀を呈して居る指定地がちよゝゝある。石川縣に七箇所（營業者二四七、娼妓四四）、福井縣に一箇所（營業者四四、娼妓二七）、滋賀縣に三箇所（營業者六一、娼妓三五）、京都府に四箇所（營業者一、八一、娼妓四一三）、大阪府に三箇所（營業者三〇、二、娼妓四一）、山口縣に二箇所（營業者一三、娼妓九）合して二十四の遊廓がそれである。これは概ね、營業者中に、娼妓を置かず、藝妓等を聘して遊興せしむることを業態として居るものがあるからである。之等の中で最も目につくのは石川縣金沢市愛宕町遊廓の營業者百五十に對する娼妓三、大阪市龍

神遊齋の營業者百七に對する娼妓五、京都市東山區祇園町甲部の營業者四百四十九に對する娼妓三十九の如きである。

前に述べた娼妓を置かざり、營業者及營業者數より娼妓數の少な、遊齋を除き、一營業者當り平均娼妓數は五・五人となる。若し全然娼妓を置いて居る、遊齋及營業者數より娼妓數の少な、遊齋を通算して割合を出してみれば一營業者當り四・四人弱となる。

娼妓千人以上を有する貸座敷指定地は、大阪市西區松島遊齋(三、六五七)で全國娼妓總數の七分四厘弱、同市住吉區龍田遊齋(二、六四六)で全國娼妓總數の五分三厘弱、東京市淺草區新吉原(二、五五七)で全國娼妓總數の五分二厘弱、同市荻川區洲崎弁天町(二、三二九)で全國娼妓總數の四分七厘弱、名古屋市西區旭遊齋(一、五六二)で全國娼妓總數の三分一厘強、京都市東山區宮川町(一、三四〇)で全國娼妓總數の二分七厘弱、神戸市福原遊齋(一、三二九)で全國娼妓總數の二分七厘弱)であつて、以上七箇所は大遊齋といふべきものであらう。

之に反して、一遊齋に娼妓一人を置いて、僅かに昔日の名残を止めて居るものに、北海道厚岸郡中村遊齋、岩手縣紫波郡日詰町遊齋、石川縣鳳至郡守出津所遊齋、同縣珠洲郡小木町遊齋、山口縣熊毛郡曾根村遊齋の五箇所がある。

序だからこゝに附記して置かう、娼妓數の多いことが全國で第一位にして居るのは、大阪府の八千六百七十七人であつて、全國娼妓數の一割七分三厘強。第二位が東京府で、六千四百二十四人の一割二分八厘強。第三位は京都府四千四百九十五人の九分弱。第四位愛媛縣二千六百八十四人の五分四厘弱。第五位兵庫縣二千四百七十三人で五分弱。第六位は廣島縣二千七百七十八人で四分四厘弱。最も少

いは石川縣、三十一人で六毛といふことになつて居る。

#### 四 貸座敷雇人

貸座敷營業者が使用して居る雇人の總数は二萬七千八百五十一人である。此の雇人数は大體に於て娼妓數に正比例する。大阪府の五千五百二十人、これが最も多いものであつて全國貸座敷雇人總數の約二割を占め、次は東京府の四千八百八十三人、總數の一割五分、京都府の三千四百二十九人（總數の一割二分三厘）、愛知縣の千二百九十五人（總數の四分七厘）、兵庫縣の千二百四十五人（總數の四分五厘）の順位になつて居り、埼玉縣の二十二人が一等少ない。

全然雇人を置いておな、營業者が、北海道十四、東京府に一、

16

石川縣に九十九、神奈川縣に二、三重縣に二、大阪府に百七、山口縣に十、福井縣に二十二、廣島縣に三十七、長崎縣に二十三あつて合して二百九十九の營業者は何れも雇人を置いておない。従つて之を置いて居るものは、一萬八百五十五の營業者であつて、營業者一人に對する雇人數は二・六八弱となる。

娼妓の居ない京都府、石川縣及滋賀縣下に於ける五遊廓の營業者二百四十四の許に在る雇人二百十四人、それに雇人を全然置いて居ない前記の二百九十九營業者の許に在る娼妓數四百六十九人とを、雇人總數及娼妓總數よりそれ／＼除外して、娼妓十人に對する雇人の割合を計算すれば五・五七六八弱となり、若し之を除外せずして割合を見れば、五・五六四八弱といふことになる。

千人以上の雇人の居る遊廓は、

遊 廓 名	雇 人 数	全 國 貸 座 敷 遊 興 人 員 数 比 率 (%)	一 營 業 者 當 り
東京市浅草區吉原遊廓	二、〇一八	六・二	七・八〇
大阪市西區松島遊廓	一、六八二	六・〇	六・六
同 市南區五花街遊廓	一、三九一	五・〇	二・八
東京市深川區洲崎遊廓	一、〇六五	四・二	四・〇
大阪市住吉區龍田遊廓	一、〇二二	四・〇	五・二

の五遊廓である。

### 五 貸座敷遊興人員

昭和四年中に於ける貸座敷の遊興人員は大阪府の四百六十六萬四千九十一人及東京府の四百十四萬二千四百九人最も多く、大阪府の如きは全國貸座敷遊興人員の二割五分弱を占め、一營業者當り二千八百七十四人となり、一人の娼妓が一年を通じて五百三十八人を相

手に遊興せしめたことになって居る。東京府は全國貸座敷遊興人員に對する割合は、幾分低率になって居て一割八分二厘弱、一營業者當りの遊興人員に於ては大阪府の約二倍の五千四百三十六人、娼妓一人に對する遊興者亦大阪府よりは多く六百四十四人となって居る。大阪府及東京府に並いでは、京都府の百八十六萬一千五百人（全國遊興者總数の八分二厘弱、一營業者當り八百七十八人、娼妓一人當り五百五十三人）、愛知縣の百四十八萬四千七百一人（全國遊興者總数の六分五厘強、一營業者當り五千百三十七人、娼妓一人當り五百五十三人）、兵庫縣の百二十三萬五千六百二十二一人（全國遊興者總数の五分四厘強、一營業者當り五千五百四十三人、娼妓一人當り四百五十八人）等であり、最も少いのは埼玉縣の一萬六千三百四十七人であつて、全國遊興者總人員の七毛強、一營業者當り千六百三十五人、娼



妓一人當り三百四十一人である。——同縣は昭和五年十二月二十七日より三十日迄に廢娼を實行した。

昭和四年中に於ける全國貸座敷の遊興者総人員は二千二百七十八萬四千七百九十人の多きに對して居る。大正十四年の國勢調査の結果に據れば男性の総人口三千壹萬三千百九人であつて、二十才未満の者及五十一歳以上の者を除けば千九十五萬六千五百十八人、即ち二十歳以上五十一歳未満の者は大体年に一・九回娼妓を相手に遊興して居る計算になる。

昭和四年末に於ける全國貸座敷營業者一人當り遊興人員は二千四十三人、同様に娼妓一人當りの遊興人員は四百五十五人である。

最近五年間に於ける貸座敷遊興人員に就いて比較考究すれば左の通りになる。

年 別	遊 興 人 員	營業者當り遊興人員	娼妓一人當り遊興人員
大正十三年中	二、三、四、五、三九七	二、〇、〇、二	四四七
大正十四年中	二、三、一、三、〇、五一二	一、八、八、二	四一三
大正十五年	二、二、五、八、七、四四〇	一、九、九、九	四四九
昭和元年中	二、二、七、三、八、四四九	二、〇、七、八	四四九
昭和二年中	二、二、七、九、四、三二一	二、〇、四、三	四六七
昭和三年中			

次に遊興人員年百萬以上を算する遊廓を擧げる。

遊 廓 名	遊 興 人 員	昭和四年末現在遊廓に於ける 一、〇〇名當り遊興人員	娼妓一人當り遊興人員
大阪市西區松島遊廓	三、〇、九、〇、四四〇	八、一、三、四	五七一
東京市芝草區吉原	六、六、七、八、三、〇、五	五、六、八、九	六五九
大阪市住吉區飛田	一、九、三、七、五、七、六	七、一、五、二	五八二
東京市探川區洲崎	一、三、七、二、五、三、五	四、七、九、九	五八九





## 六 娼妓揚代金

大正十四年から昭和四年に至る五年間の娼妓揚代金は、實に参億七千九百六拾貳萬參千八百拾貳圓餘であつて、年額七千萬圓以上に達してゐる。これに貸座敷で遊客が費消した酒肴の代金を加算するときは、數倍に上りまことに夥しい金額となるであらう。

揚代金の額は逐年減少してゐる。大正十四年中は七千九百六拾貳萬四千九百五拾九圓餘（鹿兒島縣の分は不明に付除く）大正十五年及昭和元年中は七千八百五拾九萬四千八百七圓餘、昭和二年中は七千參百八拾八萬參千九百八圓餘、昭和三年中は七千五百貳拾八萬四千七百參拾貳圓餘、昭和四年中は七千貳百貳拾參萬五千四百四圓餘であつて、大正十四年と昭和四年とを較べて見れば七百萬圓以上の減少を來して居る。

23

斯く揚代金の減少して來た原因としては、まづ第一に財界の不況を挙げなければならぬ。各人の所得が少なくなった結果遊里の巷に出入する機會が減じ、或は揚時間を短くしたが爲に揚代金の減じて來ることは免れ難いところである。第二は所謂現代人の賣笑婦に對する興味の變化である。昔ながらの經營方法を墨守してゐる貸座敷の下に在る公娼よりか、時代と共に其の生活の移りゆく私娼の方がより多く興味を惹くことは何といつても否めない事實であらう。

24

揚代金を道府縣別にしてみる。——大正十四年中に於ける揚

代金は、大阪府の壹千五百六拾九萬貳千八百九拾壹圓を最高とし、東京府の壹千九百九萬參千五百五拾四圓、京都府の壹千四拾參萬貳千七百九拾八圓が之に次いでゐる。他は以上の三府より著しく少なくなつて、愛知縣五百四拾參萬八百五拾五圓、兵庫縣貳百七拾參萬壹

千石拾九圓、北海道貳百六拾壹萬五千六百拾五圓の順位となつて居つて、埼玉縣の六萬七千參百九拾五圓、これが一等少ない。

大正十五年及昭和元年は、大阪府の壹千五百拾參萬五千八百拾貳圓、東京府の壹千百拾五萬六千參百九拾六圓、京都府の壹千九拾八萬五千九百參拾貳圓、愛知縣五百拾九萬六千貳百九拾壹圓、兵庫縣參百七拾八萬七千參百九拾參圓、福岡縣貳百七拾八萬貳千貳百八拾貳圓、之等が多い分であつて、最低は埼玉縣の六萬貳千五百四拾貳である。

昭和二年に於ては若干の増減はあつた、大阪府、東京府、京都府、兵庫縣、福岡縣といふ順序は狂つてゐない。埼玉縣は依然として最低。

25

昭和三年は東京府が大阪府を抜いて最高となり、第二位大阪、第

26

三位京都府、第四位愛知縣、第五位福岡縣、第六位神奈川縣となつて居る。埼玉縣は前例に依りて最下位である。

昭和四年は、大阪府が壹千參百八拾五萬四百九拾七圓、東京府が壹千五百五拾貳萬九百八拾壹圓、京都府が九百貳拾五萬百九拾六圓、愛知縣が四百八拾五萬四千百拾貳圓、兵庫縣が參百八拾八萬拾九圓、福岡縣が貳百六拾壹萬貳千八百五拾貳圓であつて、埼玉縣の六萬六千貳百八拾九圓が最低である。

五年間を通じてみて、大阪府、東京府、京都府、愛知縣、兵庫縣、福岡縣、神奈川縣、北海道、廣島縣といふ順位になつて居る。

五年間の揚子金総額に對する道府縣の比率を見るに、大阪府一割八分七厘、並、下東京府一割五分六厘、京都府一割三分五厘、愛知縣六分六厘、兵庫縣五分一厘、福岡縣三分六厘となつて居つて、最

も低いものの、埼玉縣の八系である。

試みに、昭和四年末現在の娼妓数を以つて、四年中の揚代金を除してみると、壹千四百四拾参圓となる。これが娼妓一人の昭和四年中に於ける平均稼高である。

東京、大阪、京都、神戸、名古屋の諸都市に在る北遊廓につき、娼妓の樓主に對する借金を調べてみたところ、一人宛平均千四百圓であつた。假りに揚代金全額が娼妓の所得となり、而も之を全部前借金の辨済に充てるとしたならば、一年間稼業に從事すれば、之を皆済して尚剩りあることになる。

最近五々年間に於ける道府縣別娼妓揚代金を次に掲げやう。







道	海	北	縣別	種別	貸座敷所在地	昭和四年末現在 借主数 借主数 借主数	昭和四年末現在 借主数 借主数 借主数	昭和四年末現在 借主数 借主数 借主数	昭和四年末現在 借主数 借主数 借主数
			札幌市	貸座敷	札幌市江別町	三	三	三	三
			札幌市	貸座敷	札幌市石狩町	六	六	六	六
			札幌市	貸座敷	札幌市浪益村	一	一	一	一
			函館市	貸座敷	函館市大森町	八〇	八〇	八〇	八〇
			松前郡	貸座敷	松前郡福山町	一	一	一	一
			茅部郡	貸座敷	茅部郡森町	一	一	一	一
			檜山郡	貸座敷	檜山郡江差町	一	一	一	一
			瀬棚郡	貸座敷	瀬棚郡瀬棚町	一	一	一	一
			壽都郡	貸座敷	壽都郡壽都町	一	一	一	一
			磯谷郡	貸座敷	磯谷郡磯谷町	一	一	一	一
			岩内郡	貸座敷	岩内郡岩内町	一	一	一	一
			小樽市	貸座敷	小樽市入船町	一	一	一	一
			同 市	貸座敷	市榑々枝町(半官遊廓)	一	一	一	一
			余市郡	貸座敷	余市郡余市町	一	一	一	一
			古平郡	貸座敷	古平郡古平町	一	一	一	一
			空知郡	貸座敷	空知郡岩見澤町	一	一	一	一
			同 郡	貸座敷	瀧川町	一	一	一	一
			同 郡	貸座敷	歌志内町	一	一	一	一
			雨龍郡	貸座敷	雨龍郡深川町花園町	一	一	一	一
			上川郡	貸座敷	上川郡永山村	一	一	一	一

貸座敷指定地調

昭和五年六月末現在

B-0920





























備考

熊本	熊本市二本水町 八代郡八代町 宇土郡三角町 天草郡牛深町	七三 一四 六 六	六七一 八二 三六 三九	三四三 二七 一四 一四	九六、四一八 五、〇五二 五七九二 三、六七二	八、六五〇〇〇 三、四四六 二、三五一〇 二、九八六 〇〇〇
大分	大分市大字生石 北強部郡佐賀関町 別府市大字瀬脇新町、栗所入新町 同 大字別府宇楠町 北海部郡下ノ江村	三三 八 四 一 六	一六四 四一 二五四 六六 九	四二 九 一、二六 三四 五	四、六三七 五、九七二 三、四〇五 六、八九二 三、七六四	一六、三三三 一六、三三三 一七、三〇〇 四、八二〇 二、七八六 〇〇〇
宮崎	宮崎市吾妻町 南那珂郡油津町 都城市官丸町大字平田 東臼杵郡細島町 同 延岡町	一一 四 六 一 一	七四 三四 八二 二九 一	二七 一三 二九 二 四	一、九六三 四、七七〇 一七、九六七 六、〇〇六 一、一五八	八、六四一 二、六九三 二六、六九三 三、三三三 一、〇一八 〇〇〇
鹿兒島	鹿兒島市塩屋町(神、村道廓)	三三	三五一	八六	七五、〇四九	二九、四八六 三、三三〇
那覇市	那覇市辻町、上之蔵町	三三 三三	六五九 三五一	四七〇 八六	三一、四二〇 七五、〇四九	四、六三九 〇〇〇

本表中遊興賞は貸座敷揚代金と混同しないやうに注意せられたい

一〇 娼妓名簿の登録

娼妓となるには、自ら警察官署に出頭して名簿登録の申請をしな  
ければならない、代人を以て之を為すことを絶対に許さない。(娼  
妓取締規則第三條) これは、悪質な問施屋に依つて或は子女を苦界  
に沈めてまでも、安逸を貪らうとする状なき親達に依つて、心なら  
ずも娼妓となるが如きことのないやうに、即ち娼妓稼業を為すに付  
ては、努めて本人の意思を尊重するの趣旨に外ならない。本人の身  
の上話を聴いてみて、苟くも第三者によつて其の自由意思を妨げら  
れて居ると認められたものについては、警察署は之が登録を拒否す  
る。

娼妓名簿登録申請書の具備事項は、娼妓取締規則第三條に掲げら  
れてある。同條に具体的に列挙してある事項と、同條の委任によつ

て定められた廳府縣令所定の事項は必ず申請書に書いて置くなければならぬ。

京都府の西陣警察署に保存せられて居るものに例を採つてみる。

娼妓名簿登録申請書（新たに娼妓となる場合）

本籍地 兵庫縣神戸市兵庫東川崎町四丁目十七番地

戸主 常吉二女

現住所 高知縣幡多郡上灘村大字窪津

姓名 笑子

倉守久江

明治四十三年一月廿日生

娼妓ト爲  
右私儀實家赤貧ニシテ其ノ糊口ニ窮スルノミナラズ、  
實母ニ於テハ永々ノ病氣ノ爲家計困難ナルカ故多額ノ  
負債相生シ之ヲ傍觀スルニ忍ヒス何トカ補助致度モ自

ルノ事由  
分ニ於テハ何等覺工得タル職業迎無之不得止協議ノ上  
左記ノ場前ニ於テ娼妓稼業ヲ爲シ相當前借金ヲ得テ家  
計補助ヲ爲スノ必算ニ有之候也

娼妓寮  
業場所  
京都市上京區北前地區域

登録後  
ノ住所  
同區域利生町二百十九番地、貸座敷業寺川照永方

現在  
業本  
人ノ前科  
ナシ

曾テ娼妓  
タリテ有無  
及前稼業  
場所、登  
止ノ事由  
ナシ

揚代金  
北新地貸座敷業組合協定規約ニ基ク

右之通ニ付娼妓名簿登録以下被度依テ別紙ノ籍謄本及實父承諾  
書、實父印鑑証明書相添ヘ此段申請候也



昭和五年八月二十六日

右倉守久江印

西陣警察署長

殿

申請書の終にも書いてある通り、戸籍籍本、實父が其の子女の娼妓となることについて、毛頭異議がない旨を記した承諾書、其の承諾書に捺してある印鑑に對する市區町村長の証明書が添付してある尚別に参考文書として計算書なるものが添へてある。

計算書

- 一、前借金六百圓也 稼業年限 四年六月間
- 一金ナシ 前席主ニ返納金額
- 一金ナシ 前稼業地諸拂及質受金額
- 一金四百七拾圓也 實家補助金額

- 一金ナシ 紹介手数料
  - 一金百圓也 公証費並事務所費及身仕度金
  - 一金參拾圓也 本人ノ小使及旅費
- 右之通り相違無之候

昭和五年八月二十六日

右倉守久江印

計算書に掲げてある「前席主ニ返納金額」といふのは、靴替の場合に前貸座敷營業者に對し、其の稼業中に辦済し得なかつた前借金の残額を返済した金額のことである。「前稼業地諸拂及質受金額」は靴替の場合に於てのみ該當事項がある訳であつて、呉服屋に對する衣裳代の借り、小使錢に窮した結果所持品の質入、之等の度が過ぎると、當面の苦境を脱した、が爲に、深く將來を慮るの程もなく

鞆替に依る前借金で一時を彌縫す。この紹介手数料の在  
ハニトは、朋輩娼妓の誘引か、知己の斡旋かにより、紹介業者の手  
に懸らなかつたのであらう。「公証費並事務所費及身仕度金」の、  
公証費は金銭借用証を公正証書にしたが為の経費であり、事務所費  
は其の齊に於ける同組合事務所の経費の一部を娼妓に負担せしめた  
ものであり、身仕度金は齊入りを為すに付しの衣裳代である。  
此の外に、廳府縣によつては貸座敷業者と娼妓との間に於ける金  
銭借用証書、稼業契約書等をも提示せしめて其の内容を調べて見る  
ものもある。

鞆替によつて再び娼妓と為るものゝ例を次に示す。

娼妓名簿登録申請書（鞆替により娼妓となる場合）  
本籍地 長野縣松本市大字白坂四百七十番地ノ二

戸主 初太郎長女  
現住所 右 同上

妓名 日出丸

如 藤 五 世

明治四十三年六月六日生

娼妓ト為  
右私儀實家赤貧ノ為大阪市西區仲ノ町二丁目ニ於テ娼  
妓稼業罷在リ候處該齊ハ自前稼業ニシテ諸費全部自分ニ  
負担ナルカ故負債相生シ前借金返済ノ見込立難ク候ニ  
附不得止左記ノ場所ニ移轉仕リ稍當前借金ヲ得テ前席  
主へ返金仕リ殘餘金ヲ以テ自分負債償却ナシ尚残り金  
ハ實家補助ニ為スノ心算ニ在之候也  
娼妓稼  
業場所  
登録所後  
同區域四番町百五十一番地貸座敷業岡本約次郎方  
京都市上京區北新地區域

現在、生業、  
本人の前科

ナ  
シ

曾て娼妓  
タリニ有  
無及前稼  
業場所登  
止ノ事由

昭和四年八月ヨリ大阪市西區仲立町二丁目七十九番地  
貸座敷業清水菊次郎方ニ於テ娼妓稼業致シ居リ候處昭  
和五年六月二十三日移轉ノ目的ヲ以テ廢止候也

場代金

北新地ノ貸座敷業組合協定規約ニ基ク

右之通ニ付娼妓名簿登録被下度依テ別紙戸籍謄本及實父承諾書  
並ニ健康証書相添此段申請仕候也

昭和五年六月二十四日

西陣警察署長

殿

右加藤みせ子印

計算書

一、前借金貳千五百圓也 稼業年限 五ヶ年間

一金貳千参百貳拾貳圓也 前席主ニ返納金額

一金百貳拾圓五拾錢也 前稼業地諸種及質受金額

一金五拾圓也 實家補助金額

一金 ナ シ 紹介手数料

一金 ナ シ 公正費並事務所費

一、席主ノ物品借り受ケル 身仕度金

一金七圓五拾錢也 本人小使及旅費

右之通リニ相違無之候也

昭和五年六月二十四日

右加藤みせ子印



御請書

私儀

今般娼妓名簿登録申請ニ對シ特別ノ御詮議ヲ以テ御調査未済ノ  
儘假登録証御下附被成下候ニ就テハ爾後御調査ノ上萬一申請事  
實ニ相違シ稼業不適當ト御認ノ節ハ何時ニテモ御違ニ從ヒ直ニ  
該登録証返納可仕依テ組合取締及ヒ寄寓主ノ連署ヲ以テ請書差  
出候也

昭和五年六月二十四日

申請者 加藤 みせ 子（印）  
寄寓主 岡本 菊次郎（印）  
取締 北新地西部貸座敷組合 正取締 高木寅  
取締高木寅之助（印）  
殿 西陣警察署長

娼妓名簿削除証明御願

本籍地 長野縣松本市白坂町五百八十八番地戸主初太郎長女  
當時 大阪市西區仲之町二丁目七十九番地貸座敷業

清水菊次郎方寄寓娼妓

加藤 みせ 子

明治四十三年六月六日生

右私儀肩書ノ寄寓所ニ於テ御署ノ御認可ヲ蒙リ娼妓稼業中ノ處  
今因稼業上都合ニ依リ京都市上京區北新地四番町貸座敷業岡本  
菊次郎方ハ娼妓出稼契約致候ニ付本日席主清水菊次郎方工員債  
返却シ合意稼業致候故先方所轄警察署工再稼業申請上心要ニ候  
間名簿削除被成下度此段御願申上候也

昭和五年六月二十三日

大阪府九條警察署御中

右相違無事ヲ証明ス

大阪府九條警察署

九條警察署

(承諾書と印鑑証明書とは省略す)

申請書を受理した警察署に於ては、主任の警察官吏が一件書類に目を通して然る後、娼妓たらんとする本人から詳細事情を聴取して書類に掲げてあること、本人の申立と齟齬して居ることを確かめた後、原籍地及現住地所轄警察署に對して身許調査を囑託する。調査した結果、替玉であつたり、本人の真意に出で、居なかつたり。或は、前借金が親元に渡らず、縦令賣家の手に亘つて居ても、それが父兄の酒色の料となり、博奕の資となつて、真に悲惨な窮境を散

72

ふが爲に用じられず、或は曾て娼妓たりしとき自由産業をした経歴があり、再び稼業を爲すは前借金訴訟の目的に出で、居るといふやうな疑あり、又は全然前借金の存しないもの等は、時宜により拒否の處分を爲し、或は諭示して登録申請書を取下げしめ、娼妓となることを止めさせてある。要するに娼妓名簿登録處分に關する警察官廳の態度は極めて消極的である。真に止むに止まれぬ事情があつて、娼妓となるの外他に途がないもののみ登録して居る實状である。内地には外國人の娼妓は居ない。朝鮮人及台湾、樺太、南洋群に於ける上着の民、アイヌ人等何れも然りである。之等の娼妓を認めることになれば、勢ひ醜業婦の渡來を馴致して、風俗取締上まことに欺をからす、弊風を生ずるから、明治三十四年以來之が登録を拒否するの方針を以て臨んで居り、些の例外も認めて居ない。

71

右加藤 丹世 子印

B-0920

0046

一 娼妓稼業年限制限

娼妓は概ね家庭が貧困であつて、止むに止まらねばならぬ事情の下に前借金欲しさに其の境涯に陥る。故に、一旦娼妓となつてから後にも此の貧乏が禍して其の父兄より金の無心を迫つて来る。これは追借金といふ名の下に抱主から融通を受けし之に應じなければならぬやうになる。稼業中に病に罹つて醫藥の料が追借金にかはることもある。虚榮の爲に衣裳や装身具を購ひ或は客に貸す關係上止むを得ざる等々を断めることに因つて追借金をすることもあらう。然るに年制があつても、其の年限は、娼妓となつてからの前借金に對するものであり、追借金が出来たらば、それに相當して年制は延びて来る。共合制、月給制、自給制等のもりか、追借金によつて稼業期間の延長して来ることは敢て言ふを憚らない。

74

流行妓に對しては、更に抱主側の誘惑がある。其の娼妓が少しでも長く自分の店に居て呉れたらば儲かる、だから悪巧な樓主は、流行を追つて衣裳や装身具を買ふことを勧め、其の支拂つた金は追借金として稼業年限の延長を圖る。

之等の弊害を矯める爲には、娼妓に對して覺醒を促す手段を執ることにも必要であらう。樓主を嚴に戒める方法を講ずることも必要であらう。免に削、一日も早く其の境涯を脱せしむるがう努めてやらなければならぬ。

一旦娼妓に身を就めた以上、容易に足を洗ふことが出来ぬ。之が通弊である。此の弊害を防止する爲に考へ出されたのが、娼妓の稼業期間制限である。娼妓名簿の登録申請を受けた場合、稼業期間を調べて一定の期間を超ゆるものは登録を許さぬ。稼業中追借金を

が出来たからといって一定の期間を過ぎ尚継続して娼妓稼業を為すことを認めない。斯した主義を絶対的に採用して居るものに、福井縣、茨城縣、愛知縣、滋賀縣、奈良縣、兵庫縣、島根縣、廣島縣、愛媛縣、熊本縣の諸縣がある。殊に、兵庫縣が既に此の主義を採用し明治三十九年以來實行して居ることは注目に値する。

原則として一定期間を超ゆる稼業を許さないが、例外として、其の稼業中逋借金が出来たり、或は病氣の為に長く休業したといふ、うな特種の理由の存する場合に於てのみ、更に一定期間を限り稼業を為すことを許すものに、青森縣、宮城縣、山形縣、千葉縣、警視廳、石川縣、長野縣、山梨縣、岐阜縣、大阪府、鳥取縣、香川縣、徳島縣、高知縣(年定期のもののみ)、福岡縣、長崎縣、宮崎縣等がある。

76 全然稼業期間を制限してゐないのは、北海道、岩手縣、秋田縣、埼玉縣、新潟縣、富山縣、静岡縣、三重縣、佐賀縣、鹿児島縣、沖縄縣等である。其の他の府縣では、概ね別に制限はしてゐないが、貸座敷同業組合の規約等で年期を定め、或は當業者を懲罰して長期に亘るものを避けしむるやうな手段を講じて居る。

稼業期間を制限して居るもの、中最も期間の長いのが六年、山形縣、警視廳、神奈川縣がそれである。最も短かのは山梨縣、島根縣、宮崎縣の四年である。他は概ね五年となつて居る。稼業期間の制限標準を具体的に定めて居るものに愛知縣がある。之に依れば前借金百圓以下は一年以内、同二百圓以下は二年以内、同三百圓以下は三年以内、同六百圓以下は四年以内、前借金六百圓を超ゆるものは五年以内とかうなつて居る。

前借金制限に關しては茨城縣、福井縣、奈良縣、鳥取縣、香川縣、福岡縣等の諸縣に於けるが如く、廳府縣令に之を定めて居るものもあるが、概ね警察署長に對する訓令、通牒等の形式に依つて居る。之等の問題につき、廳府縣別にし、一瞥を與へてみる。

○北海道 制限してゐない。

○青森縣 取扱内規に依り五年に制限して居る。尤も稼業中に休業し、或は病氣其の他家事の都合等已むを得ない事情の爲、所轄警察署長の認可を受け追借金をした場合は、例外として五年の期間を延長することを認めて居る。

○岩手縣 制限はない。

○宮城縣 大正十五年に改正した婚嫁取締規則施行細則に於ては稼業期間五年以上に亘るもの、又は曾て婚嫁たりし者にして再び

婚嫁を志した場合は、其の前後を道算して五年以上に亘るもの、之等に對しては婚嫁名簿に登録することを拒否する旨を規定し、五年を以て稼業期間の絶對的制限としたが、斯くては稼業制限期間を経過した婚嫁であつて、而も猶借金を負つて居り、且つ廢業しても他に生業の途とてもない、その借金を返済するが爲には、已むなく、他府縣に轉じて婚嫁となるが外はないといふやうなものが往々あつたので、昭和四年十二月に婚嫁取締規則施行細則を改正し、例外的に現に婚嫁稼を為す者であつて、稼業年限満了の際、引續き同一場所に於て婚嫁稼を爲さむとする者については、已むを得ない事情ある場合に限り、廢業制限期間の五年を超ゆるも之を許すこととした。

○秋田縣 制限はない。

○山形縣 昭和二年に娼妓待遇改善に關し、各警察署長に訓令を發し、此の訓令に於て、稼業期間は最長六年とし、家計の補助其の他特殊の事情に依り已むを得ざるものと認むる者のみに付、例外として二年まで延長を許すこととし居る。

○福島縣 縣内に於ける娼妓の稼業期間は殆んど六年以内のものであるから、これ以上別に制限するの必要を認めない。従つて、法規或は取扱内規に於ては、全然之に觸れてゐない。

茨城縣 貸座敷引手茶屋娼妓取締規則に於て、娼妓の稼業年限は五年以内とし、曾て娼妓たりし経歴を有して居る者については其の稼業年限は前後を越して五年を超ゆることを得ない旨を規定し、例外なく、其の最長を五年として居る。

77  
○栃木縣 規則に於ては別に制限規定を置かぬが、實際の

80  
取扱としては、棲主と娼妓との契約を為すに際し、五年以内たらしむるやう常に懲懲して居るから、大体に於て之に依據して居るやうである。

○埼玉縣 制限してゐない。

○千葉縣 娼妓取締に關する縣令に於て、娼妓稼業の期間は前後を越して五年を超ゆることを得ない。但し警察署に於て已むを得ない事由ありと認められた場合は、この制限を越へても差支ない旨を規定して居る、而して所謂已むを得ない事由とは、この制限期間を経過するも猶前借金を消却するに至らず、而も他に返済の途の全然ないものゝ如きがそれである。

○警視廳 法規に於ては別に制限して居ないが、法規の執行心得に於て、娼妓名簿登録の際は、娼妓及棲主に對し、なるべく前借

金を小額にし、稼業期間はつとめて短かくするやうに諭示せよといつて居る。で、之が取扱については、稼業期間は六年を限度とし、この六年を経過するも已むを得ざる事情存し、稼業を継続せしめなければならぬものと認めらるゝものか変更は二年の延長を許して居る。

○神奈川縣 稼業期間につき規則又は取扱内規等に制限を設けて居ない。然し、實際の取扱としては、前借金が多寡に應じ、三年乃至六年を限度として登録して居る。

○新潟縣 制限がない。

○富山縣 同様制限はない。

91  
○石川縣 始め娼妓となるときは、別に其の期間を制限しないが、契約の期間が満了して更に之を延長し、或は一且娼妓稼業を

82  
廢めて再び娼妓となることは漸然禁遏して居る。

○福井縣 娼妓取締規則施行細則に於て、娼妓の稼業期間は例外なく五年に制限して居る。

○山梨縣 原則として四年とし、たゞ已むを得るゝ事情の存する場合に於てか一年以内延長し得ることを認めて居る。

○長野縣 法規或は取扱内規に於ては、全然制限して居ない。が松本市に於ける貸座敷業者のつくつて居る、横田遊廓娼妓救済會の會則中に、此の問題に觸れて居るものがある。而も其の實施の情況に徴するに、娼妓楼主共にこれを勸進して居るさうだから、興味を惹く。次に掲げてみやう。

横田遊廓娼妓救済會會則第七條抜萃

本會ニ於テ行フ事業ハ左ノ如シ

一、五年以上稼業ニ精勵セシモ債務未済ノ者及一年以上稼業セル

者ニシテ病弱其ノ他ノ事由ニヨリ稼業ニ堪エサル者ハ本會ニ

於テ債務ヲ辨濟シ廢業セシムルモノトス但シ五年以上ノ精勵

者ト雖契約當時ノ前借金以外ノ追借金年額百圓ヲ超エル者ノ

超過額ニ對シテハ代齊ノ限ニ在ラス

前項ノ場合ハ樓主ハ貸金現在高ノ三割ノ權利ヲ拋棄スルモノ

トス

○岐阜縣 規則、内規等には制限規定はない。従つて、各警察署

の取扱振りも必ずしも齊一ではない。か、概ね五年以内に制限し

或は前借金二百圓につき稼業期間一年の割合を以て契約せしめ、

其ノ他長きに過ぎると認めらるゝものは諭示して之を短縮せしめ

つゝある等、何れも最少限度の稼業期間の契約を爲さしむるやう

努力して居る。

○静岡縣 制限は置いておない。

○愛知縣 法規には稼業期間については別に觸れて居ないが、内

規により尤の通り制限して取扱つて居る。

前借金百圓以下は 一年以内

前借金二百圓以下は 二年以内

前借金三百圓以下は 三年以内

前借金六百圓以下は 四年以内

前借金六百圓を超ゆるものは五年以内

○三重縣 制限はない。

○滋賀縣 規則に於ては制限して居ないが、其の取扱内規で、五

年以上の稼業期間は絶対に許さない、而して、此の期間の計算に



については、縣内に關するもののみとし、他府縣より所謂兼管して来た者については、他府縣に於けるものは計算に入れず。尤も五年以上稼業したいが爲に、一旦縣内より他府縣に兼管し、更に縣内に歸つて来た場合は、其の登録を拒否する。

○京都府 規則及内規に於て制限は附し、るをい。しかし樓主及周旋業者が談合の上五年を超ゆる契約は之を爲すをい。ことを通例として居る。

○大阪府 規則内規等に於て制限に關する定はないが、事實上の取扱は最長を五年とし事情已むを得ずと認められるもののみに限り、この期間満了後に於て期間の更新を認める。

○兵庫縣 明治三十九年訓令を發し五年以上に亘る稼業は絶対に之を許さない。

○奈良縣 娼妓取締規則施行細則に於て、稼業期間は縣内に於けるもの五年を超ゆるを許さないこと、しく居る。

○和歌山縣 規則内規等に別段の定は置いて居ないが、事務を處理する場合に、徒らに長期に亘る稼業契約は之を爲さしめないやうに努力して居る。

○鳥取縣 娼妓取締規則施行細則に於て、稼業期間は縣内を通じて五年を超ゆることを許さない。尤も事情已むを得ざるものありと所轄警察署長が認定した場合は、娼妓の意思に基き、一年の範囲内にて稼業の継続を許す。

○島根縣 絶対に四年を超ゆることを許さない。而して、稼業契約の内容に初め約定したる期間を延長し得るが如きものは差止めて居る。

○岡山縣 規則内規等に制限すべきことを命じて居るが、事實上五年以上に亘る契約を爲す者はない。

○廣島縣 内規を以て五年に制限して居る。

○山口縣 娼妓名簿登録に際し、其の申請書に稼業期間を記載し、所謂期間附登録の制を採つて居る。即ち申請書に掲げてある期間が満了したならば、當然名簿を削除せられ、娼妓を廃せられざるやうになる筋合のものである。此の期間は四年が最長である。但し稼業中休業日数が多かつたり、或は借借金が生じ、之を返却するが爲だとか、特殊の事情があるものについては一年を超へず、範圍内で其の期間を延長せしむることを認めて居る。

○徳島縣 規則内規等で制限を附して居るが、之が實際の取扱

りを見ると、徳島市の貸座敷に於ては、所轄警察署が五年を超ゆることを禁止して居る。撫養町の貸座敷については所轄警察署に於て別に制限してない。

○香川縣 大正十五年に娼妓取締規則施行細則を改正し、稼業期間は縣内を通じて五年を超ゆることを許さない。尤も例外として特別の事情があつて、而も娼妓の真意に依り出で居ると認めらるる場合は、所轄警察署の認定に依り一年以内更に稼業を継続せしめることにした。

○愛媛縣 娼妓取締規則施行細則に依り稼業期間を五年に制限して居る。

○高知縣 實際の取扱上五年以内として居るが、其合制娼妓であつて其の期間内に前借金を皆済出来なかつたならば、其の皆済す

べき見込日数を期間満了後追加せしむることを認めて居る。年期制娼妓については、縦令病氣等が為休業し、この休業日数を補填することを理由として期間満了後稼業を為ししめることを絶對に許さない。

○福岡縣 大正十五年に貸座敷娼妓取締規則(縣令)を改正し、娼妓の稼業年限は原則として五年以内とし、已むを得ない事情の存する場合に於てのみ更に二年内を限り稼業することを認容した。而して、貸座敷娼妓取締規則取扱手續に於て稼業期間延長の限度を示して居る。それは次の通りである。

一、疾病、妊娠、分娩、旅行等の休業に對する補充稼業を為す為必要ある場合に於ては一年内。

二、前示以外の事由を以つて稼業を休止し、其の補充稼業を為す

必要ありと認めたる時は、其の休止した期間、但し二年を超ゆることは断じて許さない。

三、前借又は追借等の債務完済の爲、継続稼業を為す外他に途なき場合に於ては一年内。

○佐賀縣 制限はない。

○長崎縣 稼業期間は原則として五年以内とし、特別の事情ある場合に於てのみ二年の範囲内に於て稼業の継続を許すを例外とする。

○熊本縣 大正十五年より娼妓稼業を五年以内は制限し、之を同業組合規約中に規定せしめて實行して居る。

○大分縣 五年以内に制限して居る。

○宮崎縣 四年を超過せざることを原則とする。但し警察署長に

於て己むを得ない事情ありと認められたものについては、前後を通じて五年に達するまで稼業を許すことがある。

○鹿児島縣 制限がない。

○沖縄縣 制限は存しない。

## 一二 娼妓稼業契約

娼妓稼業を爲すについては事實上前借金に存することを前提とする。大審院の判示によると、これに依れば、娼妓稼業は公認せられ居るヲ以テ債務者タル娼妓が債権者ニ對シ自己ノ營業上ヨリ生スル收益ヲ以テ債務ノ辨済ニ供スヘキトヲ約スルモ毫モ公ノ秩序若ハ善良ナル風俗ニ反スル所ナシ(明治三五、大民)である。即ち判例は、娼

92

妓が公認の業である以上、其の稼業所得を以テ前借金に充てる旨の契約をしても、民法第九十條に所謂公の秩序又は善良の風俗に反する無効の法律行為ではないといふのである。また判例は、

3、

△娼妓契約ニ關シ身体ノ拘束ヲ目的トスル契約ハ自由契約ノ範圍外ナルヲ以テ當然無効ナリ(明二九、大民)

△娼妓が貸座敷業者ニ對シ一定ノ年期中勞務ニ服スルトノ契約ハ法律上無効ナリ(明二九、大民)

△貸座敷業者ト娼妓トノ間ニ於ケル金錢貸借上ノ契約ト身体ヲ拘束スルヲ目的トスル契約トハ各自独立ニシテ身体ノ拘束ヲ目的トスル契約ハ無効ナリ(明三三、大民)

従来は、前借金即ち金錢消費貸借に關する約定と娼妓稼業に關す

る約定とを同一証書に認め、居りしかるが、最近に於ては前者——金銭消費貸借契約——と、後者——稼業契約——とを別箇に証書と爲し、金銭消費貸借の分は特に公正証書として居るものがある。此の種の公正証書は、金銭消費貸借の債務不履行の場合に於ける強制執行の認諾を主として書いて、娼妓稼業については片言隻句も及んで居ないことに特色がある。尤も中には稀に、金銭消費貸借と稼業契約とを一通の証書に記し、其の内容には娼妓の自由を拘束するやうな事項をも表はして公正証書として居る大膽なものもある。

稼業契約書中に認められて居る事項であつて、不法又は不當の嫌あるものを拾ひ出してみる。

△稼業中貴殿ノ御都合ニ依リ、貸座敷業者ノ名前替又ハ譲渡罷業休業

等被成候場合其ノ他貴殿ノ御都合ニ依リ御相談有之候節座敷替ノ御請求ニ應スヘク決シテ違議申間敷ハ勿論之ニ對スル手續書全部取揃提供可致候事

△娼妓ノ外出ニ際シ附添ハニ要スル一切ノ旅費ハ娼妓ニ於テ負担致候事

△満一年以内ニ債務ヲ完済セヌシテ廢業轉稼等ヲ爲シタルトハ違約金トシテ前借金額ノ一割ヲ抱主ニ支拂フコト

△債務ノ辨清ヲ爲サスシテ家出逃去シタルトハ之ヲ捜索ニ要シタル費用ハ債務者ニ於テ負担スルコト

△一年以内ニ鞭替又ハ廢業シタルトハ娼妓ハ抱主ヲ當初紹介業者ニ支拂ヒタル周旋料ヲ償還スルノ義務ヲ負フ

註||紹介業者取締規則に紹介手数料の半額以上は貸座敷業者に於

（員担すべし旨の強行規定の服法的行約）

△一年以内ニ廢業又ハ仕管ヲ爲シタルト又ハ借入金精算額ノ百分ノ二十、二年以内ハ百分ノ十五、三年以内ハ百分ノ八ヲ辦償スルコト

△契約期間満了六ヶ月前ニ於テ抱主年期中ニ借付元利金皆済ノ見込ナシトシ營業継続ヲ求ムルト又ハ謀ニ之ニ應シ継続營業ヲ出願シ此ノ契約ト同一條項ヲ以テ相當年月ヲ豫定シ継続稼業致スヘキト

△抱主及娼妓ニ於テ不利益ト認ムル遊客ハ抱主ニ於テ登樓謝絶被致トモ異議ナキコト

△本人ハ貴殿方ニ於テ同居稼業ヲ開始シ爾後滿一年以内ニ休業、廢業又ハ同居稼業ヲ爲シ又ハ所在ヲシフ不明トシメタルト又ハ違

約損害賠償トシ金百圓也ヲ掛者其連帶責任ヲ以テ異議ナク違ニ辦償可致事

△遊客ノ其ノ登樓ノ初會タルト再會タルトヲ問ハズ遊興ノ許可ハ貴否ハ貴殿又ハ貴殿ノ代理ノ指圖ニ從ヒ娼妓ニ於テ一切客喙セザルコト

△出稼中轉業又ハ廢業セントスル時ハ收支精算簿ニ依リ決算ノ上不足ノ分ハ悉皆支拂可致ハ勿論此外契約當時ノ實費並同旋料旅費共支拂可致右皆者ニ相次帳並決シテ聘請又ハ廢業致間數事ヲ特ニ契約致減事

△何某公証役場第三九三五號証書ニ於テ貴殿ヨリ借受タル金額ノ利息ハ一箇月十圓ニ付八錢三重三毛ノ証書アルモ事實ハ一箇月一分二重五毛ノ御約定ニ付公正証書面一均ハラス毎月御約定ノ割合ヲ

以テ相違ナク利息相拂ヒ可申事

註||公正証書に於ては利息制限法に反せざるも別ノ契約書に於て之に反せる契約を爲せるもナク例||

△稼業者中途ニ於テ稼業轉業スル場合ハ違約損害トシテ本契約ノ爲止ムヲ得ス要シタル周旋料、旅費及宿泊料等ノ實費ニシテ債權者カ既ニ支拂ヒタル金額ヲ支拂フモノトス

△乙(娼妓)カ必要ニ依リ借入金ヲ爲シタル場合ニ豫メ同意ヲ求メサルゴトゾルモ丙(親権者及過借債務者)ハ其ノ責任ヲ免ルルエトヲ得サルモノトス

△娼妓カ債務未済中逃走シタルトスハ債務者ニ於テ搜索シ速ニ稼業ニ就カシムルハ勿論搜索ニ要シタル費用一切乙及丙ニ於テ負担スルモノトス

78

△拙者(娼妓)外出ノ場合ハ保護ノ爲貴殿ノ指定スル附添人ヲ同伴スヘキコト

外出ノ際ニ於ケル附添人又ハ出迎人ノ費用ハ拙者(娼妓)負担タルヘキコト

△債務者カ税金等ニ差支稼業ノ見込立難キ場合ニ於テ債權者ヨリ他ヘ轉寄寓ヲ爲スヘキ請求アリタルトスハ異議ナク轉寄寓ノ手續ヲ爲スヘシ

△拙者(債務者)ニ於テ今後本契約ノ事項ニ關シ質問其ノ他對談ノ必要ヲ生シタルトスハ拙者又ハ連帶保証人共ノ内自カラ之ヲ爲スヘク決シテ代理人等差出ササルヘシ若シ之ニ違背シ代理人差出シタルトスハ貴殿ハ之ヲ拒絶セラルルモ拙者及連帶保証人一同異議ナキコト

△死亡等ノ為貴殿ニ損害ヲ生シタルトスハ異議ナク賠償可致事

娼妓稼業に關する契約を分つて(一)年期制(二)月給制(三)歩合制(四)年期歩合折衷制(五)自賄制の五種と爲すことが出来ると思ふ。

年期制と稱するのは、夙に一般的に行はれた制度であつて、娼妓となるとス、當事者間に稼業期間を定めて置いて、其の稼業期間が満了するこゝによつて債權債務は消滅する。此の制度は、抱入れた娼妓が所謂流行妓であつたならば抱主は利得をするが、否らざる場合に於ては損失を招くことがある。假りに千圓の前借金で四年の年期によつて、同時に、甲乙二人の娼妓を抱へたとする。甲は、四年間に其の賣揚四千圓に達し、乙は辛うじて其の間千圓の賣揚があつたのみであつても、甲乙同時に、齊しく債務を辨済したこゝになつて、かなり不合理な制である。

100

月給制。これは抱入れやうとする娼妓の實に應じて、毎月給金を定める、而して、此の給金を以て前借金を所謂済前に辨済し、ゆく、給金は大体に於て不変のものであつて、稼高が多かるといつて昇給するものでもなれば、また、縱令少いからといつて減給せられるものでもない。従つて、抱入れられたとスに於て、債務弁済に因る稼業廢止の時機は豫定し得る訳であつて、事實上年期制と相擇ぶところは無い。

歩合制は、年期制や月給制に比し、合理的であり進歩的である。揚代金を抱主と娼妓とが一定の割合によつて取得する。換言すれば利益分配制である。「五―五」、「五五―四五」、「六―四」、「四―六」といふやうな割合のものが多い。で、娼妓はこの分配金を抱主に提供して、漸次抱主に對する前借金を弁済してゆかうといふのである。



分配金の額が前借金額に達したとき、債権債務の關係は消滅し、稼業を廢止してもよいことになる。揚代金分配歩合々へ公正であるとしたならば、抱主の介は營業取得であり、娼妓の介は勤勞所得であるともいひ得やう。

年期歩合折衷制といふのは、娼妓となること、稼業期間を定めて置くと同時に、抱主と娼妓との間に揚代金分配の割合を定めて置いて、娼妓の揚代金取得分が前借金額に達したならば、縱令稼業期間は満了しなくとも隨意に稼業を廢めてよい。また稼業期間満了までに揚代金取得分が前借金額に達しなくとも、其の期間が満了することによつて當然に債務は辨済したことに見做され、稼業を廢し得るといふ制度である。つまり、これは年期制と歩合制の折衷制である。自賄制、藝妓等の自賄（自前と書くものもある）といふのは、地

102

方によつては、往々前借金を有せず、事實上独立して稼業に従事して居るものを指して居るが、こゝにいふ自賄は之と異なる。抱主から一定金額の前借を爲し、借主たる娼妓は貸主たる抱主の家に寄寓し、毎月食費、諸道具衣類の損料、座敷料などを抱主に支拂ひ、揚代金は娼妓自ら其の全額を取得する。而して此の揚代金を以つて、漸次前借金を拂つてゆく、稼業期間の定めもなければ、利益金分配の約定もなく、また月給等の契約も全然ない。

娼妓稼業に關する契約は、以上の五種類に分類することが出来る。しかし地方によつては、年期制であつても、揚代金の一割位を別に與へて居るものもあるし、或は小使錢と稱して定額を給して居るものもある。が、之等の給與があつても年期制たることを失はない。また、歩合制を採つて居るものであつて、契約の時に、稼業期間を

定め其の期間満了の時までの揚代金取得金が、前借金に達しなかつたならば、債務者たる娼妓及其の保証人が連帯して、残余の債務を辦済するの責に任すべきことを約して居るから、結局継続して稼業に従事するか、他に鞍替して未済の借金を拂ふか、何れにかしなり札ばならないといふことになつて、期間の定は、たゞ娼妓名簿登録の便宜に過ぎないものが、かなり多いやうである。尤も、之等のもの中には、最近稼業期間が満了したならば、前借金未済の場合であつても、快く抱主が残余の債務履行を免除してやつて居るものもあるさうであるが、畢竟抱主の恩惠的措置であつて、契約自体の關するところであつて、事實上に於ては年歩合折衷制と同様に取計つて居ても、契約書の上から見たならば、矢張り歩合制であることを断言するに躊躇しない。

尚中國及九州の或る地方に於ては、當業者が歩合制のものも自賄と呼んで居ることを附記して置く。

貸座敷指定地には、貸座敷同業組合があつて、其の組合規約によつて、各貸座敷業者の契約方法を一定して、年歩制、月給制、歩合制、年歩歩合折衷制、自賄制等の内何れかの一に據らしむるやうにして居るものもあれば、或は全然各自の自由に委して居るものもある。従つて、道府縣の中には、其の管内同一の制を採用して居るものもあれば、或は、指定地毎に異なる制によつて居るものもあり、若は、同一指定地内に於ても業者によつて之を異にし、其の甚しいものに至つては、同一業者であつても、娼妓の異なる毎に、之を異にして居るものもある。

手許にあるものは、道府縣に照會を發して、其の管下に於ける代

表約の契約書類三四种を取寄せたものに過ぎないから、之を以つて全般を推すことは無理ではあるが、之等ノ材料を綜合して考え、大体に於て、年期制及年期歩合折衷制は近畿、北陸、中國、四國、九州地方に多く、歩合制は關東、東北、東山、東海地方に多いやうに思はれる。月給制は長崎及岩手、兩縣下に適例がある。此の月給制と自賄制は極めて稀であつて、歩合制、年期制、年期歩合折衷制が大部分を占めて居るのであらう。

次に稼業契約書の例を示さう。

年期制。

(1) 京都市に於けるもの

契約證書

何 某外三名ハ連帶ヲ以テ貴殿ヨリ金何 圓也ヲ借受ゲタル

ニ付其辨濟方法トシテ左ノ事項ヲ履行スベキコトヲ約諾ス

第一 何 某ハ娼妓取締規則(山形省令)第三條ニ據リ所轄警察官

署ニ於テ娼妓名簿ニ登録セラレタルニ付何 年何 月 何

日ヨリ何 年何 月何 日迄滿何 年何 ヲ月間貴殿方ニ寄

寓シ娼妓稼業ヲ爲スモノトス

第二 前項ノ通契約期間ヲ定メタリト雖何 某ハ之ヲ爲メニ廢

業轉居其他ノ自由ヲ拘束セラルルモノニアラズ廢業又ハ轉居

ノ際ハ單ニ本契約第五項ニ則リ借入金ヲ辨濟スルモノトス

但シ別途ノ借入金アルトモハ同時ニ辨濟スベキモノトス

第三 何 某ガ貴殿方ニ寄寓就業中娼妓稼業ニ必要ナル衣裳及

ヒ一定ノ費用ハ貴殿ヨリ給付セラルルモノトス又賦金其他ノ公

課廓費並食料住居ニ關スル費用ハ貴殿ヨリ支辨セラルルモノ

トス

茅四 契約期間中何 某ノ稼金全額ハ借入金ノ元利並茅三項ノ諸費用ニ充當セン為メ貴殿ニ收得セラルベキモノトス

但シ客ヨリ興ヘラレタル纏頭其ノ他ノ金品ハ何 某ノ所得タルコト勿論トス

茅五 契約期間ノ中途ニ於テ廃業又ハ轉居スルトキノ辦齊ニ關スル計算ハ契約期間ノ日数ヲ借入金額ニ割當テ就業シタル日数ニ相當スル金額ヲ引去リ其ノ残額ヲ即時辦齊スルモノトス  
但シ茅四項ニ據リ借入金ニ對スル利息ハ既ニ支拂フタルコトトナルヲ以テ本項ノ場合ニ利息ヲ附セザルハ勿論ナルモ別途ノ借入金ニハ利息ヲ付スルモノトス

茅六 契約期間中疾病其他ノ事由ニ因リ就業セザル日アルトキ

ハ之ヲ期間ニ算入セズシテ更ニ其日数ヲ延長スルモノトス

茅七 契約期間中ニ若シ何 某ガ外出シテ其儘復歸セザルトキ

又ハ正當ノ事由ナクシテ就業セザルトキハ貴殿ハ任意茅五項ニ則リ連帶債務者ニ對シ辦齊ヲ求ムルコトヲ得別途ノ借入金亦同ジ

茅八 何 某ガ死亡シタルトキ又ハ疾病ニ罹リ官署ヨリ娼奴稼業ヲ禁止セラレタルトキハ残存セル債務ヲ免除セラレルモノトス

茅九 契約期間満了シタルトキハ互ニ過不足損益ヲ論セザルコトヲ約諾シタルヲ以テ別途借入金ノ外債務ノ終リタルモノトス

茅十 本契約ニ關スル訴訟管轄ハ貴殿ノ住居ヲ管轄スル裁判所

ヲ以テ其管轄ト爲スベキトヲ承諾シタリ  
 右之通約諾シタルニ相違ナキヲ以テ其証トシラレニ署名捺印ス  
 本証書 何 年何 月何 日 何 市何 町何 番地  
 何 某宅ニ於テ作成ス

何 某印  
 何 某印  
 何 某印  
 何 某印

(山)金澤市に於けるもの

金員借用並ニ返済方法ニ關スル契約証書  
 一金何 圓也 通貨

利率ハ制限法ノ規定ニ從テ

右金額貴殿ヨリ正ニ借用仕候處確實也然ル上返済ノ義ハ何 年

何 月何 日娼妓名簿登録ノ日ヨリ向テ満何 間即チ何

年何 月何 日迄トス毎月末日限リ金何 圓宛ルノ名條項ニ

基テ漸次辨済可仕候萬一壹度タリトモ延滞候節ハ月賦辨済ニ不

拘元利金一時ニ請求相成候トモ無異議ハ勿論即時皆済可仕候

第一條 娼妓何 某ハ前額債務金ノ辨済方法トシテ此契約締結

ト同時ニ警察署へ稼業出願ノ手續ヲ爲シ名簿登録アリタル日

ヨリ債務辨済期限間貴殿方ニ於テ稼業ニ從事致シ貴殿ハ其ノ

所得金ヨリ税金ヲ納メ残余ノ全部貴殿適宜所有ト可被成候

第二 此契約期限中双方間ノ負担スヘキ項目尤ノ如シ

一、要結債毎月幾ツ宛



一、湯賃ハ凡テ抱主ノ負擔トス

一、客席ノ着物ハ

一、平生ノ着物ハ

一、使用紙ハ毎月

一、化粧料

第三條 本條約期間中無漸廢業若シクハ家出シタル場合本人ニ於テ債務ヲ辨濟セザル時ハ保証人ニ於テ負擔償却仕リ毫モ貴殿へ損害相掛ケ申聞敷候

第四條 本條約締結後満何ケ年以内ニ違約スル場合ハ金何圓ノ損害ヲ貴殿ニ支拂フモノトス

第五條 貴殿ノ都合ニ依リ也へ出稼ゴヒシメラルル場合又ハ此ノ債權ヲ他へ譲渡セラルルモ異議申聞敷候

112  
第六條 本人及び保証人共本條約ニ關シ貴殿等ノ間柄ニ於テ訴訟提起ヲ為スコトアル時ハ此條約締結當時住居地ノ裁判所ヲ以テ管轄裁判所ト定ムルコトニ同意致候事

第七條 此條約期間内休業疾病等ノ故障無之速ニ稼業ヲ為シ期限満了スル場合ハ計算ノ結果稼業所得金ノ債務額過不足ヲ生スルコトアルモ該債務元利皆清ト見做シ貴殿ノ債務ハ期限満了ト同時ニ消滅シタルモノトス

但シ稼人ノ都合上ニテ休業シ若クハ疾病ノ為メ休業スル場合ハ此條約期限満了後継続稼業ヲ為シ日不足勤メスルコト若シ不能バ日割ヲ以テ辨濟ノ義務履行可致候

右金圓借用並ニ條約ヲ確證スル為メ保証人ト共ニ為後日龍ニ署名捺印仕候

但三本契約ハ何 年何 月何 日某 地何 番地ニ於テ  
之ヲ締結ス

借主兼縁人 何 某印

連帯保証人 何 某印

何 某印

(ハ) 徳島市に於けるもの

金銭貸借契約書

一金何 圓也

右者何 年何 月何 日標記ノ金員利息年壹割ノ定メニテ債権  
者雇主何 某ヨリ借受債権者ハ次條ノ年齊方法ヲ承諾シテ之ヲ  
貸與シタリ

第一條 前條借用元利金ノ年齊方法ハ債務者何 某ハ其之實父  
何 某ト協議ノ上債権者方ニ寄寓シテ娼妓營業鑑札下附ノ日  
ヨリ向フ何年何月間娼妓營業ヲ為シ其都度即時該營業上ノ收  
入金全部ヲ債権者ノ所得ト為シ其ノ收入金ノ多寡ニ不拘右年  
期ノ満了ニ因リテ借用元利金ノ皆積ト為スベキモノトス  
第二條 債務者ハ左ノ事項ヲ約諾セリ

一、借用金皆齊以前ニ何 某カ聲業休業轉席逃走其他之ニ類似  
ノ行為ヲ為シ本契約ヲ履行スル意思ナキト債権者ニ於  
テ認定スルトキハ總テ違約ト看做シ借用金及凡記賠償金額  
ヲ約定年期限即チ何年何月間ニ割當テ右年期中ヨリ既ニ營業  
ヲ為シタル日數ヲ控除シ其残日數ニ對スル借用金割當金額  
ニ借用當日ヨリ支拂済迄ノ約定利息金及本契約ニ基ク雇人

償費々用ノ損害賠償余何 圖ニ對スル右残日數ニ日割々當

金額ヲ加工催告ヲ要セス即時弁済スルコト

二債務者自己所要ノ常着衣類鏡台廻リノ費用等ヲ支弁スベキ

コト

第三條 債務者ハ左ノ事項ヲ承認セリ

一何 某ノ營業中ノ食糧ノ給與税金ノ支拂並ニ營業用衣裳ノ

供給等ハ債權者ノ負担タルベキコト

二何 某ガ客人ヨリ貰受タル金銭物品ハ同人ノ所得ト爲スベ

キコト

第四條 保証人ハ債務者ト連帶シテ本契約ニ基ク金銭債務ノ年

濟ヲ爲スベキコトヲ約諾セリ

第五條 債務者及保証人ハ本契約ニ依ル金銭ヲ年齊セザルトキ

ハ直ニ徳島區裁判所ノ強制執行ヲ受クルモ異議ナキコトヲ約

諾シタリ

右金銭貸借契約証書依テ如件

何 年何 月何 日

何 某(印)

保証人 何 某(印)

同 何 某(印)

歩合制

(1)秋田縣湯澤町に於けるもの

娼妓稼業契約書

今般何 某事雄勝郡湯澤町貸座敷營業何 某方ニ於テ娼妓稼業





ヲ目的トシ金何 圓也ヲ前借シタルニ依リ契約スルコト尤ノ如シ

第一條 甲乙ハ營業若ハ稼業ニ關スル諸法規及關係規約並本契約ヲ遵守シ決シテ違背ヒザル事

第二條 乙之所得ハ毎客ノ玉代五分トシ残五分ハ甲ノ所得トスル事

第三條 甲ハ乙ニ對シ毎月稼高ノ百分ノ五以上ヲ小使トシテ賞典スル事

第四條 甲ハ乙ノ收得金ノ内ヨリ厄記種目ノ費用ヲ控除シタル残額ヲ前借金及臨時借入金ノ年済ニ充ツル事

一、娼妓賦金 貳圓六拾錢  
ニ、食 費 拾 圓

三、相愛會費 五 拾 錢

第五條 甲ハ乙ノ使用スル部屋、電燈、夜具、炭湯、洗湯ノ各料金ハ勿論其ノ修繕費其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ前條ニ掲グル費用ノ外乙ニ負担セシメザル事

第六條 乙ノ要スル衣類(揃着ヲ除ク)化粧品等ノ身廻品ハ之ヲ乙ノ負担トス

第七條 甲乙ノ間ニ於テ一時ニ金五拾圓以上ノ貸借ヲ為サムトスルトキ又ハ隨時貸借五拾圓ニ達シタル場合ハ所轄警察官署ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ無効トスル事

第八條 甲ハ乙ノ日用品及物類、化粧品ヲ供給スル場合ハ商店ヨリ購入シタル價格若ハ市價ヲ以テ計算シ其ノ証憑書類ハ乙ニ交付スル事



第九條 王代ハ甲乙協議ノ上之ヲ定ムル事但シ之ヲ変更スルト  
×亦同ジ

第十條 甲ノ乙ニ對シ供給スル食物ハ乙ノ支拂ヲ食費ヲ實費ト  
シ決シテ粗悪ナル物ヲ供給セザル事

第十一條 乙ガ稼業ニ因ル疾病治療ノ爲入院中ノ食費ハ甲ニ於  
テ補給スル事

第十二條 乙ハ自ラ遊興費ヲ代年シテ客ニ遊興セシメザル事  
甲ハ如何ナル場合ト雖客ノ遊興費ヲ乙ニ代年セシメザル事

第十三條 甲ハ乙ノ稼業ニ要スル仕度金壹百圓限り前借金中ヨ  
リ控除シ之ニ充ツル事ヲ得

此ノ場合ハ乙ト協議ノ上必要ナル現品ヲ整へ壹箇月以内ニ全  
部乙ニ交付スル事

120

第十四條 甲ノ責ニ歸スベキ理由ニ依リ甲ノ營業禁止若ハ停止  
セラレタル場合ニ於テ乙ノ被ルベキ損害ハ甲ニ於テ負担スル  
事

第十五條 乙ノ責ニ歸スベキ理由ニ依リ生シタル損害ハ正確ナ  
ル實費ノミ乙ノ負担トシ甲ノ責ニ歸スベキ理由ニ依リ生シタ  
ル損害ハ乙ノ負担トスルヲ得ザル事

第十六條 乙ハ登録ノ日ヨリ滿一年以内ニ轉座又ハ廢業セムト  
スルトキハ雇入當時ノ費用ヲ賠償スル爲前借金ノ一割ヲ違約  
金トシテ甲ニ支拂フ事、又一年以後ニ於テ轉座又ハ廢業セム  
トスル時ハ前借ノ日ヨリ起算シ前借金ニ民法上ノ法定利息  
ヲ附シ甲ニ弁済スベキ事

第十七條 乙ハ甲ヨリ貸與シタル物品ハ勿論自己ノ所有品ト雖

119

借入金ノ完済迄ハ之ヲ入質又ハ書入賣却等ヲ爲サザル事

第十八條 娼妓稼業ノ周旋料（口入）ヲ要スルトモハ法令ニ定

メラレタル金額ヲ甲乙折半シテ負担スル事

第十九條 甲ハ乙カ前借金及臨時借入金ヲ完済シタルトモハ何

時ニテモ解約ヲ拒マザル事

第二十條 甲ハ乙ニ收支簿ヲ交付シ乙ノ前借金及臨時貸金並稼

高等ヲ其ノ都度明記シ毎月五日迄ニ其ノ前月分ノ精算ニ就キ

乙ニ説示スル事

第二十一條 甲ハ乙ヲ其ノ意思ニ依ラスシテ家事上ノ業務ニ従

事セシメザル事

第二十二條 乙ノ收得ハ歩別ケヲ原則トスルモ乙ノ希望若ハ稼

業上不利其ノ他ノ事情ニ依リ警察官署ノ承諾ヲ受ケ月給ニ変

更スルコトヲ得ルモノトス

第二十三條 乙カ本契約ヲ履行セサルトモハ保証人及親権者ハ

連帯ノ責任ヲ負フモノトス

第二十四條 本契約ニ依ル訴訟ハ債権者ノ指定シタル裁判所ト

スルコトヲ特約ス

右契約遵守ノ証トシテ本書貳通ヲ作成各壹通ヲ保存スルモノナリ

何年何月何日

金借用主 何 某印

保証人(兼親権者) 何 某印

保証人 何 某印

周旋人 何 某印

貸主 殿

122

121

四)名古屋市に於けるもの

金員借用及娼妓稼業契約證書

一金何 圓也 但シ利息ハ年壹割 約

右之金員拙者要用ニ付保証人立會ノ上正ニ受取借用仕候處實正也即チ返齊ノ方法並ニ娼妓稼業契約左記ノ條件確守可仕候也

第一條 債務者何 某ハ前記ノ元利金ヲ以下條項ノ方法ニ依リ

年齊可仕候事

第二條 娼妓稼業人ハ貴殿ノ住所又ハ其御指定ノ場所ニ於テ娼妓

稼業ニ従事可致候事

第三條 前條稼業ニ因ル收得金取引ハ貴殿ニ一任シ毎月計算ト

為シ席料ヲ控除シタル實收入金ノ拾分ノ五ハ食費其ノ他ノ雜費トシテ貴殿ノ所得トナシ殘拾分ノ五ハ稼業人ノ所得トシ其ノ

收得金全部ヲ以テ前記元利金ヲ漸次ニ年齊可仕候事

但シ疾病ニ因ル棄價等ハ稼業人ノ自年ニ有之候事

第四條 稼業人カ休業廢業稼業又ハ無断他出其ノ他稼業ニ従事セ

ズ若ハ従事スル能ハザル時ハ其ノ時ヲ以テ期限トナシ催告ヲ

要セズ直ニ元利金ノ現在額ヲ完済可仕候事

第五條 稼業人カ就業後稼業日數滿壹ケ年以内ニ前條ノ事故生シタ

ル時ハ元利金ハ勿論貴殿カ支拂ヒタル本契約ニ關スル紹介料

其ノ他費用ノ損害賠償トシテ金何 圓ヲ年償可仕候事

第六條 稼業人カ稼業中別借セシ金員ハ前掲同一ノ利息ヲ附シ本

債務金ヨリ先マニ年齊可仕候事

第七條 何 某ハ相運帶シテ保証人トナリ前記ノ借入金及娼妓

稼業契約ノ義務全部ヲ保証シ債務者及稼業人ト連帶シテ責任ヲ

負ビ可申候事

茅八條 稼人ノ所有物品ハ本債務ノ担保トシテ動産質ト爲シ貴殿へ交付可致尚將未新調スル處ノ物件ヲ直ニ質権設定可致候事

右之通り相定メ誠實ニ履行可仕候事

何年何月何日

婿嫁稼人債務者 何

某印

實父保証人 何

某印

保証人 何

某印

殿

125  
長岡市に於けるもの

126

契約証

樓主何 某ト婿嫁何 某トノ間ニ於テ婿嫁稼ノ契約締結スル條件尤ノ如シ

茅一條 何 某者新調縣貸座敷営業取締規則並ニ婿嫁取締規則

施行細則ヲ遵守シ貸座敷組合規約書ノ條項ニ基キ婿嫁営業ニ

従事スルモノトス

茅二條 借入金ハ自分事貴殿方ニ於テ婿嫁稼業ヲ営ミ茅四條ノ

規定ニ従ヒ其ノ所得金ヲ以テ年済可仕候

茅三條 婿嫁揚代金ハ毎壹個ニ付五拾錢ト定

茅四條 婿嫁揚代金ハ毎月計算シ尤ノ割合ヲ以テ分配可仕候

揚代金ノ十分ノ五八貸座敷主ノ所得トシ十分ノ五八稼人ノ所

得トス

第五條 自分所得金ヨリ賦金ヲ控除ミタル剩餘金ハ借入金ノ内  
入弁済可仕候

第六條 揚代金及借入金一切ノ精算ハ帳簿ヲ以テ月末立會計算  
シ証印可仕候

第七條 借入金未済中自分密業人ハ如何ナル事由ヲ問ハス娼妓  
稼業ヲ為シ得サル事情出来候節ハ直チニ解約ヲ為シ未済金ニ  
約定利子ヲ付シ即時弁済可仕候

第八條 増借金ニ對シテハ前借金ト同一ナル契約ヲ以テ返却シ  
前借金ニ先立チ返却可仕候

第九條 借入金未済中自分逃走致シ候節ハ貴殿ノ隨意ヲ以テ未  
済金ト約定利子ヲ付シ即時弁済ヲ請求セラルルモ異議申聞敷  
候

第十條 借入金未済中自分逃走候節ハ保証人ニ於テモ至急詮索  
ヲ遂ゲ復業致サセ可申又之レク為メ貴殿方ニ生ジタル損害金  
ハ自分並ニ保証人ニ於テ即時弁済可仕候

第十一條 貴殿ノ都合ニヨリ解約スベキ旨御通知ノ節ハ異議ナ  
ク承諾仕リ借入金未済ニ對シ約定利子ヲ付シ即時弁済可仕候

第十二條 元利金及増借金ニ對シ月々稼金清算ノ上追々弁済ナ  
スト雖モ娼妓取締規則施行細目ニ依テ御許可ヲ受ケタル稼業  
期間内ニ於テ借金全部償却シ能ハザル時ハ稼業期間變更ノ届  
出ヲナシタル上娼妓稼業ヲナシ完済可仕候

但シ右一切ノ手續調印等ハ無異議履行可仕候

第十三條 保証人ハ本契約ノ條項ニ對シ本人ト連帶責任義務ヲ  
履行可仕候



第十四條 本契約不履行ヨリ生ズル訴訟ハ長岡區裁判所ヲ以テ  
合意管轄裁判所ト相定メ候

第十五條 本人ハ娼妓稼業中、貸座敷組合規約ヲ堅ク遵守可仕候  
右之通約定仕候ニ付保証人連署約定証如件

何 年何 月何 日

娼 妓 何 某印

保 証 人 何 某印

保 証 人 何 某印

年。期。步。合。折。衷。制。

(1) 鹿兒島市に於けるもの

娼妓稼業契約書

一、今般自分儀娼妓稼業ヲ致度候ニ就テハ御規約ヲ遵守シ全盟規約  
堅ク相守可申依而貴殿ト取結フ契約尤ノ如シ

第一條 今般何 年何 月何 日附別紙借用証書金何 圓也正

ニ借用致候ニ付テハ自分儀娼妓名簿登錄齊ノ日ヨリ起算シ何  
年何 月何 日迄貴殿方ニ寄寓シ貴殿ノ指揮監督ニ從ヒ娼

妓稼業ニ従事スベキコトヲ、又貴殿ハ前全盟ヲ以テ自分儀ヲ

娼妓稼業ヲ爲サシムルコトヲ互ニ約諾ス

第二條 第一條ノ娼妓稼業契約期限ヲ完全ニ稼マヅリタルガ又  
ハ別紙何 年何 月何 日付借用金額何 圓也ノ返済ヲヨシ  
タルトスハ自分儀全債務ハ當然解除消滅セラルベキモノトス  
但シ逃走ニ依リ休業シタル場合ハ其ノ休業日数ニ相當スル期  
間別ニ娼妓稼業ヲ爲スヘキコトヲ約諾ス其ノ場合ノ契約ハ本



契約ニ準據スベキモノトス

第三條 貴殿ハ自分儀カ娼妓稼業ニ要スル衣食住及賦金其ノ他ノ要務ヲ處弁セラル、ニ依リ娼妓稼業ヨリ得ル收入金中其ノ六分ヲ貴殿ノ所得トシ其ノ残額ハ自分ノ所得トシテ第一條借用金ノ年済ニ充ツルモノトス

毎日賣上高ヨリ生スル賞典金(以上組合規約ノ規定ニ依ル)其ノ他顧客ヨリ賞ヒ受ケタル金品ハ自分ノ所得トス

第四條 貴殿ハ娼妓稼業ニ必要ナル衣類道具等ヲ自分儀ニ無料ニテ貸與セラルルモノトス

第五條 自分儀カ娼妓稼業ニ要スル紙、白粉、石鹸、齒磨、揚子、結髮料等日常必要ナルモノハ貴殿ニ於テ之ヲ給與セラルルモノトス

131

第六條 貴殿ハ自分儀ニ對シ午前二時以後ハ客待チヲ爲サシメサルコト

132

第七條 貴殿ハ自分儀ニ對シ前借金及之ニ對スル稼業年月日償還計算帳ヲ支付シ毎月五日迄ニ前月分ヲ精算ノ上記入シ能ク了知セシメラル、モノトス

第八條 娼妓稼業契約期間中ハ一切金圓ノ借用申出ヲサルコト

第九條 自分儀第一條ノ期間内ニ於テ自己便宜ノ爲メ稼業停止又ハ他ニ仕替等ヲ致ストキハ其ノ既ニ年済シタル金額ヲ控除シ其ノ残額金ニ對シ稼業當初ヨリ法定ノ利息ヲ附シテ精算シ元利金一時ニ完済スルモノトス

自分儀若シ壇ニ家出シ貴殿ニ損害ヲ被ラシメタルトキハ其ノ搜索ニ要セシ實費(船車馬賃、宿泊料、中食料、通信費)ヲ



自分ニ於テ負担スベキモノトス  
第十條 尤ノ場合ニ於テハ貴殿ハ自分儀ニ休業セシメラルルモノトス

一、公休日毎月一日間

一月經高潮時一日間

一、産前六十日間

一、産後三十三日間

一、疾病ニ依リ稼業ニ堪ヘザルトキ

一、直系、尊屬、卑屬、兄弟、姉妹ノ死亡看護歸省等己ムヲ得

ザル事故アルトキ必要ナル日数

第十條 自分儀病氣ニ罹リ安静休養ヲ要スル場合ハ豫ラ定メ置マタル病室ニ休養セシメラル、モノトス

第十條 自分儀婚嫁稼業契約期間中家出若クハ其ノ他ノ事故ノタメ遺留シタル物品ハ事故發生後滿六ヶ月ヲ経過スルトキハ貴殿ニ於テ適宜ニ處分シ債務弁済ノ一部ニ供セラルルモノトス  
議ナキモノトス

第十條 自分儀婚嫁登録ノ上其ノ稼業ニ従事シタル日ヨリ滿一ケ年(但契約期間一ケ年以内ナルトキハ、半ケ年)以内ニ第一條債務ノ弁済ヲ為サスシテ本契約ヲ解除シ廢業又ハ他ニ仕替等ヲ致ス場合ハ前借金ニ對スル一割ヲ年償スルモノトス  
第十四條 貴殿ハ自分儀ニ對シ毎月賣上酒肴代ノ五分ヲ賞與トシテ給與セラル、モノトス  
第十五條 自分儀實直ニ契約期間ヲ稼マシタルトキハ特別賞與トシテ前借金ノ一割ヲ貴殿ヨリ給與セラル、モノトス



第十條 保証人ハ本契約ニ對シ自分儀ト相連帯シテ其ノ義務履行ノ責ニ任スヘキコトヲ約諾ス

第十七條 本契約ニ對シ訴訟起リタル場合ハ貴殿ノ所在地ヲ管轄スル裁判所ヲ以テ裁判管轄トスルコトヲ豫メ合意約諾ス

何年何月何日

稼本人何 某印

保証人何 某印

保証人何 某印

殿

(四) 大阪市に於けるもの

娼妓稼業契約証書

136

第一條 自分等一同ハ何 某公正役場等 號公正証書ヲ

以テ貴殿ヨリ金何 圓也借用致候ニ付其債務年齊方法ニ關

シ本契約締結シ以下ノ條項確ク遵守可致候

第二條 借入金ニ對スル利率ハ壹ケ月 ノ割合ト定メ毎

月之ヲ支拂フベク若シ延滞シタルトハ貸主ニ於テ催告ヲ要

セズ直下ニ元金ニ組入ル事

第三條 借入金ハ何 某(以下稼人ト称ス)ガ娼妓名簿登録證

下附ノ日ヨリ向テ何ケ年以内貴殿方ニ於テ娼妓稼業ヲ約シ其

ノ実收所得金ノ内ヨリ新町遊藝組合規約ニ従ヒ前借金償還シ

且ツ先ノ順序ニ後ヒ之レガ年齊ヲナシ尚ホ剩餘金アル場合ハ

其ノ全部又ハ一部ヲ借入金ノ年齊ニ充當スルト否トハ稼人ノ

任意タルゴト

第四條 稼人ノ揚代金ハ花一本金拾五銭ノ内金五銭八厘ハ各席

上手教料トシ金九銭貳厘ヲ稼人實收所得トスルコト

但シ娼妓稼業上日々ノ揚代金ハ席主ニ於テ一定ノ方法ニヨリ

ヲ領收シ其ノ計算ハ毎月末席主之レヲ爲シ而シテ計算ハ毎月

明細書ヲ以テ明瞭ニ記入計算シ稼人及席主双方認印捺印ノ事

第五條 稼人ハ其實收稼高ヨリ貸主ニ對シ左ノ順序ニ從ヒ支拂

又ハ年濟スルコト

一 稼人壹ヶ月ノ費用ハ組合規約ニ定メタル額

二 娼妓ノ揚代金小額ニシテ本項費用ヲ負担スルコト能ハザル

トスハ其ノ不足額ノ全部免除ヲ受クベクコト且疾病ノ爲メ

入院休業ノ時同ジ

第六條 稼人入院歸省其他席主方ニ在ラザル場合ハ前項費用中

賦金庫費ヲ除ク外ハ日割計算トス又前項費用ガ其筋ノ命令若  
クハ規約變更ニ依リ増減セラレタル場合ハ爾後其額ニ從ヒ計  
算スベクモトス

第七條 稼人稼業中ニ生ジタル別借金及藥餌費並ニ第一條未濟

金ニ付テハ稼人以外ノ本証署名者ハ其債務ノ支拂ノ責ニ任ス

ヘクモトス

但別借金ニ就テハ之レガ明細簿ニ明記スルモトス

第八條 稼人病氣其ノ他ノ事故ニ依リ聲業休業又ハ擅ニ席主方

ヲ離レ若クハ稼業ノ停止禁止等ノ命令ヲ受ケタル者ニシテ其

實收金ニテ年濟シ難ク場合ハ別ニ催告ヲ要セズ債務者一同ハ

直チニ貸金ノ要求ニ應ジ右借入金元利ヲ完済スベクモトス

第九條 稼人が席主方ニ於テ娼妓開業後自己ノ都合ニ依リ聲業

又ハ轉席ヲナス場合ハ本證署名者、承契約ノ締結スル為メ席主ノ消費シタル諸費用ノ損害賠償トシテ前借残金ノ壹割ヲ連帶シテ年齊スル事

但シ初メテ契約シタル後稼業中更ニ借用シタル金額ハ之レヲ含マズ

第十條 稼人が稼業中何事不都合ノ行為ニシテ壹條ノ契約期間ヲ完全ニ稼業シ了リタル場合ニ於テハ別借金等ノ債務存セザルトマハ公正證書借用金ノ残債務ニ付テハ其辨濟義務ヲ果スルコト

第十一條 稼人が債務完済後引續キ任意稼業ヲ為サントスル時ハ第一條借入金ニ關スル約款ヲ除クノ外本契約ハ尚ホ有効存続スルモノトス

第十二條 稼人私擅ニ家出ヲ為シタル時ハ本証連帶者ハ直ニ之ニ捜査ノ上之ヲ歸席セシムベマハ勿論席主ノ捜査ニ要シタル費用ハ之レヲ連帶年齊スベキモノトス

第十三條 稼人ハ稼業中新町遊藝組合規約並ニ慣行其他ノ法規ヲ遵守スベキモノトス

第十四條 本証ニ關シ訴訟ヲ提起スル場合ニ於テハ債主ノ住所ヲ管轄スル裁判所ヲ以テ管轄裁判所ト為スコト

右各條堅ク相守候也

稼業人何	某(印)
保証人何	某(印)
保証人何	某(印)
保証人何	某(印)



ハ米澤市に於ける

娼妓稼業契約証

今般何 某以下ヲ乙トシ米沢市福田貸座敷営業何 某ヲ甲トシ  
全方ニ居住シ娼妓稼業ヲ爲スコトヲ約シ金何 圓此ヲ前借シ  
タルニ依リ契約スルコト左ノ如シ

第一條 甲乙ハ各々營業又ハ稼業上ニ關スル諸規約ヲ遵守シ決  
シテ違背セサルコト

第二條 前借金及逕借金ノ償還方法ハ毎日ノ娼妓揚代金總收入  
額ノ(拾分ノ六)ハ甲ノ所得トシ(拾分ノ四)ハ乙ノ所得ト  
シ其ノ四分ノ三以上ヲ以テ元利返済ニ充當スルコト揚代金ハ  
玉臺本(金壹圓トシ)乙ノ持部屋ヲ使用シタル者ニ對シテハ  
玉代壹々以上ヲ増シ計算スルコト

前借金元利ヲ完済シタル時ハ契約年限内ト雖モ本契約ハ其効  
力ヲ失フモノトス本契約ノ稼業年限中(何年)第四條以外ニ  
休業スルコトナク稼業爲シタル場合ハ前借金ノ元利完済如何  
ニ拘ハラズ本契約ノ効力ヲ失フト共ニ債務關係ハ全部消滅ス  
ルモノトス

第三條 娼妓稼業ヲナスニ必要ナル衣類裝身具化粧品ハ乙ノ負  
担タルベキコト

娼妓賦金食料其他前項以外ノ費用ハ全部甲ノ負担タルベキコ  
ト

第四條 左記ニ依ル休業日數ハ之ヲ稼業日數ト見做スコト

- 一、性病ニ依ル休業
- 一、妊娠分娩ニ依ル休業

一、貸金敷禁停止處分ニ依ル休業

一、前各號ノ外壹ヶ年ニ對シ三十日以内休業

第五條 甲乙ノ間ニ於テ金貸借ヲ約サントスルトモハ所轄警察署ノ許可ヲ受クルニアラザレバ其契約ハ無効タルベキコト

第六條 甲ハ乙ニ對シ前條ニ依ル貸金ヲ爲スニ當リ日用品及物類其他ノ現品ヲ以ラスル場合ノ代金ハ商店ヨリ購入シタルト同一ノ價格若クハ市價同様トナスコト

第七條 乙ハ自ラ遊興費ヲ代弁シテ容ニ遊興セシメザルコト

甲ハ如何ナル場合ト雖モ乙ニ容ノ遊興費ヲ代弁セシメザルコト

第八條 娼妓稼業ノ周旋料ハ法令ノ規定額ヲ甲乙折半ニ負担スルコト

143

第九條 乙ハ前借金及逋借金ヲ完済シタル時ハ何時ニテモ甲ハ解約ヲ拒マザル事

144

第十條 甲ハ乙ニ玉計算簿ヲ交附シ乙ノ前借金逋借金並ニ積高ヲ其ノ都度ニ明記シ毎月十日迄ニ其前月分ヲ精算シ甲乙認印ノ上所轄警察署ノ檢閲ヲ受クベシ

第十一條 甲ハ乙ヲ其意思ニ反シテ家事上ノ業務ニ従事セシメザルコト

第十二條 甲ハ乙ノ親戚故舊若クハ疾患ヲ有スル者等乙ノ嫌忌スベキ正當ノ事由アルモノモ及乙ノ身体ニ異状アル場合乙ノ意思ニ反シテ接啓セシメザルコト

第十三條 前借金ノ利子ハ年ハ六分壹ヶ月金百圓ニ付五拾錢トナスコト

第十四條 契約稼業年限中途ニシテ廢業スル他ニ轉スル場合又  
ハ其他ノ事情ニ因リ名簿削除ヲ爲ス場合ニハ前借金返借金ノ  
元利金ハ之ヲ完済スルコト  
第十五條 乙カ本契約ヲ履行セザル時ハ保証人及親権者ニ於テ  
連帶ノ責任ヲ負フコト  
第十六條 本契約ニ依ル訴訟ハ債權者ノ指定シタル裁判所トス  
スルコト

右契約確守ノ證トシテ本書貳通ヲ作製シ各一通ヲ保存スルモノ也  
何年何月何日

契約者何 某印  
保證人何 某印  
同何 某印

145

會人何 某印

146

日給制

長崎縣大村町に於けるもの

契約書

今般何 某(以下乙ト称ス)ハ大村町武部郷貸座敷営業何 某(以下  
甲ト称ス)方ニ居住シ娼妓稼業ヲ目的トシ金何 圓ヲ前借シタ  
ルニ依リ契約スルコト左ノ如シ  
第一條 甲乙ハ各営業若ハ稼業上ニ關スル諸規則並關係規約ヲ  
遵守シ決ミテ違反セザルコト  
第二條 乙ノ所得ハ月給ト定メ甲ハ毎月何 圓宛ヲ給與シ前

借金及ヒ臨時借入金ノ返済ニ充ツルモノトス 但休業日数ハ  
白割計算トス

第三條 左ノ費目ハ甲ノ負担トス

一、娼妓賦金

二、食費

三、電燈料

四、部屋道具

五、木炭

六、紙(一客ニ付一帖宛)

第四條 乙ノ要スル衣類、化粧品等ノ身廻品ハ之ヲ乙ノ負担ト

ス

第五條 甲乙ノ間ニ於テ壹ヶ月金拾圓以上ノ臨時貸借ヲ為ス場

148

合ハ警察署ノ承認ヲ受クルコト、拾圓未満ノ臨時貸借ハ乙ノ  
日用品類、化粧品購入ノ場合ニ限り為スモノトス、前二項ニ  
依ラザル貸借ハ無効トスルコト

第六條 甲ハ乙ニ對シ前項ニ依ル貸金ヲ為スニ日用品及物類化

粧品等ノ現品ヲ以テスル場合ノ代價ハ商店ヨリ購入シタル同

様ノ價格若ハ市價同様トス

第七條 乙ノ娼妓病院入院中ノ食費ハ甲ノ補給タル事

第八條 乙ハ自ラ遊興費ヲ代弁シテ客ニ遊興ヒシメザルコト

甲ハ如何ナル場合ト雖モ客ノ遊興費ヲ乙ニ代弁セシメルコト

ヲ得ザルコト

第九條 客ノ遊興費不拂ニ基ク缺損ハ全部甲ノ負担トスルコト

第十條 甲ハ乙ノ娼妓稼業ニ要スル仕度費ヲ七拾圓ヲ限度トシ



前借中ヨリ控除シ之ニ充ツルコトヲ得、此ノ場合乙ハ現金ヲ以テ購入セムトスルト又ハ即時ニ現品ノ供給ヲ受ケムトスルト又ハ壹ヶ月以内ニ全部ノ供給ヲ了スモノトス

第十一條 乙ノ責ニ歸スベキ理由ニ依リ生ジタル損害ハ正確ナル實費ノミ乙ノ負担トシ甲ノ責ニ歸スベキ理由ニ依リ生ジタル損害ハ乙ノ負担トスルヲ得サルコト

第十二條 甲ノ責ニ歸スベキ理由ニ依リ甲營業ヲ停止セラレタル場合ノ乙ノ損害ハ甲ニ於テ負担ス

第十三條 乙ハ登録ノ日ヨリ満壹ケ年内ニ轉座又ハ廢業セムトスルト又ハ雇入當時ノ費用ヲ賠償スル為メ前借金ノ壹割ヲ違約金トシテ同時ニ支拂フモノトス

但シ甲ノ不正行為ニ基キ轉座若ハ廢業スヘキ場合ハ此ノ限り

ニアラズ

第十四條 乙ハ甲ヨリ貸與シタル物品ハ勿論自己ノ所有品ト雖モ借入金ノ完済ヲ終ルマテハ之ヲ入質又ハ書入賣却等ヲ爲ササルコト

第十五條 娼妓稼業ノ周旋料(口入)ヲ要スルモノハ法令ニ定メタル額ヲ甲乙折半シテ負担スルコト

第十六條 甲ハ乙ガ前借金及臨時借入金ヲ完済シタルト又ハ何時ニテモ解約ヲ拒マザルコト

第十七條 甲ハ乙ニ通帳ヲ交付シ乙ノ前借金及臨時貸金並務高等ヲ其ノ都度明記シ尚毎月十日迄ニ其ノ前月分ヲ精算ノ上乙ニ説示シ甲乙共互ニ認印スルコト

第十八條 甲ハ乙ヲ其ノ意思ニ依ラスシテ家事上ノ業務ニ従事

セシメザルコト

第十七條 乙カ本契約ヲ履行セザルトマハ保証人及親権者ハ特ニ連帶責任ヲ負フモノトス

第二十條 本契約ニ依ル訴訟ハ債權者ノ指定シタル裁判所トスルコトヲ特約ス

右契約確守ノ証トシテ本書ニ通フ作製シ各一通ヲ保存スルモノナリ

何年何月何日

貸主何 某印

借主何 某印

親権者何 某印

保証人何 某印

保証人何 某印

自。賄。制。

那覇市に於けるもの

契約書

第一項 別紙本証書ノ金何 圖要用ニ付連帶借用致候儀相違

無之候

第二項 右金圓返済ノ儀ハ借主ノ内何 某ヲ娼妓稼業登録ノ日

ヨリ貴殿方へ寄留為致娼妓稼業ヲ為シ其ノ稼金ヲ以テ返金可

致候

第三項 本人何 某カ貴殿方へ娼妓稼業中ハ賄料及諸道具衣類

ノ損料座敷料利子其他ノ雜費トシテ毎月二十九日限り金何

圓宛支拂可申候

第四項 本人何 某カ病氣其他ノ事故ニ依リ貴殿方ヲ立去ル場  
合ニハ前書ノ元金何 圓ト第三項ノ不足金アルトマハ貴殿  
方ヲ立去ル以前ニ右金額ハ共ニ之ヲ支拂ヒタル上貴殿方ヲ立  
去リ可申候

第五項 第三項第四項ノ金額ヲ全ク支拂ハサルトマハ本人何  
某カ所有ニ係ル貴殿方ニアル總テノ衣類諸道具ハ相當代價ニ  
見積リ第三項第四項ノ金額ヲ差引尚ホ不足ヲ生シタル場合ハ  
其不足額ヲ支拂可申候

第六項 本人何 某カ貴殿方ヲ立去ル際第三項ノ金額第四項ノ  
金額ヲ支拂ハサルトマハ元記ノ連帶ニテ弁償可仕候仍テ茲ニ  
特約ヲ爲シタルニ相違無之候

153

右為後日運署ヲ以テ契約証書差入置候也

154

何 年何 月何 日

婿	何	某
姪	何	某
保証人	何	某
保証人	何	某
保証人	何	某

一三 貸座敷營業者と婚嫁との間に於ける利益分配

歩合制のものについて、營業者と婚嫁との分配割合を調査してみ  
た。結髪、入浴、容服用着物、常用着物、化粧品、其他什器等に  
要する費用を何れが負担するか、稼業に起因する疾病、否らざる疾  
病、其の療養費乃至賦金等をどちらが負担するか、之等の條件が齊  
しく同一であつたらば、揚代金分配率の多寡によつて、直ちに何



處の娼妓が優遇せられて居るか、明瞭に在る款であるが、事實は、やうでない。名遊廓によつて其の條件が區々であるから、分配割合の多少をみて、其の所遇の優劣を即断するを許さないことを念頭に置いて、次に揚ぐる道府縣別に依る分配割合をみなければならぬ。

○北海道 揚代金は娼妓及び営業者の折半であつて、酒肴代金については、其の五分乃至一割を娼妓に與へる。

○青森縣 概ね月給制であつて、歩合制のものが全然ないから、利益分配の問題は起らない。

○岩手縣 揚代金の六割を樓主が收得し、四割を娼妓が取得する。酒肴代金については、其の一割を娼妓に與へて居る。尚盛岡市の遊廓に於ては、月給制のものであつても、一定額以上の酒肴代を得たときは、その五分を娼妓に與へる。

156

○宮城縣 塩釜遊廓に於ては、揚代金の五割五分を営業者が取得し、四割五分を娼妓が取得する。亘利遊廓では営業者六割、娼妓四割の比率で取得する。が、仙台を始め大多數の遊廓では、営業者と娼妓とが折半することになつて居る。尚酒肴代金については、営業者が六割、娼妓が四割を得るところもあり、或は、代金の百分の五を娼妓が取得するところもある。

○秋田縣 営業者が六割、娼妓が四割を取得するものと、娼妓と営業者とが相折半して取得するものがある。

○山形縣 揚代金の六割は営業者の収入とし、四割を娼妓の収入とする。

○福島縣 揚代金を営業者と娼妓とが折半するものもあるが、営業者が六割を娼妓が四割取得するものが普通である。

○茨城縣 揚代金は娼妓と業者とが折半し、揚代金以外の酒肴代金は、其の百分の二を娼妓に與へる。

○栃木縣 揚代金を娼妓と業者とが折半するもの多く、六割乃至四割を業者が取得し、残額を娼妓の収入とするものもある。

○埼玉縣 揚代金を業者と娼妓とが折半し、酒肴代金については、其の一割を娼妓に給する。

○千葉縣 揚代金を兩者折半する。

○東京府 吉原遊廓に於ては遊興費の七割五分を業者の所得とし、二割五分を娼妓の所得とする。他の遊廓では概ね揚代金の六割を業者が、四割を娼妓が取得する。

157  
○神奈川縣 横須賀市及川崎市の両遊廓は、業者が揚代金の六割を、娼妓が四割を得るこゝになつて居る。

158  
○新潟縣 揚代金は業者と娼妓とが折半する。

○富山縣 年期制のもののみであるから収益を分配して居る。

○石川縣 二、でも年期制のもののみであつて、歩合制のものはない。

○福井縣 揚代金の五割五分を業者が、四割五分を娼妓が取得する。

○山梨縣 揚代金の七割を業者が、三割を娼妓が取得する。

○長野縣 揚代金は、概ね業者と娼妓とが折半して居るが、稀には揚代金の全部を娼妓が得て、業者は飲食物提供の利權に依つて之を嘗んで居るものもあり、或は、揚代金中より席料、布圍料を業者に於て引き去り、其の残額を業者と娼妓とが折半して居るものもある。

○岐阜縣 揚代金の六割は營業者が、四割は娼妓が取得する。

○静岡縣 揚代金の分配割合は一定して居ない。即ち、沼津市、三島町の二遊廓は營業者六割娼妓四割。御殿場町、吉原町、大宮町、清水市、静岡市、藤枝町、掛川町、島田町、相良町の九遊廓に於ては營業者と娼妓とが折半。金谷町の遊廓は營業者六割四分娼妓三割六分。堀之内遊廓は營業者六割五分娼妓三割五分。森町遊廓は營業者四割娼妓六割。見付町、中泉町、袋井町、掛塚町、二俣町の五遊廓は營業者六割五分娼妓三割五分。濱松市の遊廓では、揚代金中より先づ奇食費として三分の一を控除し、其の残額三分の二を營業者が取得し、三分の一を娼妓が取得して居る。

159

○愛知縣 揚代金の分配は、營業者が五割五分、娼妓が四割五分を取得するを通例とする。

160

○三重縣 揚代金は營業者と娼妓とが折半するを常とする。尤も稼業上必要な娼妓の衣類を營業者に於て調製するものについては、六割を營業者が、四割を娼妓が取得するの建前となつて居る。

○滋賀縣 純然たる歩合制のものは存しない。

○京都府 二、でも純然たる歩合制のものはない。

○大阪府 娼妓の所得は、最底揚代金の五割最高六割となつて居る。

○兵庫縣 揚代金の七割を營業者が得、其の四割を娼妓が得る。

○奈良縣 純然たる歩合制のものはない。

○和歌山縣 揚代金の五分の一を揚屋料として、三十分の一を事務所費として共に控除し、其の残額五分を營業者が、四割五分を娼妓が取得する。

○鳥取縣 揚代金中より検番費、呼込屋手数料を控除したる残額  
の四割を営業者が得、六割を娼妓が得ることによって居る。

○島根縣 揚代金中より呼屋口銭、検番費、娼妓貯金、娼妓賦金  
娼妓共済組合費等を控除した残額を両者で折半することによって  
居る。

○岡山縣 何れも年定期制であつて、歩合制のものはない。

○広島縣 こ、も凡て年定期制であつて、歩合制のものはない。

○山口縣 本縣下も凡て年定期制であつて、歩合制のものはない。

○徳島縣 俾て年定期制。

○香川縣 同様年定期制。

161  
○愛媛縣 揚代金中より食費、娼妓賦金を控除した残額の四割二  
分を営業者の所得とし、五割八分を娼妓が取得する。

162  
○高知縣 揚代金を折半して両者が取得する。

○福岡縣 歩合制を採れるものは大牟田市、久留米市及若津町の  
三遊廓あるのみであつて、何れも揚代金を両者に折半して居るが、  
食費及賦金は娼妓が負担しなければならぬ。

○佐賀縣 揚代金の一割は日用品代として営業者が控除し、其の  
残額を営業者と娼妓とが折半する。

○長崎縣 大体に於て、揚代金を折半して取得する。しかし、娼  
妓は賦金、食費及衣類、化粧品代等を負担しなければならぬ。

○熊本縣 揚代金を折半することによって居るが、部屋、道具、  
衣裳等の損料及食費は娼妓が負担するを要する。

○大分縣 歩合制のものはない。

○宮崎縣 揚代金の六割を営業者が取得し、四割を娼妓が取得す

る。

○鹿兒島縣 揚代金の六割は営業者が、四割は娼妓が取得する。

○沖繩縣 歩合制のものはない。

#### 一四 娼妓廻し制

所謂廻し制度は、理論上からいへば、娼妓の肉体上精神上に不良な影響を與へるから避くべきことであらう。可及的に娼妓数を少くし、而も、其の揚代金の多さを期するが爲には廻し制を採らなければならぬ。斯くして揚代金取得の増加を圖ることは、貸座敷業者の利益であるのみならず、娼妓自らも有利である。歩合制、年期歩合折衷制のものは勿論、年期制、月給制等の契約を爲すに當つても其の揚代金が標準となるのであるから、揚代金が多ければ多いだけ

163

稼業を廢止する時機が早く到来する。曾て、或る地方に於て、娼妓優遇の意味で月経時に於ける休養業を出したところが、娼妓が之に反對した。其の理由は極めて簡單である。娼妓稼を廢める日が遅れること、斯ういふのである。廻し制を娼妓自身が苦痛とするか否か、まことに痛ましいことではあるが、恐らく罰外者が考ふるが如く、苦痛を感じてはゐないかと思ふ。

164

廻し制は經濟的に有利であるべきであるが、地方によつては、多年の習俗上之を行へば、却つて事實上反對の結果を招く。廻し制が全國齊しく行はれたいのは之が爲である。

廻し制を齊しく採用して居る道府縣は、北海道、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣、茨城縣、千葉縣、東京府、神奈川縣、長野縣、靜岡縣の一道一府十縣である。



全然廻し制を採って居ない府縣は、富山縣、石川縣、福井縣、山梨縣、岐阜縣、滋賀縣、京都市、大阪府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、徳島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣、福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿児島縣、沖縄縣の二府二十六縣の多数に上つて居る。

廻し制の遊廓と否らざる遊廓とが存する縣は、青森縣、栃木縣、新潟縣、愛知縣及三重縣の五縣に過ぎない。

廻し制の利害得失については、議論はありうが、人道上深く考へなければならぬ問題であると思ふ。

### 一五 娼妓の休日

祝祭日其の他一般社會人の休日は、娼妓は稼業柄却つて多忙であり、貸座敷営業者は當日が書入れ日である。従つて、一般の休日にも娼妓が休養することは事情が許さない。故に、特別の休養日を定める限り、娼妓は休みなく稼業を勤めをせねばならぬ。娼妓としてばかりの苦痛である。

接客側で休日を定めて呉れない以上、娼妓が休養の爲に休んだならば、年俸制、年俸歩合折衷制のものは、それだけ年俸明けが遅くなり、歩合制、日給制等のものは此の不利はなほにして、抱主は快く通さない。自然疲労をおしても無理を勤をするやうになる。

休日、當業者は呼んで公休日といふ。此の所謂公休日を定めるやうになつたのは最近の話である。公休日には、貸座敷組合事務所等

に於て一定の時間、裁縫、茶、花、禮儀作法乃至讀書、算術其の他に就いて修養せしむるものもあれば、また、活動寫真、浪花節、講談、落語のやうな興行類を觀覽聽聞せしめて居るものもある。樓上側にかゝる施設をしなければ、娼妓は活動寫真館や其の他の興行場に出かけて安價な享樂を以て一日を過すのが普通である。

全然休日を定めて居ないものは長崎縣下に於けるもの全部。青森縣、宮城縣、栃木縣下に於けるもの大部分がそれである。一部の遊廓に於て休日を定めて居ないのは、千葉縣、神奈川縣、福井縣、長野縣及佐賀縣である。他は大體に於て月一日のものが多く、やうである。一葉休日の多いのも山形縣に於ける年三十日以内と、香川縣下に於ける月二日のものがあるに過ぎない。休日とは名のみで、年僅かに一日又は二日といふやうなものもある。

要するに之を概観して休日が餘りに少くはないかと思ふ。殊に、静岡縣下に於ける一部のものと、娼妓の申出によつて隨時休日を定めるといふ制度は、折角の休日がある無實になりはしないか。宮城縣の報告によれば、娼妓一般の意嚮として、休日により所得の減少することを嫌ひ、休日を定めることを歓迎しないといふが、之が果して娼妓の眞意であるかどうか。假りに眞意であるとしても休養については相當考慮してやらなければならぬことであらう。

休養日を各道府縣別に調べてみる。

○北海道 年二日。

○青森縣 十七箇所、遊廓中十箇所は年二日、他の七箇所は休日がない。

○岩手縣 盛岡市の遊廓は月一日、他の遊廓は年二日。

○宮城縣 月一日のものあり、年一日となすものもあるが、多くは休日のためなく、娼妓一般の意嚮としては、休日により収入の減少することを嫌ひ、其の實施を歓迎しないやうである。

○秋田縣 年二日。

○山形縣 年三十日以内を自由に休業す。

○福島縣 月一日。

○茨城縣 月一日。

○栃木縣 二十一箇所の遊廓中月一日の休日を興ふるもの五箇所  
他の十六箇所は全然休日がない。

○埼玉縣 月一日乃至二日。

<sup>169</sup>  
○千葉縣 六箇所の遊廓中四箇所は月一日、他の二箇所は休日がない。

<sup>170</sup>  
○東京府 月一日乃至二日。

○神奈川縣 六遊廓は月一日、一遊廓は月二日、他遊廓は休日なし。

○新潟縣 年一日のもの四箇遊廓、年二日のもの四箇遊廓、年十日のもの一箇遊廓、他は随時休日を定める。

○富山縣 月一日。

○石川縣 月一日。

○福井縣 四箇所の遊廓は月一日、二箇所の遊廓は月二日、一箇所の遊廓は年一日、二箇所の遊廓に於ては全然休日がない。

○山梨縣 月一日。

○長野縣 年二日のもの尤も多く、稀に年四日ものあり、また全然休日のないものもある。

○岐阜縣 月一日

○静岡縣 月一日のもの多く、年六日のもの、或は娼妓の申出により随時休日を含ぶものもある。

○愛知縣 公休日の定めはないが、各種慰安會の日と休日として居る。

○三重縣 年三日のもの一箇遊廓、其の他の遊廓は年二日ものが多い。

○滋賀縣 月一日

○京都府 京都市内の遊廓は月一日随時休日を映えて居る。其の他は年二日又は三日のものもある。

171 ○大阪府 年四日もの一箇遊廓あり、他は随時に休日を定めて居る。

172 ○兵庫縣 月一日のもの多し。

○和歌山縣 月一日。

○島根縣 月一日のもの多し、月二日のものがある。

○鳥取縣 月一日。

○岡山縣 月一日乃至二日。

○廣島縣 月一日。

○山口縣 月一日。

○徳島縣 年二日。

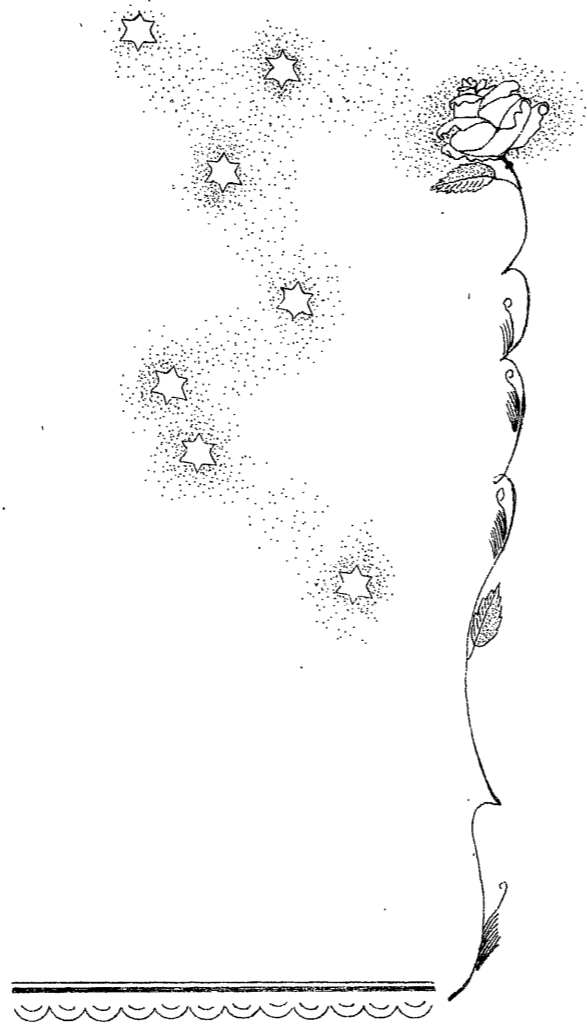
○香川縣 月二日。

○愛媛縣 月一日。

○高知縣 年十日以内。

○福岡縣 月一日





○佐賀縣 月一日。

○長崎縣 休日を興へて居ない。

○熊本縣 年二日のもの一遊廓あり、他は全然休日を定めて居な

い。

○大分縣 月一日。

○宮崎縣 一定しないが、年二日ものものと、月一日隨時休日を興  
へるものがある。

○鹿児島縣 月一日。

○沖繩縣 年二日。

一六 娼妓の疾病の場合に於ける治療費と稼業年割の計算

娼妓が疾病に罹つた場合に其の治療費は何人が負担するか。また、疾病に因り休業したとき、其の休業日数は、年割制又は年割歩合折衷制のとき、稼業期間に算入するかどうか。之について道府縣別に調べてみたが画々になつてゐる。

疾病中稼業上に基因するもの即ち花柳病に罹つたとき、之が治療費は何人が支拂つて居るか、之のみは小数の例外——青森縣、栃木縣、静岡縣、鳥取縣、廣島縣、山口縣、香川縣、愛媛縣、高知縣、沖縄縣等に——はあるが、原則として抱主たる貸座敷業者が其の責任じてゐる。娼妓に責任を負はしむることは、自割制を除くの外は過酷であるから、業者が責任を負ふのは條理上當然である。

175

娼妓の花柳病を治療するが爲には、道府縣立の所謂娼妓病院なるもの

176

が存在する。一つの道府縣下に極めて小数の遊廓地があるのみであつたならば、各遊廓地へ此の娼妓病院を設立することも出来やうが多数の遊廓地のある場合と差して、それは到底望まれないことであつて、娼妓病院が遠隔の地に存在して居るならば、却つて最寄の開業醫等の治療を受ける方が便宜である場合もある。かうした場合に於ても、其の治療費は抱主側で負担するのが妥當である。然るに花柳病の治療費は樓主が負担するしかし例外として、他の病院又は醫師の治療を受けたときは、娼妓に其の治療費を出さしめるといふ定を置いて居るものがある。此の制を採つて居るものが、東京府、山梨縣、岐阜縣、愛知縣、滋賀縣、兵庫縣、佐賀縣等に存する。

花柳病に罹つたときは休業しなければならぬ。歩合制、自割制のものについては別に問題を生じないが、年割制又は年割歩合折衷

制等に於ては、此の休業日数を稼業期間に算入するかどうかは、娼妓自身にとつてかなり重大な問題である。花柳病治療費を樓主の負担とすることが至當であるとすれば、其の休業日数も、當然稼業期間に通算してやるべき筈のものである。稼業期間に齊しく通算して居るものは、岩手縣、宮城縣、山形縣、茨城縣、東京府、神奈川縣、富山縣、石川縣、福井縣、山梨縣、愛知縣、大阪府、兵庫縣、島根縣、廣島縣、香川縣、高知縣の各府縣下に於ける當業者である。一定期間に限つて通算し、休業日数の幾割かと通算し、或は通算するものと否らざるものと存するものに、青森縣、福島縣、栃木縣、埼玉縣、岐阜縣、京都府、奈良縣、和歌山縣、鳥取縣、岡山縣、山口縣、徳島縣、愛媛縣、福岡縣、佐賀縣、長崎縣、大分縣、宮崎縣がある。全然稼業期間に計算しな、極端なものは、秋田縣、長野縣、

三重縣、熊本縣下に於ける貸座敷業者である。  
 花柳病以外の疾病は、其の業務と直接の因果關係がない。故に其の治療費を貸座敷業者が負担するとすれば相當の優遇である。が、しかし、例は極めて少ない。奈良縣下に於ては、遊廓に貸座敷業組合の指定醫といふのがあつて、此の指定醫の治療を受けようすれば娼妓は無料で治療し得る。今一つの例、これは徳島縣下の各貸座敷業者である。どんな疾病であつても貸座敷業者が治療してやつて、娼妓には負担せしめない。尤も、契約稼業期間内に中途で廃業し、或は他に鞍替をする場合には、例外として、之等治療費を其の際に折半負担することに精算する。

花柳病以外の疾病治療費は全然娼妓の負担となつて居るものが大部分であつて、北海道、青森縣、山形縣、福島縣、茨城縣、新潟縣、



石川縣、福井縣、山梨縣、東京府、愛知縣、廣島縣、大阪府、和歌山縣、岡山縣、福岡縣、長崎縣、鹿児島縣等は此の類である。稼業期間中又は一年を通じて一定の疾病期間の治療費と限り營業者が負担し、又は治療費を折半し若くは特定の割合を定めて營業者が負担し、或は其の縣下の一部の營業者は之を負担し、他は娼妓に負担せしめ、其の他營業者と娼妓とを以つて組織する共済組合的機関が定額の治療費と支出するやうになつて居るもの等々存するは、岩手縣、宮城縣、秋田縣、栃木縣、埼玉縣、神奈川縣、長野縣、岐阜縣、三重縣、滋賀縣、兵庫縣、鳥取縣、山口縣、香川縣、愛媛縣、高知縣、佐賀縣、大分縣、宮崎縣である。

179

花柳病に非ざる他の疾病に因つて休業したとき、其の疾病休業期間を契約の稼業期間に通算してあるものは、宮城縣、茨城縣、神奈

180

川縣、福井縣、山梨縣、東京府、愛知縣、大阪府、兵庫縣、高知縣、福岡縣、鹿児島縣に於ける貸座敷である。之に反して、全然通算しないものは、岩手縣、秋田縣、山形縣、埼玉縣、石川縣、長野縣、三重縣、滋賀縣、鳥取縣、岡山縣、廣島縣、香川縣、佐賀縣に於ける各遊廓である。一定の期間と限り稼業期間に通算し、又は或そのは通算し、或そのは通算しないといふやうに區々になつて居るものに、青森、福島、栃木、岐阜、奈良、和歌山、山口、徳島、愛媛、大分、宮崎の諸縣がある。

以下之等の事項を廳府縣別に掲げる。

○北海道 娼妓が花柳病に罹つたときは、營業者が其の治療費全額を負担するが、其の他の治療費は娼妓の負担となつてゐる。病氣の爲休業した場合、此の休業日数を稼業期間に算入するか否か



については、北海道には全然年俸制のものがなく、問題が起らない。

○青森縣 花柳病に罹ったとき、營業者が治療費の全額を負担するもの九箇遊廓、娼妓が之を支出するもの四箇遊廓、營業者及娼妓が各折半して負担して居るもの三箇遊廓である。花柳病以外の疾病に罹ったときに、營業者が其の治療費を支拂つて居るもの一箇遊廓、娼妓に於て之を支拂つて居るもの十三箇遊廓である。花柳病であると然らざる疾病であると問はず、之を約定の稼業期間に計算するもの九箇遊廓、全然算入しないもの八箇遊廓である。

181  
○岩手縣、 疾病の爲休業したときは概ね契約の稼業期間には計算しないことになつてゐる。尤も、盛岡市に在る遊廓では花柳病に罹り而も稼業に堪へずして廢業する場合には、月給制のものに對

182  
しては給料三箇月分、歩合制のものについては前月の揚代を三倍した金額を恩恵的と興へて居る。疾病に罹ったときの治療費は、花柳病については樓主之を負担し、其の他の病氣については營業者と娼妓とが折半して負担するものと、娼妓のみが負担するものとがある。

○宮城縣、 疾病に因り休業したときは渾て其の休業日数を稼業期間に算入するの制になつてゐる。娼妓が花柳病に罹つた場合には、縣立病院又は健康診断所に入院治療せしむることになつて居り、従つて、其の入院料と治療費とは共に縣の負担となつて居る。花柳病以外の病氣に罹つたときは、仙台市の遊廓に於ては營業者と娼妓とを以て組織して居る共済會の方で五分、營業者が二分、娼妓が三分の割合で負担する。其の他の遊廓では娼妓の負担として

居るものが多いやうである。

○秋田縣 疾病休業の日数は稼業期間に計算しない。花柳病の場合には縣費を以て治療し、花柳病以外の病氣の場合には其の治療費は自辨の建前になつてゐる。が、營業者と娼妓とを以て組織せる相愛會が、藥價、入院費等について相當の補助金を出す、尙病氣の爲十日以上休業した者に對しては別に小使錢として三圓の補助をしてゐる。妊娠の爲休業したとき及死産、流産、死産の措置に關する費用等は營業者が出して居る。稼業に起因する疾病の爲、廢業するの止むなきに至つた場合は、營業者が十圓以上の慰籍料を給する。

183

○山形縣 花柳病の爲に休業したときは稼業期間に計算し、其の他の疾病に因り休業したるときは稼業期間に計算しない。花柳病治療の爲要したる費用は營業者が負担し、其の他の病氣治療に要したる費用は娼妓が負担するの定めになつてゐる。

184

○福島縣 病氣に罹り休業した日数を契約の稼業期間に計算するかどうかについては、一定しては居ない。即ち、北會津町、喜多方町、坂下町、白河町、平町、湯本町、浪町の各遊廓では稼業期間に計算して居るが、他の遊廓では全然算入しない例になつてゐる。花柳病に罹つたときは、縣立の治療院に入院せしめ、治療費用は縣費で支辨して居るが、入院中の食費は、營業者の金の負担となつて居るところもあり、營業者と娼妓とが折半して負担して居るところもある。花柳病に非ざる病氣の治療費は、全額を娼妓が支辨して居る。

○茨城縣 病氣に罹つて休業した日数は、例外なく稼業期間に算

入して居る。花柳病に罹つたとき、其の治療費は縣費で支辨し、  
食費は營業者又は營業組合の側で負担し、娼妓自らは全然支辨し  
ないことになつて居る。花柳病以外の疾病治療費は、大体は娼  
妓が負担することになつて居るもの、疾病の期間が長きに  
亘り、或は治療費が多額に上つた場合には時宜に依り、同業組合  
又は營業者の側で其の一部を補助する。

○柳水縣 縣下二十一箇遊廓中、疾病休業の日数を稼業期間に計  
算するもの、小山町、石橋町、富山村、家中村、鹿沼町、今市町、  
御厨町の八遊廓あり、全然稼業期間に計算しな、もの、宇都宮市、  
富屋村、矢板町、久下田町、茂水町、黒磯町、喜連川町、氏家町、  
今市町、大田原町、黒羽町の十一遊廓がある。其の他堀米町遊廓  
は一箇月未満の病氣休業は稼業期間に算入するも、一箇月以上に

185

亘るものは之に算入しな。烏山町遊廓は十五日以内は稼業期間  
に算入するが、之を起り居る場合は算入しな。渾々の疾病治療費  
を娼妓に其の全額を負担せしむるもの、宇都宮市、富屋村、久下  
田町、茂水町、黒磯町、喜連川町、鹿沼町、西方村、大田原町、  
黒羽町の十箇遊廓。之と反対に凡ゆる疾病治療費を營業者が支辨  
して居るもの小山町、石橋町の二遊廓がある。花柳病の治療費は  
營業者が負担し、其の他の疾病治療費は娼妓が支辨するもの、富  
山村、家中村、矢板町、真岡町、烏山町の五箇遊廓が存する。花  
柳病に罹り入院治療を受ける場合は、其の治療費を營業者が負担  
するが、花柳病と雖入院を必要としな、場合及、其の他の疾病を  
療治する場合に於ける治療費は娼妓が負担して居るもの、堀米町、  
氏家町の二遊廓がある。其の他今市町の遊廓では、花柳病は娼妓

186

、三分の一、営業者三分の二を負擔し、花柳病以外の病氣については、娼妓及営業者が折半して負擔し、御厨所では、其の病氣の何たることを問はず治療期間七日以内のものは娼妓が治療費を支辨し、七日を超ゆるものについては営業者が支辨してゐる。

○埼玉縣 花柳病に罹つて入院したときは治療費は縣費を以て支辨し、花柳病以外の疾病に罹つたときは、其の治療費は営業者が三分の一、娼妓が三分の二を負擔して居る。疾病に因り休業した日数は約定の稼業期間には全然算入しない。

○警視廳 花柳病であると否とを問はず病氣で休業した場合に例外なく稼業期間に計算して居る。で、花柳病に依り警視廳病院に入院したときは、其の治療費は府費支辨とし、其の場合に差ける治療費は娼妓自身の負擔としてゐる。

187

○神奈川縣 疾病に罹つて休業したときは、渾て稼業期間に計算する。花柳病に罹り縣立の病院に入院したときは、其の治療費は縣費、其の場合に差ける治療費は娼妓自らが負擔しなくてはならない。但し、浦賀及戸塚の二遊廓では、此の場合営業者が負擔するの定になつて居る。

188

○新潟縣 本縣に差ける娼妓の稼業契約は純然たる歩合制であるから、當事者間に於て稼業期間を契約しない、従つて、疾病休業の日数を稼業期間に計算するや否やの問題を生じない。花柳病に罹つた場合は縣立の病院に入院せしめ、治療費、食費等は勿論旅費の實費まで縣費を以て支弁してゐる。花柳病以外の疾病治療費は悉く娼妓に負擔せしめてゐる實狀である。

○富山縣 花柳病に罹つて休業したときは、其の休業日数は稼業

期間に算入せられるが、花柳病以外の疾病に因り休業したときは、全然稼業期間と算入せられない。花柳病に罹つたときの治療費は営業者が之を負担し、其の他の病氣に罹つたときの治療費は娼妓が負担する。

○石川縣 花柳病に因り休業した場合に稼業期間と算入するが、花柳病以外の病氣に因り休業したときは稼業期間と計算しない。治療費は花柳病の場合は営業者の負担、其の他の病氣の場合は娼妓自身の負担。

○福井縣 凡ゆる疾病に因り休業日数は稼業期間に算入する。花柳病の爲め治療を要するときは其の治療費は営業者の負担であり、花柳病以外の疾病の治療費は娼妓の負担である。

189  
○山梨縣 疾病に罹り休業したときは、休業日数は何れも稼業期間に計算してゐる。其の治療費は、花柳病の爲入院を要する場合は、縣及営業者の負担とし、入院治療を要する程度と違せざる花柳病及その他の疾病の治療費は娼妓本人の負担として居る。

190  
長野縣 稀に、一週間に内の病氣に限り、其の休業日数を稼業期間と計算して居るものもあるが、概ね其の病氣の如何と拘はらず、疾病休業の日数を稼業期間と計算して居る、實状である。花柳病の治療費については、全額を営業者が負担して居るものが大部分である。尚其の外に、入院したときには、一日十五錢乃至二十錢の見舞金を、営業者若くは救濟會より出して居る向もある。花柳病以外の病氣については、醫藥、看護婦料等の費用は娼妓が負担するも、其の他の諸費は営業者が負担するもの最も多く、稀に全部を娼妓が負担するもの、又は十日以上休業しなければなら

ない場合には、救済會より二圓五十銭の見舞金を贈つて居るものもある。

○岐阜縣 花柳病に罹つて休業した場合の休業日数は、其の半数を稼業期間に入れるもの一遊廓あり、他の三遊廓は其の全数を稼業期間に入れて居る。花柳病以外の疾病は其の休業日数の半数と稼業期間に入れることに、四遊廓共通の定めになつて居る。花柳病に因り縣立の病院に入院を命ぜられたものは縣費支辨、縣立の病院以外に病院に入院したものは営業者と娼妓とが折半して負担する。入院するの程度に達しないものは営業者の負担。花柳病以外の病氣治療費は何れも営業者と娼妓とが折半して支弁するを例とす。

191

○静岡縣

営業者と娼妓との間に稼業期間に関する約定が存しない

192

いから、病氣休業の日数と稼業期間と計算する、しないの問題は生じない。花柳病に罹つたとき其の治療費を営業者に於て負担するもの三島市、沼津市、御殿場町、吉原町、清水市、静岡市、藤枝町、相良町、掛川町、見付町、中泉町、袋井町、掛塚町、濱松市、島田町の各遊廓、娼妓が之を負担するもの大宮町、森町、金谷町、堀之内町、二俣町の各遊廓がある。花柳病以内の病氣の治療費を営業者が支辨するのは沼津市、静岡市、浜松市の三遊廓のみで、其の他の遊廓に於ては何れも娼妓の負担としてゐる。花柳病治療費の全額を営業者の負担と称するもの中、沼津市、静岡市、濱松市の三遊廓については、何れも其の市に縣立の病院が置いてあつて、醫療を受けても金を徴さないから實際は入院したときの食費を営業者が負担するに過ぎないわけである。尚花柳病以

外の病氣治療費を娼妓が負担するものの中、吉原町遊廓に於ては病床長キト亘るときは其の一割は營業者が補給するの制となつて居り、また、營業者が治療費を負担する定めのものであつてモ、娼妓の希望トより、營業者の指圖する醫師又は縣立病院以外ト於て治療するときには娼妓の負担とせしめて居る。

○愛知縣 疾病ト因リ休業したときは、其の休業日数は概ね稼業期間ト計算して居る。各遊廓共ト、縣立の娼妓病院で治療したときは營業者の負担として居る。中村、稻永の両遊廓では別ト營業者側で私設の診療所を置いて居つて、ミニで治療を受けるものモ亦營業者の負担として居る。右以外の醫院又は病院等で治療を受けるときは、何れモ娼妓本人が治療費を支弁しなければならぬが、稀ト之等で治療を受けるときども、治療費の全額又は半額を

193

營業者が支辨して居るものがある。

○三重縣 疾病休業日数は稼業期間ト算入しない。疾病の中花柳病は縣立の病院ト入院せしめて療費を以て支弁し、其の他の疾病は營業者三分の一、娼妓三分の二を負担するを例とする。

194

○滋賀縣 縣立の駆徴院ト入院中の日数は其の三分の一を稼業期間ト算入する。尚姪娘、分娩に因る休業日数は其の二分の一を之亦稼業ト入れて居る。其の他の場合に於ては休業日数は全然稼業期間ト計算しない。駆徴院ト收容中の治療費は縣費を以て支弁し、其の他の場合に於ける疾病の治療費は營業者と娼妓とが折半して負担してゐる。

○京都府 島原及先斗町の遊廓に於ては、花柳病ト罹つて休業したときは稼業期間ト算入するが、他の病氣休業の日数は稼業期間

に入れない。其の他の遊廓に於ては疾病の何たるを問はず休業日数は一切稼業期間に加へない。花柳病は營業者に於て治療費を負担し、其の他の疾病については、治療費と娼妓の自弁とするものが大部分であるが、營業者及娼妓が折半して負担するものも稀にはある。

○大阪府 疾病に因る休業日数は稼業期間の中に加へる。花柳病の場合は府立の病院の治療を受け治療費は府の支弁となつてゐる。花柳病以外の治療費は娼妓の負担である。

195  
○兵庫縣 疾病に因る休業日数は、原則として稼業期間に計算して居るが、二三の營業者は、指定した病院又は治療所に於て治療を受け、若は之に入院したものに於てのみ、其の休業日数を稼業期間に計算するが、其の他の場合に於ては、稼業期間に計算し

196  
ないこととして居る。疾病の治療費については齊一でない。花柳病の場合は、指定の病院又は治療所に於て、治療を受けたときに於てのみ營業者が責任に任じ、其の他の場合に於ては娼妓が自弁とするの制を採つて居る營業者も一にはあるが、大体に於て、營業者が負担するを例とする。花柳病以外の病氣の治療費については、娼妓の自弁とするもの七箇遊廓、他の遊廓では、金額を營業者が負担するもの、營業者と娼妓とが折半して負担するもの、營業者の指図により治療を受けた場合のみ營業者の負担とするもの等區々である。

○奈良縣 花柳病に罹り縣立の病院に入院したときの休業日数は其の二分の一を稼業期間に計算し、其の他の疾病に因り休業したときは、休業日数の四分の一を稼業期間に計算する。花柳病たる



と否らざる病氣たるとを問はず、遊廓で指定して居る醫師の治療を受けた場合に限り、営業者の負担とし、其の他の医師の治療を受けたときは、娼妓の自弁である。

○和歌山縣 稼業中を通じて三月未満の疾病休業としたものについて、稼業期間に計算するが三月以上のものについては稼業期間に計算しない。花柳病の治療費に關しては、縣立の病院に收容する關係上、純然たる医療費は縣費の支弁とするが、其の他の費用は、管業者五分の二、娼妓五分の三を負担するものと、或は之と反対に、管業者五分の三、娼妓五分の二を負担するものがある。花柳病以外の疾病治療費は娼妓の全額負担である。

187  
○鳥取縣 花柳病に因り縣立の病院に入院したときの休業日数は稼業期間に算入するが、否らざる場合に於ける疾病休業日数は稼

188  
業期間に加へない。花柳病又は子宮病治療の爲に要したる費用は、其の三分の一を管業者が、三分の二を娼妓自身が負担する。其の他の病氣治療費は米子遊廓では花柳病と同一の分担方法を採つてゐるが、鳥取遊廓では全然娼妓の自弁として居る。

○島根縣 疾病に因り休業日数は稼業期間に計算して居る。ただし、松江市の遊廓では、花柳病以外の病氣に因り休業したときは、其の休業日数に相當する損害金を徴して居る。花柳病の醫療費は縣費を以て支弁し、花柳病以外の疾病治療費は娼妓の負担である。

○岡山縣 疾病に因り休業日数は稼業期間に計算しないことを通例とするが、花柳病に因り又は妊娠に因り休業したときは、其の休業日数を稼業期間に算入するものがある。花柳病の治療費は管業者の負担とし、其の他の疾病の治療費は娼妓の負担としてゐる。

○廣島縣

大部分は、花柳病に因る休業日数は稼業期間に算入し之に要したる治療費は營業者の負担とし、花柳病以外の疾病に因る休業日数は稼業期間に算入しな、且つ其の治療費は娼妓の負担として居る。其の異つたものを擧ぐれば(一)どんな病氣であつても、休業四日以上と亘るときは稼業期間に計算しな、其の治療費は診療院に入院したときは營業者の負担とし、入院せざるものは娼妓の負担とする(福山遊廓)(二)凡ゆる休業日数は稼業期間に算入しな、治療費は、花柳病なるときは營業者、其の他の疾病なるときは娼妓の負担(鞆遊廓)(三)花柳病に因る入院日数は三分の二を稼業期間に計算するが、他の場合は計算しな、治療費は、花柳病のときは三分の二を營業者が、三分の一を娼妓が負担し、他の病氣の治療費は全額娼妓の負担(呉及吉浦両遊廓)(四)疾病

休業日数は稼業期間に計算しな、治療費は、花柳病たる与否とを問はず、診療院に入院した場合は營業者の負担とし、其の他の場合は娼妓の負担とする。(嚴島遊廓)

○山口縣

神田村の遊廓では、一年を通じて三十日迄の疾病休業、其の他の各遊廓では疾病休業日数の二分の一を、何れも稼業日数に計算するやうとなつて居る、但しこれは花柳病に罹つた場合のことであつて、他の疾病に因る休業については、一年を通じて十五日以内(分娩前後は二月間)稼業期間に計算するもの九箇遊廓、一年を通じて十五日以内も稼業日数に計算するもの十六箇遊廓、休業日数の二分の一を稼業日数に計算するもの一箇遊廓がある。花柳病に罹つたときの治療費は、營業者の全額を負担とするもの三箇遊廓、其の他は齊しく、營業者と娼妓とが折半して負担

する。花柳病以外の疾病の治療費は、治療期間一年を通じて三十日以内のものは、営業者と娼妓とが折半して負担し、之を超ゆるものは娼妓の負担として居る遊廓十九箇所、治療期間の長短にかばらぬ営業者と娼妓とが折半して負担して居る遊廓一箇所、治療費は擧げて娼妓の負担とせしめて居る遊廓一箇所。

○徳島縣 徳島市の遊廓では、疾病に因る休業日数は稼業期間に計算して居るが、撫養町の遊廓では稼業期間に全然加へない。花柳病に罹つた場合は、治療費の全額を営業者が負担する。尤も縣立の病院に於て治療する場合は経費支辨となるわけである。花柳病以外の疾病に罹つたときの治療費は原則として営業者の負担であるが、契約した稼業期間の途中で鞍替したり、或は兼業したりしたときは、営業者と娼妓が折半して負担するやうに、更し精算

202

しなければならぬ。

○香川縣 花柳病に因り休業したときは、其の休業日数は稼業期間に計算するが、否らざる病氣に因り休業したときは、之を稼業期間に加へない。年定期のものには、花柳病治療費は営業者が全額を負担し、他の疾病治療費は、三分の一を営業者が負担し、三分の二を娼妓が負担することになつて居る。歩合制のものは、花柳病治療費は営業者百分の四十五、娼妓百分の五十五を分担する、其の他の疾病治療費は、娼妓が全額を負担する。

○愛媛縣 花柳病に因り休業する場合は稼業期間に算入するを例とするも、獨り松ヶ枝遊廓では、花柳病に罹つたとき一週間までは稼業期間に算入し、それ以上に及ぶときは、其の超ゆる日数は稼業期間に入れないことになつて居る。花柳病と非ざる他の疾病

201

は原則として稼業期間に算入しない、が、一年を通じて其の日数二十日以内であつたならば、例外として稼業期間に算入する。花柳病に罹つたときの治療費は営業者に於て負担し、花柳病以外の病氣治療費は、一箇月十日以内なるときは営業者が之を負担し、十日を超ゆるときは営業者と娼妓とが折半して負担し、更に一箇月以上と及ぶときは娼妓の自弁として居る。

○高知縣 疾病休業期間は稼業期間に計算するの定めとなつて居る。疾病の治療費は、花柳病たると否とを問はず、玉水、下知兩新地の遊廓では、年期制娼妓のみは営業者の負担とし、歩合制娼妓は娼妓本人が全額を負担しなければならぬ。宿毛新地の遊廓では、花柳病については縣立の病院で治療せしめずから縣費支弁他の病氣治療費は、年期制のものは営業者負担、歩合制のものは

娼妓の自弁である。

○福岡縣 花柳病に因り休業したときは、其の休業日数の二分の一を稼業期間に算入し、花柳病以外の病氣に因り休業したときは其の休業日数は全然稼業期間に算入しない。花柳病治療費は、凡て営業者の負担とし、其の他の疾病については、之が治療費は概ね娼妓の負担として居る。尤も、営業者と娼妓とを以て組織して居る芙蓉會の囑託医の治療を受ければ、医薬代は要まないことになつて居る。

○佐賀縣 疾病休業の日数が、一箇月を通過して三日までは、稼業期間に算入するものもないが、概ね之を計算しない。花柳病に罹つた場合、縣立の病院で治療したときは縣費支弁、其の他の病氣又は医師の治療を受けたときは、其の治療費は営業者と

娼妓とが折半して負担する。花柳病を除く他の病気の治療費は全額娼妓の負担とする。

○長崎縣 疾病に因る休業日数と、稼業期間に算入するものと、否らざるものとがあり、一定しては居ない。花柳病其の他稼業に起因する疾病の治療費は縣費の支弁であり、其の他の疾病治療費は娼妓の自弁である。

○熊本縣 疾病に因る休業日数は稼業期間に計算しない。花柳病に罹ったときの治療費は、縣立の病院に入院せしむる關係上縣費の支弁となり、其の他の疾病を治療したときの費用は娼妓が負担するを要する。

205  
○大分縣 疾病休業の日数、一年を通じて五十日以内なるときは、其の休業日数を稼業期間に計算して居るもの三箇遊廓あり、一年を通じて六十日以内なるときは、之を算入するもの一箇遊廓あり。花柳病たると否とを問はず、其の治療費を娼妓に負担せしむるもの二箇遊廓。花柳病の治療費は管業者が負担し、其の他の病氣治療費は娼妓が負担するもの二箇遊廓。

206  
○宮崎縣 花柳病に罹り休業したときは、一年を通じて其の休業日数六十日まで、妊娠したときは分娩前約六十日、分娩又は流産後は三十日、月経時は三日間、何れも休業日数を稼業期間に算入するの制となつてゐる。右以外の場合に於ては、全然休業日数を稼業期間に加へない。花柳病の治療費及食費は管業者の負担とし、其の他の疾病については、七日までの治療費及食費は管業者の負担となり、其の之を越ゆるものについては、治療費と食費とを娼妓が自弁することとなる。

○鹿児島縣 疾病休業中の日数は例外なく稼業期間に計算する。縣立の娼妓病院で治療し得るものは全部縣費支弁となり、他の病院若くは医師の治療を受けたものは娼妓の負担となる。

○沖繩縣 年制制のものがなければ、疾病休業日数を稼業期間に計算するや否やの問題を生じない。花柳病であると其の他の疾病であるかを問はず、之が治療費は娼妓の自辨となつて居る。

一七 娼妓の教養、娯樂、慰安其の他優遇の爲にする營業者の施設

207 貸座敷營業者の娼妓に對する教養、娯樂、慰安其の他、娼妓優遇に關する施設をみるに至つたのは最近のことである。其の實現につ

208 いては、警察當局が直接間接の努力をこたうは勿論であるが、營業者側へ於ても、濟婚論者が常に娼妓の境遇を体して奴隸的生活といひ、一般社會も亦娼妓の所遇とつき相當の關心を持つやうとなつたこととに刺戟せられたことも大なる原因となしてゐる。護婚論の提議、これが有力な動機となつたことは否りない事實である。

第一に修養方面。精神講話、保健衛生に關する講話、讀書、習字、算術等の普通學、礼儀作法、裁縫、ミシン、編物其の他の家事、茶巧湯、活花、琴、三味線等の遊藝の教習が大部分であつて、概ね之を實行して居る。日数回又は週數回といふやうに日を定めて、其の都度講師を聘してやつて居るのが普通である。特記すべきものに富山縣下遊廓に於ける文紅場、福井縣三國町遊廓に於ける歌川學舎、徳島縣下遊廓に於ける文紅場、福岡市の遊廓に於ける翠綠女學校

等がある。何れも娼妓學校といふべきものである。殊に高知縣下の文紅場と福岡市の翠綠女學校との教養時間には、一、前者は毎日午前十時より午後四時迄、後者は午前九時より午後二時迄教習とする。其の他愛知縣、山形縣、新潟縣等の諸縣下貸座敷同業組合に於ては、特に専屬の教師を置いて教養の事を掌せられて居るものもある。

娼妓は既に相當の年齢に達して居り、且つ放縱な生活に慣れ、気分も荒み、殆んど自暴自棄に陥つて居るものもあるが、斯る修養施設はありながら、出席歩合が悪く、甚しきは、拍子の施設も出席者漸減して自然廢止の已むなきに至るものも生じて來た事例がある。

第二は娯樂其の他慰安の方面。活動寫眞、演劇其の他の諸興行の

觀覽聽聞等は月數回又は年數回やつて居る。之は娼妓達と非常と歡迎せられて居るやうである。春の花見、秋の茸狩、紅葉狩、春秋の遠足乃至は慰安會等多數實行せられて居る。

第三は其の他の優遇施設。積立金の制、賞與金、小使錢の給與、介抱育児等と要する經費の給與、平慰救済の制度がそれである。之等の事項を廳府縣別にして詳しく次に掲げる。

○北海道 時々宗敎家、知名の士等を招待して修養又は保健衛生

に關する講話を聽かしめ、或は茶の湯、生活等を習はして居る。

年二回定期の慰安會を開催するの外、隨時活動寫眞又は演劇等を觀覽せしめ、尙書省様へ貸與使用せしめ娼妓の慰安を圖つて居る。

永年勤続して居る者又は疾病に罹り下稼業に精勵して居る者に対しては、貸座敷同業組合に於て賞與として金品を與へ、且つ娼

坂が死亡した場合には其の遺族に弔慰料を給與する。

○青森縣 弘前市に在る遊廓に於ては、隔日トニ時間づつ、生花、裁縫、読書等を教へ、年六回活動寫真を觀覽せしめることトして居る。他の地方の遊廓では、年二回演劇又は活動寫真を觀覽せしめる。

○岩手縣 月一回布教師を招き精神講話を聴かし、裁縫生花等をも習はして居る。書籍類、ラゲオ、蓄音機等を設備し、尚春秋一回乃至二回慰安會を開き、演劇や活動寫真は隨時觀覽せしめることとして居る。

211  
○宮城縣 各營業者の施設する所必ずしも齊一ではないが、大体に於て、娼妓教養の爲トは、小學教員、僧侶其の他適當の人物を招聘して、修身、國語及裁縫等を習得せしめて居るが、其の之を

212  
受くる方が向上心ト乏しいから成績が良好でない。娛樂慰安の方法としては、ラゲオ、蓄音機等を設備して置く外、四季ト應じ、或は觀櫻ト、觀楓ト、又は活動寫真、演劇の興行を觀覽せしむる等相當努めて居るやうである。特に仙台、塩釜では樓主及娼妓を以て組織する仙台共愛會、塩釜共榮會なるものがあつて、毎月裁縫、作法、読書等を始め、茶の湯、生花等ト至るまで教養するの施設をし、且つ、各種疾病ト對する醫療費の補助をして居る。

○秋田縣 營業者側で單獨ト施設して居るものはないが、貸座敷業者及娼妓の兩者を以て相愛會と稱するものを組織し之によつて兩者の親愛を圖り、娼妓連ト修身齋家の途を學ばしめ、業務の改善を企て、娼妓の疾病災厄を救ふの方途を講じて居る。現在に於ける實行の情況を見るト、裁縫、禮法、茶の湯、編物、ミンソ、



読書、習字等を學ばしめ、或は年数回演劇活動寫真等を観覽せしめ、又一年間花柳病に罹らざる者、若くは一年間前示修養に關する教場と缺席せざる者と對し相當の賞典金品を與へて居る。之等が相愛會の爲して居る娼妓と對する修養、娯樂、慰安は優遇に關する主なる事業である。で、此の相愛會を維持するが爲に、一月、娼妓は各自に五十錢、營業者は娼妓一人五十錢の割合で、其の寄寓せしめて居る娼妓数に應じ曝出するを要することとなつて居る。

213  
○山形縣 山形市、酒田町、小松町に存するものは、其の同業組合に於て、教師を雇つて裁縫を教へ、或は時々名士の講演を聴かして精神的教養を圖つて居る。慰安施設として一般に行はれて居るものは、春の花見の會、秋の紅葉狩、時々行小演劇、活動寫真

の総見の如きである。

214  
○福島縣 新聞雜誌類の備付、裁縫の教習、月一回の公休日に於ける演劇活動寫真の観覽等である。

○茨城縣 春秋二回、娼妓慰安會と稱し、營業者が費用を負担して諸種の興行を観覽聽聞せしめ、又は名勝地へ旅行をさせ、毎月の公休日には演劇活動寫真其の他興行物を観覽聽聞せし、或は小使錢と稱して、一円五十錢位を各娼妓に給して、隨意に娯樂慰安等のことに消費する制を採つて居るものもある。尚公休日以外にも時々、營業者が娼妓を引き連れて神社佛閣の参拜、近郊の散策等を爲すものがある。

○栃木縣 石橋町、矢板町、真岡町、大田原町、富屋村、富山村、喜連川町、西方町等と於ける遊廓では、全然娯樂、慰安其の他優遇

的施設をして居ないが、他の家中村、久下田町、茂水町、黒磯町

、氏家町、今市町、鹿沼町、烏山町、御厨町、黒羽町、宇都宮市、  
、堀米町等に於ける遊廓では、時と慰安會を催して、演劇、活動  
寫真等を觀覽せしめ、或は名勝舊跡等への旅行、神社佛閣の参拜  
等を爲さしめ、又は新聞、雜誌、書籍類を備付けて隨意閲読せし  
め、蓄音機乃至はラヂオ等の備付、或は裁縫の教習を爲し、又稀  
に玉一巾につき五錢宛の賞典金を給するが如きものがある。

○埼玉縣 毎月一回乃至二回の公休日と興行物を觀覽又は聽聞せ  
しめて居る。

215  
○千葉縣 千葉市貸座敷組合に於ては裁縫教師を聘して、毎週水  
曜、木曜の兩日、娼妓ト之を習得せしめて居る。水更津町遊廓に  
於ても、之ト倣つて、同様の教養施設としたが、娼妓達が之を喜

216  
ばず、遂に廢するの止むなきに至つた。娯樂慰安等の施設につい  
ては大して見るべきものはない。時と廓内ト諸藝人を招いて娼妓  
を喜ばし、毎月一回の公休日ト活動寫真や演劇を見せて榮えます  
自由を與へるが如き程度のものト過ぎない。

○警視廳 貸座敷同業組合に於て、年二回乃至三回の慰安會を開  
催するの外、各營業者が時と娼妓の希望を徴し、名勝旧跡地等へ  
の旅行、演劇活動寫真の觀覽等を爲して居る。

○神奈川縣 貸座敷同業組合に於て、年二回乃至四回娼妓の慰安  
會を開いて居る。其の他時と僧侶知名の士を招聘して精神講話を  
聽かす、毎月一回活動寫真を見せ、雜誌書籍、ラヂオ、蓄音機等  
の備付、裁縫、生花等と材料を給して教へて居るもの等、其の施  
設するところ区々ではあるが實行して居る。

○新潟縣

新潟市、新發田町、中條町、五泉町、三條町、柏崎町、小水町、両津町の一市七町の遊廓に於ては、營業組合に於て、専従の教師を置き、希望者に對し毎日裁縫の教授をして居る。新潟市、長岡市、小水町、両津町の二市二町に於ける遊廓では、年數回精神修養又は家事に關する講習會をも催して居る。また、新潟市、長岡市、両津町に於けるものは、庭球、ピンポン等に關する施設、蓄音機、圖書類の備付もある。而して各遊廓は、概ね活劇、寫真演劇等々、其の多きものは、年四十八回、少きものは數回觀覽せしめて居る。其の外、時々慰安會の開催、神社佛閣の参拜、遊山、觀櫻等をさして居るものもある。

2/7

○富山縣

各遊廓では、概ね文紅場と稱するものを設けて居る。之は藝娼妓の學校である。裁縫、読書、作法、算術、家事等に關

2/8

し教育をする仕組となつて居る。が、何しろ、娼妓は年齢も高し、氣分も荒んで居るし、且つ放縱の生活に慣れて居る關係上、勢ひ此の種の施設も有名無實となつて居る。年一回乃至數回、宴遊會、花見遊山、演劇活動寫真の觀覽等が慰安の主なるものである。其の他一年乃至數年間の健康者に對し、等級を附して相當の賞金を與へ、或は賣上花代一本に對し一錢五厘内外の賞典金を出して居るものもある。

○石川縣

特に學ばる程のものはない。

○福井縣

福井市に於ける遊廓では、時々公休日を利用して、演劇、活動寫真等の觀覽、松茸狩、花見、海水浴行其の他物見遊山等ト一日の清遊を為さしめる。娼妓が死亡したときは、同業組合等となし、遺族には債務を免除するのみならず、平祭料も出して

居る。また、債務を完済して年期を終つたときは相當の賞典金品を與へる。大野町と勝山町とに於ける遊廓では毎日午前十時より十二時迄裁縫を教へ、且つ毎月一、二回は名士の精神修養に關する

講話を聽かして居る。公休日には各種の興行とも見せる。九町町遊廓、こゝでは毎月五日生花、行儀作法、裁縫を教へる、修養講話、公休日と於ける興行物の觀覽等も既に實行して居る。三國町遊廓には歌川學會といふのがあつて、こゝには組合費を以て女教員が置いてあつて、隔日に裁縫を、一週に一回読書や算盤等を教へて居る。春秋及五月の三回に団体旅行を欲する。鯖江町遊廓では和洋裁縫の教習をして居る。年三、四回は興行物を見せる。花賣上の最高者、保健衛生を重んずる者、一年間健かた過した者、之等と賞典金品をやる。武生町に於けるものは、三年以上眞面目に

勤めた者、花賣上の最高者と對し相當の賞典金品を給する。他の遊廓に於ても大した施設はないが、裁縫の教習、興行の觀覽等は、ちよい／＼實行して居る。

○山形縣 讀み書き算盤、裁縫、精神修養に關する講習講話を各一種づつ毎月一回實行して居る。一年以上病氣に罹らな者及稼高を以て稼業期間中に完く債務を済した者と對しては賞典金を與へる。春秋二回には娼妓の希望を徹して好きな興行物を見せる。尤も其の金は樓主の金額負担でなく、補助するの程度。

○長野縣 縣下同一ではないが、年に三、四回、裁縫、礼儀作法、生花等の講習會を開くところが多いが、娼妓は概ねこの講習を受くることを欲しない、欠席者が多い。これは向上心のないことと今一つは休養の時を奪はれることを苦痛とするからである。テニ



入コートも設けてある。が、これも開設當時は勸迎せられたが、今は顧みられないうちになつた。年二回乃至六回位演劇の観覧、旅行、演藝會、花見の會等を催して居るが、之等の一時的の催は大ハト喜ばれる。遊客一人トツゞ十錢宛の賞典金の給付、稼業成績の良ハ者ト對する相當の賞典金品の給與、死亡娼妓ト對する葬儀費用の全額負担、病氣に罹つた娼妓ト對し見舞金の贈與、娼妓の父母が災厄に遭ハ又は死亡したときに見舞金等慰金を贈るが如きは何れも物質的の優遇であらう。

○岐阜縣 休養日を利用して、行儀作法、茶、活花等を教へ、或は衛生の語、精神修養に關する語等を聽かす。組合事務所の中ハ演藝場が設けてある、こゝで時々演藝會を催す、娼妓の讀書欲を満すが爲ト趣味の文庫もある、隨意ト閱讀出来る。春秋二回ト園

遊會を開き、或は花見遊山、又は演劇、活動寫眞等を繰見せしむ。眞面目ト稼業ト就いて居る者、一定期間健康を保つた者ト賞典金を出し、入院患者ト慰問品を贈るもの、病室内トラゴテ、オルガン、ピンポン、圖書類等を設備して居るものがある。

○静岡縣 市街地ト於けるものは、教師を擧げて日時を定め、裁縫、生花、琴、三味線、手藝等を教へ、毎月一回又は年二回位宗教家を聘して精神講話を聽かす。トランプ、麻雀、圍碁、蓄音機或はラゴテ等を備へ稼業中ても隨意ト候はして居る。毎月一回又は二回演劇や活動寫眞を見せ、時ト應じて、花見、山登り、海の遊び、温泉行、神社佛閣の参拜、園遊會等を年二回以上行つて居る。殊ト静岡市の遊廓には、遊廓地内ト五百坪ばかりの特設園遊地があり、かろり設備を整つて居る。線香賣上高が一一定額ト達し

た場合には、其の娼妓に賞典を出して居る。

○愛知縣 中村遊廓、ここには希望者に對し、生花、茶の湯、裁縫等を教へて居るが、成績は尋らな。毎月一回廓内で温習會を開催し、春秋の二季には觀劇其の他の慰安會を催して居る。稻永遊廓では春秋二回に觀劇會其の他の慰安會を催し、毎年死し者の追悼會を施して居る。前借金と濟して渡業する者には相當の賞典金を與へ、優良な娼妓には別に賞典するの途を講じて居る。豊橋遊廓は、組合に囑託教師と置き裁縫及普通學を教へ、慰安の爲には時々事務所で演藝を觀せ、時としては劇場を借り切つて觀劇會を開くこともある。岡崎遊廓は、組合の行事として春秋の二季演劇の総見を爲さしめ、毎月一回組合事務所樓上で、活動寫眞、演藝等を觀覽せしめ、また各営業者は季節に應じ海水浴行山遊び等

をやりて居る。茶の湯、生花、裁縫等を教へて居る向もある。

○三重縣 毎月一回以上講師を聘して、精神講話、衛生講話等を聴講せしめるもの四箇所。女紅場と稱する俱樂部様のものを設け毎週二回又は三回集合させて、裁縫、生花、手藝等を教へるもの四箇所。春秋二季に旅行、觀劇、山遊び等慰安會を催すことは殆んど全部の慣行。一定期間健康を保ち得た者に金品を與ふるもの、毎月稼高の優れ者には賞典金品を與ふるものがかなり多い。五年間同一の場所で稼業に従事した者には債務の一部を免除するものが一箇所ある。尚娼妓が分娩した際は、営業者が分娩の諸費用及分娩後六月乃至一年間、育児手當として、毎月十円乃至十五円を給するものと居る。

○滋賀縣 各組合毎に相當の資格又は技能を有する教師を招き、

普通學、裁縫、手藝、禮儀作法等の教養を爲し、時々修養講話會をも開く、毎月の公休日には觀劇するの自由を與へる。年一回又は二回慰安會と稱し、神社佛閣の参拜、旅行遠足等を爲す。契約年季満了の際は特別賞典金を與へる。尚分娩及養育に關する費用は管業者が之を負擔する。

○京都府 各選郡殆んど同様ト、其の多きは毎月一回少きも年二三回慰安會を催し、附近の行樂、觀劇等とする。希望者には裁縫、生花、作法等を教へて居る。が、一向振はない。祿高に應じ月額五円乃至十二圓の賞典金給典の制もある。

225

○大阪府 一定はして居ないが、年二回乃至四回慰安會を開くと、入院患者に慰問品を贈ること等は通例である。生花、茶の湯、裁縫等を教へることはなつて居るものゝ一般に之を嫌ふ傾向がある。自分の祿がトよつて前借金と皆済した者には賞典金を与ふるものもある。

226

○兵庫縣 春秋二季ト送ける慰安會、觀劇、郊外の行樂、物見遊山等を實行して居る。修養講話、裁縫、家事、讀書、習字等の講習は週又月ト數回行ふ。

○奈良縣 稼業年限満了後に備へる爲、毎月祿高ト應じて積立金をしてやり、また、賞典金小使等をも與へて居る。

○和歌山縣 従前普通學又は裁縫等を教へて居たが、希望者が乏しかつたが爲ト自然廢止の姿トなつて居る。年一回若くは二回運動會を開く。毎月の公休日トは活動寫眞を見せて居る。

○鳥取縣 毎年春秋二回ト慰安會を開く。稼業成績の優れて居る者ト月一圓乃至五圓の賞典を出し、年季制のものトつては、花

一本に對し一錢の割合で金を與へる。これを月額にして五圓に滿たないものであつても九圓はやることになつて居る。

○島根縣 娼妓の相互扶助を目的とする娼妓共済組合があり、この組合には管業者が相當金額の出捐をして居る。娼妓の疾病、廢業死亡等の場合には金を出す。濱田町の遼廓では右の外、毎月一回又は二回禮儀作法及裁縫の教習を爲し、且つ精神講話をも聽かす、春秋二回は慰安會を開く。

○岡山縣 一定して居ないが、大体に於て、組合事務所で裁縫、読書、作法等を教へ、時々修養講話をも聽かす。年三、四回娼妓慰安會を催し、花見又は旅行等をする。月一回若くは二回興行見物とさす、揚子の二分乃至七分を娼妓の爲に貯金して置いてやつて稼業期間満了の際與へる。稼業期間満了した際は百圓以内を與へ

また一年中の揚子の多きものは相當の金員を贈る。

○廣島縣 名士の講演を聽かす、各種の講習會を開く。年一回又は春秋の二回慰安會を催し、或は觀劇、慰安旅行等をする。入院患者に對しては慰安の途を講じて居る。

○山口縣 概ね月一回若くは年數回精神修養又は衛生に關する講習會を開き、月一回づつ裁縫、生花、作法等を教へる、ラゲオ、蓄音機を備へて居る回もある。尚妊娠及分娩に要した費用は管業者が負担して居るものもある。

○徳島縣 女紅場と稱する教養機關を設け、裁縫其の他技藝等の教養を爲し、成績優良の者には賞品を與へて修養を奨励し、また年一、二回特別講習會をも開く。春秋二回慰安會を催し觀劇、遊山、運動競技等をする。揚花數十本に對し二錢の割合を以て貯金し



て置いてやつて廢業する際は之を與へる。一定期間稼業に就き債

務の履行をした場合には五十圓までの賞金を與へ、一年間健康を保ち若くは、十日位の範囲内で休業した者には十圓乃至三十圓の保健奨励賞を出す。眞面目に稼業に従事した者に対しては廢業の際十圓乃至五十圓の賞金を與へることとなつて居る。徳島市の遊廓に於ては揚花数一箇月二十本以上の者に対しては一圓、以上百本を増す毎に二十錢を増す割合にて賞金を與へ、撫養町の遊廓では、花賣高百圓以上の者には金十圓、百圓以上は十圓を増す毎に一圓を加ふる割合で賞金を出して居る。稼業中妊娠した場合は、縣令の規定に依る稼業停止期間は休養せしめ、適當な場所で分娩す、分娩後の乳児に對しては、月十五圓乃至三十圓の養育料を出す。稼業に起因した疾病の爲入院した場合、見舞金として一日

十錢を與へる。尚稼業中死亡したときは、揚花数に對する積立貯金の外に弔慰金五十圓を遺族に贈る。

○香川縣 年一、二回運動會を催して居る、また時には藝人を招いて廓内で演藝を聴聞することもある。

○愛媛縣 松ヶ枝遊廓に於ては家事其の他に關する講話、裁縫作法等を教へて居たが最近中止し、雜誌、蓄音機、ラゲオ等を備付けて娛樂に供し、年二回は慰安運動會を開いて居る。また禁烟を設け、看護婦を置き隨意利用せしめて居る。松ヶ枝、稻荷新地、安居島の各遊廓は、何れも揚代の多寡にか、はらず一圓五十錢を娼妓の所得として貯金せしめ、尚毎月揚代金の二分五厘を小使錢として與へて居る。若し休業其の他の事由によつて揚代金のない場合であつても二圓五十錢はやることになつて居る。

○高知縣

修養會の設がある。玉水、下知兩新地に於ては、毎  
午前十時より午後十時より午後四時並事務所に於て、裁縫鑄物等  
の教養を爲し、時々僧侶等を招聘して精神講話とする。宿毛新地  
は毎週三回、毎回二時間以上裁縫作法等を教へて居る。尚慰安の  
爲に、玉水、下知兩新地は毎年春秋二回、宿毛新地は春一回、何  
れも慰安會を催し、遊山、舟遊び觀劇等とする。

○福岡縣

福岡市貸座敷營業組合に於ては、組合事務所、翠綠  
女學校を設け、講師を招聘して毎日午前九時より午後二時まで、  
尋常及高等小學校程度の普通學、裁縫、生活、作法等を教へて居  
るが出席率は少い、且日三四十名位に過ぎない、門司、小倉、大  
牟田、若松、直方等も福岡と同く、裁縫、生活、鑄物、其の他  
の技藝の講習、精神講話、衛生講話等として居るが、出席者極め

て少く、遂に門司、小倉等は之を廃止するの止むなきに至つた。  
入院中の者を慰安するが爲に、ラゲオ、蓄音機、圖書、ピンポン  
等を設備し、或は組合事務所と娯樂室と設け、之等の設備として  
居るものもある。縣下貸座敷組合共通的に、毎年一回又は二回演  
藝會、花見、觀劇等の慰安會を催し、月一回の公休日には活動寫  
眞、演劇等を觀覽せしめる。入院中の者に對しては、營業者及娯  
妓を以て組織して居る其會より一日十錢づつの見舞金を贈つて  
居る。稼業期間の満了した者に對しては、歸國旅費として組合よ  
り錢別金を贈り、死亡の場合に於ては、遺族に對して香典を贈つ  
て居る。尚妊娠、分娩に要したる費用を營業者が負担して居る事  
のト、福岡、若松、大牟田の三遊廓がある。

○佐賀縣

年一回若くは二回慰安會を開き、時々舟遊び、花見、

演劇又は活動寫眞等の見物ト出ず。一年以上健康を保つた者トは賞典金品を與へて居る。宗教家名士等を聘して修養講話を聴かして居る。満島遊廓では毎月揚代金の一割を賞典として與へて居る。長崎縣 統一せりれは居ないが、概ね月一回若くは年数回精神修養に関する講演會を開催し、或は春秋ニ回慰安會を催して花見、登山、遠足、潮干狩等を爲し、また隨意演劇、活動寫眞の觀覽を爲さしむる等の方法を採つて居る。稼業中眞面目に勤めた者が前借金を返済して稼業と廢めるときは三十円乃至六十圓の範圍内で特別賞典を出して居る。

○熊本縣 熊本水遊廓では、二年間稼業に就いた時は、その翌日より毎月二圓五十錢退樓資金として積立てておつて置いて、債務を返済して廢業するとき之を與へ、約定の稼業を終へて就業中

眞面目であつた者ト對しては賞典金を贈る。大正十一年より、營業者、娼妓、仲居を以て共濟會を組織し、營業者は、寄寓娼妓一人に付き五十錢、娼妓は各自二十錢、仲居は各自五十錢を毎月繰出し、廢業者死亡者ト對する年當金、年祭料の贈與、入院患者ト對する食費の補助、圖書室の設備等をして居る。八代紺屋町遊廓ト於ても共濟會を組織して居る。其の維持方法等は熊本水遊廓ト於けるものと同様であつて、慰安會や講話會等を行つて居る。三軒町遊廓トモ矢張り共濟會がある、週一回裁縫、作法、手藝等の教養を爲し、春秋ニ回慰安會を開いて居る。牛深町遊廓では、毎月樓主五十錢、娼妓各五錢を繰出し、其の積立金を以て年一回慰安會を開いて居る。

○大分縣 毎年一、二回宗教家等を聘して修養講話を聴かして居る。

娼妓一人につき月六圓の小使錢を給することになつて居る。

○宮崎縣 營業組合に於て年二回慰安會を催し時に修養講話をする。また月一回演劇や活動寫眞を見せるところもある。

○鹿児島縣 大正十五年より従來の三食制を廢して三食制とした。春秋二回には芝居見物、運動會、花見等を催す。毎月一回は講師を招聘して精神講話、衛生講話等を聽かして居る。

○沖繩縣 時々知名の士を招いて講演を聽かし、三味線、琴、ヴァイオリン其の他の音楽及生花等を希望によつて教へて居る。

#### 一八 貸座敷雇人の制限

娼妓は、稼業柄其の貸座敷に於ける他の雇人に心付をやる慣習の

236

存するものがある。また、遊客として、他の雇人に纏頭を戴へさせなければ娼妓自身の肩身が狭いといふやうな因習の存するものがある。かうした習俗があれば、雇人の数が多ければ多いだけ直接間接に苦勞する。

貸座敷管業者の目的とするところは収益にある。其の營業費が嵩めば事實上収益の減少を來すから、自然揚代金分配割合、娼妓の雇過其の他娼妓に對する條件を悪くしてでも収益の減少を防がうとする。故に雇人の如きものも、其の数が可及的ト少ければ娼妓の間接的利益となる譯である。

雇人数制限の問題、これは、さうした理由の下に生じて來る。ところが、實際に於いて之をみると、雇人数の多寡が娼妓にまで影響を及ぼさず、のち其の制限を加へて居る廳府縣は少いやうである。

235

○千葉縣 取締規則に於て、警察署長が必要と認められた場合には、貸座敷業者に對し、使用人の員数を制限するを得る旨を規定し、之に依つて、警察署長が其の營業状態に稽へ使用人の数が多過ぎると認められた場合には相當の制限を加へて居る。

○岐阜縣 取締規則に於て、妓夫、仲居は之を併せて娼妓二人につき一人の割合とす、但し娼妓三人の場合は一人、五人の場合は二人とし、此の標準数を超えて使用することを禁止して居る。

○愛知縣 稻永遊廓に於てのみ、其の所轄警察署長が、仲居は娼妓二人につき一人の割合を超えて置くことを許さぬ旨を命令し、尚妓夫については、現在使用中のものは差支ないが之を解雇した後は補充することを禁止して居る。

237 ○和歌山縣 警察制限ではな、が、新宮町洋島遊廓に於ては、同

業組合理約により、雇人数は一営業者につき六名以下として居る。  
○香川縣 取締規則に於て、所轄警察署長が必要と認めるときは、雇人数を制限し得る旨を規定し、之によつて相當取締を加へて居る。

○愛媛縣 一営業者一名乃至二名を標準とし、なるべく多数を置かしのむやうに努めて居る。

○長崎縣 一般的に制限してないが、一営業者は、酌婦三名、下女一名と制限して居る警察署もある。

○宮崎縣 取締規則に於て、遊客と接する仲居は、娼妓五人につき一人の割合を以て制限して居る。

右に掲げた以外の廳府縣に於ては雇人数については別に制限を加へて居ない。

一九 娼妓と爲りたるときの年齢と現在年齢

娼妓取締規則第一條に於て、娼妓の最低年齢を満十八歳として居る。千九百二十一年の婦人及兒童の賣買禁止に關する國際條約に於ては婦人の保護年齢が二十一歳未満となつて居る。(第五條)故に、娼妓の最低年齢の「満十八歳」を「満二十一歳」に改めて國際關係の權衡を得しむべしとの清願は從來屢々衆議院に提出せられた。が、政府は前示の國際條約は醜業婦の國際的取引を防遏するを目的としたものであつて、直接國內制度を其の對象として居ないから、必ずしも彼是一致せしむるを要するものではない。殊に娼妓年齢を引き上げれば、其の年齢に達しない貧しき家庭の子女を驅つて私娼の群に入りしむるやうにもなるし、また、一面年齢上げて娼妓になれば、それと相應して娼妓を廢める時期が遅れるといふ観点の下に、

239

現行「満十八歳」を支持して來た。

240

昭和五年六月末現在によつて、全國五萬三百五十五人の娼妓となつたときの年齢を調べた。最も多数を占めて居るのは二十歳以上二十五歳未満にして娼妓となつたものである。其の数は二萬四千九百二十人であつて、全体の四割九分五厘がそれである。第二位は二十歳未満の者二萬九百六十五人で、四割一分六厘、第三位は二十五歳以上三十歳未満の者二千九百二十七人で、七分八厘、第二位と第三位との差は甚しい。第四位、三十歳以上三十五歳未満の者、これは僅かに六十四人、全体の二厘である。全体を通じて二十五歳未満で娼妓となつた者が九割一分を占めて居る。二十五歳を過ぎて娼妓となるものは極めて少いといふ結論となる。何が故に斯くなるか。公娼は謂ふまでもなく前借金を前提とする。盛りを過ぎた女に對しては

思ふやうに金を借してやらぬ、纏った金が手に重なりぬいのであ  
れば、一層他ト活きる途を考へやうといふやうなことになる。これ  
も確かに一因ではあるが、もつと大きな理由は、境遇の變化である。  
二十五歳を過ぎた女は、概ね結婚するが又は相當の職業を得て獨立  
をする、父兄の爲身も心も投出して犠牲にならなければならぬ  
というやうな羈絆から脱して居るが故である。

三十五歳以上で娼妓トなつた者トついて一等目を惹くのは、沖繩  
縣の十六人である。全國総数六十四人ト對し、あの小縣で而も娼妓  
数多からぬ沖繩縣の十六人は何といつても奇觀である。



241

昭和五年六月末現在トよつて、全國五萬三百五十五人の娼妓の現  
在年齢を調べてみたい。二十歳以上二十五歳未満の者が大多數で、

242

其の數三萬十二人、全數の五割九分六厘。次は二十五歳以上三十歳  
未満の者一萬九百三十一人で、二割一分七厘。二十歳未満の者は七  
千三百人であつて一割四分五厘。三十歳以上三十五歳未満の者は千  
八百三十一人で、三分六厘。三十五歳以上の者は三百四人であつて  
六厘といふ割合トなつて居る。

道府縣<sup>別</sup>としてみれば、二十歳未満の者は東京府の千三百七人と、  
大阪府の千四人とが多く、沖繩縣は僅か一人、石川縣は全然ない。  
二十歳以上二十五歳未満の者は大阪府の五千八百五十八人と東京  
府の三千八百六十一人が多い、石川縣の十九人、これは一等少い。  
二十五歳以上三十歳未満の者が多いのは、大阪府の千六百四十八  
人、東京府の千百三人、京都府の千七十七人であつて、石川縣の六  
人が最も少い。

三十歳以上三十五歳未満の者は東京府の六百八人が筆頭で、沖繩縣の百五十四人、長崎縣の百三十四人が著しく注意を惹く。少い方では埼玉縣、宮崎縣の名三人及和歌山縣の二人であつて、石川縣には全然存しない。

三十五歳以上の者は、宮城、福島、滋賀、和歌山、鳥取、島根、岡山、徳島、香川、愛媛、熊本、大分の各縣には一人もなく、沖繩縣の九十人、長崎縣の三十二人、三重縣の二十三三人、北海道の二十人を算することが興味深い。

243



244



次に農村縣別とした、婚嫁の年齢別調を掲げる。





合	沖	鹿	宮	大	熊	長	佐	福	高	慶	香	徳	山	廣	岡	島	島	和	茶	兵	大	京	滋	三
計	鏡	島	崎	分	本	崎	賀	岡	知	城	川	島	口	島	根	取	山	良	庫	及	都	賀	重	
二〇、	九	二	一	一	三	五	一	八	二	二	二	三	九	三	七	五	二	八	八	六	六	一	六	一
九	〇	三	八	四	四	九	一	〇	五	七	六	二	二	九	七	〇	七	五	四	六	六	一	六	一
五	三	四	九	七	七	九	一	〇	五	七	六	二	二	九	七	〇	七	五	四	六	六	一	六	一
二四、	九	三	一	三	四	六	二	七	一	三	三	四	一	四	一	四	三	四	六	四	五	二	五	三
九	二	一	三	〇	一	三	五	〇	九	二	五	八	一	六	一	五	三	七	六	八	六	四	〇	三
〇	〇	〇	一	八	二	九	七	九	五	二	七	七	二	〇	二	八	五	四	七	五	〇	一	一	七
三、	九	二	三	八	五	七	三	八	一	四	三	四	三	七	一	一	七	二	八	六	六	四	〇	〇
九	六	二	三	八	五	七	三	八	一	四	三	四	三	七	一	一	七	二	八	六	六	四	〇	〇
九	九	九	六	一	二	五	七	二	四	二	一	八	三	〇	〇	七	六	一	五	五	六	四	〇	〇
四	七	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	九	六	三	七	四	九	七	九	一	五	五	三	八	一	六	一	二	一	二	六	二	七	二	七
七	九	六	三	七	四	九	七	九	一	五	五	三	八	一	六	一	二	一	二	六	二	七	二	七
六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	六	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
五	〇	三	二	九	八	四	四	八	三	一	六	三	九	二	九	二	九	一	一	七	四	六	三	八
三	六	三	九	三	五	八	四	四	六	三	四	三	九	二	九	二	九	一	一	七	四	六	三	八
九	二	九	三	五	八	四	四	六	三	四	三	九	二	九	二	九	一	一	七	四	六	三	八	
五	七	九	一	三	五	八	四	四	六	三	四	三	九	二	九	二	九	一	一	七	四	六	三	八

愛	靜	岐	長	山	福	石	富	新	神	東	千	崎	群	橋	茨	福	山	秋	宮	岩	青	北	龜
知	岡	阜	野	梨	井	川	山	瀨	川	京	葉	玉	馬	水	城	島	形	田	城	手	森	北	龜
一	二	四	二	三	一	一	七	五	三	四	一	一	一	一	一	二	三	一	一	一	一	一	一
二	四	二	三	一	一	一	七	五	三	四	一	一	一	一	一	二	三	一	一	一	一	一	一
五	七	二	四	四	七	八	〇	三	六	一	〇	六	一	一	〇	七	六	〇	三	〇	一	一	一
一	二	四	二	三	一	一	七	五	三	四	一	一	一	一	一	二	三	一	一	一	一	一	一
八	〇	八	九	九	〇	一	五	七	三	二	八	三	一	一	〇	七	四	五	一	九	〇	一	一
一	八	二	二	一	三	二	九	四	九	四	一	一	一	一	〇	七	四	五	一	九	〇	一	一
二	六	三	〇	一	二	二	二	五	三	五	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	八	一	九	七	五	二	八	三	四	七	六	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	二	四	六	一	二	七	四	七	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	二	五	二	四	六	一	二	七	四	七	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	八	八	七	六	一	四	三	三	六	六	三	四	三	四	一	四	五	一	三	三	四	一	一
〇	七	四	一	八	三	三	五	六	六	三	三	四	三	四	一	四	五	一	三	三	四	一	一
二	六	二	七	六	一	三	〇	六	三	三	七	二	一	三	〇	六	四	三	九	四	一	一	一

婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (二) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (三) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (四) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (五) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (六) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (七) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (八) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (九) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (十) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (十一) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (十二) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (十三) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (十四) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (十五) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (十六) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (十七) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (十八) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (十九) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (二十) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (二十一) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (二十二) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (二十三) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (二十四) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (二十五) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (二十六) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (二十七) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (二十八) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (二十九) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (三十) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (三十一) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (三十二) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (三十三) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (三十四) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (三十五) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (三十六) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (三十七) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (三十八) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (三十九) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (四十) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (四十一) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (四十二) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (四十三) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (四十四) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (四十五) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (四十六) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (四十七) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (四十八) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (四十九) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (五十) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (五十一) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (五十二) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (五十三) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (五十四) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (五十五) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (五十六) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (五十七) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (五十八) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (五十九) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (六十) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (六十一) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (六十二) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (六十三) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (六十四) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (六十五) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (六十六) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (六十七) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (六十八) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (六十九) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (七十) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (七十一) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (七十二) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (七十三) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (七十四) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (七十五) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (七十六) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (七十七) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (七十八) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (七十九) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (八十) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (八十一) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (八十二) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (八十三) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (八十四) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (八十五) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (八十六) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (八十七) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (八十八) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (八十九) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (九十) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (九十一) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (九十二) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (九十三) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (九十四) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (九十五) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (九十六) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (九十七) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (九十八) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (九十九) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百〇一) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百〇二) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百〇三) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百〇四) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百〇五) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百〇六) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百〇七) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百〇八) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百〇九) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百一十) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百一十一) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百一十二) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百一十三) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百一十四) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百一十五) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百一十六) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百一十七) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百一十八) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百一十九) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百二十) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百二一) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百二二) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百二三) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百二四) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百二五) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百二六) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百二七) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百二八) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百二九) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百三十) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百三一) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百三二) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百三三) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百三四) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百三五) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百三六) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百三七) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百三八) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百三九) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百四十) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百四一) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百四二) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百四三) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百四四) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百四五) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百四六) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百四七) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百四八) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百四九) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百五十) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百五一) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百五二) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百五三) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百五四) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百五五) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百五六) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百五七) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百五八) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百五九) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百六十) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百六一) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百六二) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百六三) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百六四) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百六五) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百六六) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百六七) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百六八) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百六九) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百七十) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百七一) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百七二) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百七三) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百七四) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百七五) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百七六) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百七七) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百七八) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百七九) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百八十) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百八一) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百八二) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百八三) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百八四) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百八五) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百八六) 婿  
 年  
 齡  
 別  
 調  
 (一百八七) 婿  
 年  
 齡

## 二〇 娼妓と出身地

昭和五年六月末現在娼妓五萬三百五十五人の出身地を調べてみる。長崎縣の三千四百三人が最高であつて、海外出稼の醜業婦の多いことを以て名を知られて居ると同時に、國內に於ては娼妓の有数の産地であつて、實に全國娼妓数の六分九重を占めて居る。福岡縣の三千百七十人の六分三重。熊本縣の二千九百六十七人の五分九重。此の熊本縣と長崎縣と同一の意味に於て記憶して置きたい。山形縣二千三百四十九人で四分六重、東京府の二千二十六人の四分といふ順序である。少いのは福井縣の百七十九人全数一重、外に樺太の五人がある——樺太出身といつても樺太土著の民ではない——。

實家と近い所で娼妓稼とするには、一面に於ては便宜があるが、他面に於ては親族知己等と對する手前もあり、また、そんな厭い

250

範圍では樓主側と娼妓側との希望條件がびつたり合はないから、勢い他府縣へ出稼がするのが常態である。此の常態に及するものをまづ擧げてみたい。

神戶縣出身の娼妓八百十二人中沖繩縣に止まつて娼妓を以て居る者は六百二十五人、生れた縣で七七%は稼業をして居ることになり、他の府縣へ出て稼業して居るのは二三%に過ぎない。次は三重縣出身、千四百五十八人中八百七十七人は其の縣内に居り、五六%自縣内稼業、四四%自縣外稼業といふことになつて居る。北海道もそれと並んで居る、即ち北海道出身千八百九十一人中千四十一人は北海道に踏み止まつて居る。五五%は其の道内に居り、四五%は道外出稼といふ数字になつて居る。尚他に四〇%以上生れた府縣に在つて稼業に就いて居るものは、新潟(四九%)富山(四七%)愛知(四七%)

249

大政(四四%)東京(四四%)京都(四四%)静岡(四一%)の名  
府縣がある。出身地府縣で稼業に従事して居る者の最少は、  
埼玉縣出身娼妓の六百八十九人に對する凡八即ち、一三%である。  
これには特種の原因がある。此の調査をしたときには同縣では本庄  
、深谷の両町に遊廓が三箇所存するのみであつて、娼妓總數僅かに  
四十八名に過ぎなかつた。——これは最近悉く廢止せられてしまつ  
た——故に生れた縣では需要がない、従つて縣外へ出稼した率が非  
常に多いこととなつて居る。

257  
群馬縣は夙に廢娼を断行して居ることを以つて「入道」の名に於  
て誇りとして居る。が、群馬縣下に於ける父兄達も窮乏のどん底に  
陥つたならば「入道」を顧みるゆとりのないものとみえる。即ち同  
縣出身の子女八百四十七名は他府縣で娼妓稼とさせられて居る。其

258  
の數からいへば全國で第二十三位、隣縣の栃木縣より五十六名多く  
産して居る。

更に進んで、道府縣別を依る娼妓數に對する、其の道府縣出身  
の割合を一瞥と與へたい。沖繩縣下に於ける娼妓數六百二十九人中  
縣内出身者六百二十五人で九七%に當り、これが最も多い。山形  
縣の娼妓數五百七十四人中縣内出身者五百二十六人(九三%)高知縣  
の三百四十五人に對する二百九十人、八四%新潟縣の千二百六十  
六人に對する九百六十二人(七六%)青森縣の四百三十一人に對す  
る二百九十七人(七一%)といふ順序となつて居る。其の他六%  
以上存するものに、秋田(六七%)熊本(六五%)宮崎(六五%)三重(六四%)愛  
媛(六三%)長崎(六三%)北海道(六〇%)であつて、最も率の低くのは京都府であ  
る。京都府下の娼妓數四千四百三十一人中府内生れの者は僅かに二百四十一人で、五、四  
%に過ぎない。







合	沖	鹿	官	大	熊	長	佐	福	高	廣	香	德	山	廣	岡	島	鳥	和	奈	兵	大	京	滋	三
前	大	見	時	分	本	崎	賀	岡	知	川	島	口	島	山	根	取	山	良	庫	隊	都	賀	童	
六	一																							
五	二	八	八	七	五	五	九	三	五	四	六	一	三	三	七	四	三	二	一	八	三	一	一	一
一	三	三	一	五	六	三	一	一	七	一	八	一	一	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	四	五																						
一	八	六																						
三	一	五	三	六	一	〇	二	四	一	五	七	六	一	三	九	六	七	一	三	〇	七	五	八	一
四	四	二	三	一	三	六	一	五	〇	八	一	五	〇	一	三	一	四	四	一	一	二	一	一	一
一	二	四	〇	五	二	三	六	三	四	一	三	一	一	三	一	六	二	一	一	五	四	四	一	一
八	三	五	一	一	五	一	一	五	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	三	一	〇	一	五	一	一	五	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	三	一	〇	一	五	一	一	五	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	九	九	〇	七	八	二	二	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	六																							
七	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	〇	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

愛	靜	岐	長	山	福	石	富	新	神	東	千	埼	群	栴	茨	福	山	秋	官	岩	青	北	海
知	岡	阜	野	梨	井	川	山	渦	川	京	葉	玉	馬	木	坂	島	形	田	城	牟	赤	道	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	五	三	二	二	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

昭和五年六月未現在



二一 娼妓の自由廢業

娼妓となるには、一時に纏つた金が欲しいからである。所謂前借をする代りに、貸主たる貸座敷業者の下に寄寓して娼妓稼業をする。法制の立前からいへば、金銭の消費貸借と娼妓稼業とは別箇の問題ではあるもの事實上に於ては遺憾ながら必ずしも否らずといはざるを得ない。娼妓だらんとする子女の父兄には信用もなければ、債権の担保も供すべき賤産もない、斯かる者を相手と多額の金を貸すのであるから、貸主は於ては借方と於ては、其の子女の娼妓稼業に因る所得が債務の弁済と見られる關係上、自然子女其の者が担保物件なるが如く解せられたいものではない。これは獨り娼妓とついてものみではない、前借制の桎梏の下に稼業する藝妓、酌婦其の他私娼等何れもさうである。

262

民法では其の第九十條によつて、債権を確保するが爲に入の自由を拘束するが如き契約を爲したならば、公序良俗に反するものとして無効として居るし、娼妓取締規則に於ても亦第六條で、娼妓名簿の削除申請については何人と雖之を妨害することを禁止して居る。だが、事實に於て、前借金未済にして娼妓稼業を廃めやうとすれば、債権<sup>者</sup>たる抱主は直接間接に、之を妨げやうとして陋劣なる手段を弄する者がないでもない。

明治三十三年娼妓取締規則を制定した當時、内務大臣は地方長官に訓令を發して娼妓稼業ノ廢止ハ各自ノ自由ニ屬スルヲ以テ名簿ノ削除ヲ申請スル者マルトキハ娼妓取締規則第五條ノ手續ニ違ハサル限リ總テ之ヲ受理スヘシ<sup>テ</sup>且受理シタル上ハ同上未項ニ依リ直ニ名簿ヲ削除スヘシ<sup>ト</sup>示して居る。其の後屢々訓示も亦れば通牒

も發して、債務の弁済を終らざるの故を以て、樓主が娼妓稼業を廢止を妨げることをないやうに努めて居る、従つて其の被害は餘程少くなつて來た。

債権者たる貸産敷業者が、稼業契約書と楯ととして、債務を完済せざる娼妓が廢業せんとするに對し同意を與へざる場合、娼妓が之を顧みずして廢業することを自由廢業と唱へられて居る。

所謂自由廢業、これは娼妓の獨力で居る場合は殆んど稀である。樓主側の債務不履行に對する強硬なる交渉、父兄輩の樓主から一時に債務の履行を迫りられて若し紛れの口説、これを押し切つていくことは無智な而も弱い娼妓自りの力のみでは出来がたい。

自由廢業に力を添へる人々は、正義人道の爲といふ眞と敬虔な心を持つて居るもののみとは限らない。食はんが爲う賣名の婦人解放

264

運動者、樓主側を脅喝して金を得んが爲と、或は自由廢業を爲さしめて之を再び他と賣らんが爲とする無頼の輩等のあつたことも稀ではない。之等の介在せる自由廢業は、娼妓の自由意思の現はれておないものがある。かうした場合に於ては、其の真相を究明し、娼妓を保護するが爲に警察側で千古摺る。不良な介在者は俗耳に入りやすい、警察官憲の樓主擁護、自由廢業の彈壓し等聲を大にして叫ぶ、警察の立場も苦しい。

最近五箇年間に於て自由廢業を爲した娼妓の數、大正十四年百二十八人、大正十五年及昭和元年二百四十九人、昭和二年百八十六人、昭和三年百五十八人、昭和四年百五十六人、合計で五年間八百七十七人である。其の總數に對する各年の百分比は、大正十五年及昭和元年の二十八、昭和二年の二十一、昭和三年同四年の各十八、大

正十四年の十五といふ順位に落ち居る。

各年を通じて道府縣別にみれば、大正十五年及昭和元年中に於て神奈川縣及大阪府の各三十二<sup>人</sup>が最も多く、同年中の香川縣に於ける二十七人<sup>に</sup>之に亞ぎ、翌昭和二年中の神奈川縣及香川縣の各二十一<sup>人</sup>、昭和四年中の東京府の二十八<sup>人</sup>等が何れも多分であつて、五年間を通じて最も自由業者を多く出したものとして香川縣と指を屈しななければならぬ。其の數九十二人、自由業者總數の二〇、五%に當つて居る。第二位は大阪府の八十五人(九、七%)第三位は神奈川縣の七十九人(九%)第四位は東京府の六十四人(七、三%)である。五年間自由業者を出さなかつたのは、京都、愛知、鳥取、島根、愛媛、熊本、鹿児島<sup>の</sup>七府縣である。

265

自由業者の風は其の廊内<sup>に</sup>傳播すると斯の道<sup>の</sup>人々<sup>に</sup>いはれて居

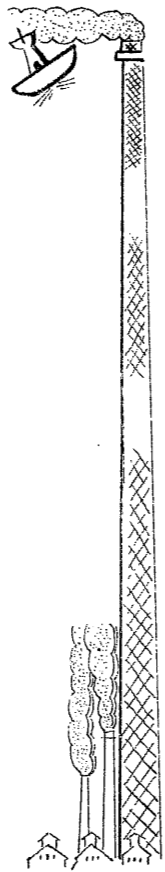
266

るが、統計が確<sup>に</sup>此の說を裏書してゐる。娼妓の數にも比例しないし、娼妓に對する待遇の優劣も及映しないし、また地方文化の程度も之に影響しない。要するに過去に於て自由業者の多かつた地は、將來に於て亦同一傾向を辿ることとなる。

大正十四年は自由業者百二十八人に過ぎなかつたものが、翌年の大正十五年及昭和元年には、一躍倍加して、二百八十六人に達したのは、何が故であらう。

大正十五年は内務省に於て公娼制度の改善を自論んだ年である。内務省當局が公娼廃止の意圖ありとの憶測を流布せられた、娼娼運動者も起つた、一般も公娼制度に對し相當の關心を持つやうになつた、斯くて娼娼論は急に頭を擡げて來た。此の趨勢が自由業者の數にまで反響を及ぼして來たものと見ざるを得ない。

昭和三年以降は数の上では急減しつつあるが、實際は必ずしもさうであるとは断定出来ない。といふのは、廃業したと雖も希望を持つて居る娼妓は、樓主の承諾の有無に拘はらず決行する。承諾を與へないことが結果には影響を與へないから、自由廃業の行はれたことが、一般に宣傳せられ、現に稼業に就いて居る娼妓達には望ましい印象を與へず、社會に例外なく貸座敷業者に不利な批評を下す、だから、かうした場合に於ては、密かに前借金を押しつけて廃業せしむるの手段を採るの傾向が生じて来たことである。自由廃業に對する抱主側の新しき消極的戰術ともいへやう。



左に最近五箇年間に於ける娼妓自由廃業數調を掲ぐ。















B-0920

282

備考

一、名簿削除欄中「申請ニヨルモノ」ハ本人其ノ他規則第三條第一項  
 第三號及第四號ニ掲クルモノヨリ削除ヲ申請シタルモノ、  
 「其ノ他」ハ稼業禁止、稼業期間満了等申請ニヨラサルモノ。  
 二、名簿登録欄中「新登録」ハ嘗テ娼妓タリシコトナギモノ、  
 「再登録」ハ其ノ地方廳管轄内タルト他ノ地方廳管轄内タルトヲ  
 問ハス嘗テ娼妓タリシモノヲ掲記セリ。

281

合	沖	鹿	宮	熊	佐	大	福	高	慶	香	徳	和	山	廣	岡	島	島	富	石	福	秋	山	青	岩							
計	純	児	崎	本	質	分	岡	知	娘	川	島	山	口	島	山	根	取	山	川	井	田	形	森	手							
八	七	一	七	一	四	六	四	六	七	二	三	九	三	一	四	四	一	八	三	九	七	九	七	五	四	六	七				
六	七	三	五	一	二	三	四	四	九	六	二	六	八	一	〇	五	六	三	七	一	三	六	一	二	五	四					
二	四	六	一	一	一	一	七	二	〇	一	一	三	二	一	一	五	五	一	九	一	九	一	六	三	二						
一	六	七	六	一	一	一	三	七	〇	一	五	一	八	一	六	七	三	四	八	九	三	三	八	八	九	九	〇				
三	一	七	六	一	四	九	八	三	八	三	五	〇	一	七	八	五	五	二	八	八	六	四	八	三	六	二	四				
一	〇	六	〇	三	六	八	二	八	二	四	四	〇	一	九	九	四	五	五	四	五	一	七	三	四	一	六	九				
九	六	三	一	五	四	一	八	九	六	三	一	〇	一	四	二	一	二	七	四	一	六	五	五	〇	六	一	七	六	九	三	四

### 二三 廢娼及存娼運動

從來我國に廢娼運動を継続的に進めてゐる二つの團體があつた。一は麻消會であり一は日本基督教婦人矯風會である。前者は男女道徳の鼓吹を専ら其の事業として居るから、公娼廢止を重要なる一部門として運動して來た。後者は純潔、平和、禁酒の三大綱領を掲げて公娼廢止を叫んで來た。

大正十五年公娼問題が世論に上つたとき、公娼廢止の事業を完成するが爲に両者は團結した。之が廢娼聯盟である。

廢娼聯盟では其の事業を、(一)中央運動(二)地方運動(三)教育運動の三つとし、(一)の中央運動とは、総理大臣、内務大臣、警保局長等の中央當局者に対する運動及貴冑兩院並西院議員に対する運動であつて、過去に於て相當の努力をして居る。

283

284

(二)の地方運動といふのは、道府縣會及道府縣會議員に対する運動と廳府縣當局者に対する運動とを包含して居る。

最初は専ら、中央運動に力を注いで居たが、陳情請願等も大した效果的のものでなく、同志衆議院議員松山常次郎等が、第五十議會に公娼廢止の法律案を衆議院に提出したが同院に於て否決せられ、翌に第五十二議會に同人等が同様法案を衆議院に提出したが、之は生憎審議未了となり、第五十六議會には同志衆議院議員安部磯雄等が法律案として提出したが、衆議院で否決せられてしまつた。第五十八議會には同志衆議院議員三宅盤が法律案を提出したが、之を院議に附するに至らずして議會は閉じた。常ト斯様な情態で、廢娼案は其の郁度葉り去られつつあつて、中央的運動では効果を擧げ難い。そこで、道府縣別廢娼運動たる所謂地方運動に目をつけた。昭和

元年には福島縣、昭和三年には福井縣、福島縣及石川縣、昭和四年には埼玉縣、昭和五年には長野縣、富山縣及神奈川縣の各通常縣會に於て公娼廃止に關する意見書提出の件を可決せられるに至つた。之等については、廢娼聯盟の關係者が直接間接大なる働きをして居る。其の目標とするところ、各道府縣會の過半数に於て廢娼の議決を爲さしめ、斯くして、公娼廃止が輿論にあることを明瞭とし、然る後、一舉に帝國議會で廢娼法律案を可決せしめたいといふに在る。(三)の教育運動といふのは、一級の上輿論を作用するの運動であつて、廢娼に關する講演會の開催、各種印刷物の刊行頒布がなされて居る。

地方には、麻清會、婦人矯風會等の支部は勿論、廢娼運動に關與して居る團體、個人等が多数あるが、之等は廢娼聯盟本部の直接間

接の指導下に在るといふて取て過言ではなからう。

此の廢娼運動に對抗する爲に生れた團體は全國貸座敷聯合會がある。本部を東京吉原に置き、道府縣と本部を設けて居る。貸座敷業者が各指定地毎に貸座敷業者組合を作つて居たが、廢娼運動に刺戟せられて、更道府縣の同業者の結成を見た。之が全國貸座敷聯合會の支那となつて居る訳である。帝國議會、貴衆兩院議員、政府當局、道府縣會、道府縣會議員、廳村縣區等と對する請願、陳情等によつて、公娼存置を叫んで居る。が、何しろ、廢娼運動は積極的であり、公娼存置運動は消極的であるが爲に氣勢が上らな。殊に貸座敷同業者中にも、公娼廃止は早晚実現せられるものと諦観して居る者もあるくらいに、世論がどうも廢娼に傾みし易い情勢にあることは、公娼存置運動の前途に一抔の暗影を投じて居る。

廢娼及存娼の地方に於ける運動状況と次に掲げてみる。

○北海道 室蘭市及旭川市には、大日本婦人矯風會支部が設立せられて居る。室蘭市に於ては、大正十三年頃より昭和三年頃迄、此の矯風會室蘭支部の名義で、小岸クラなる者が主唱者となつて同志を募り帝國議會に廢娼請願したことがあるが、同人が東京に轉任し、後は、此の種の運動は影を潜りた。

存娼運動として見るべきものはない。

○青森縣 廢娼並存娼の運動として、こゝに擧げらるほどの事實はない。

○岩手縣 婦人矯風會盛支部員は、社会民主党員と協力して、盛岡市内各所で廢娼演説會を開いて居る。最近はその市内の路傍に立つて、通行人に對し廢娼建議書に署名を求めて居る。これは其の署名

名者一萬人と違つてをまつて、来る通常縣會に提出するに定まり、い。岩手醫師會に於ても廢娼建議書を知事と提出した。

貸座敷営業者としては、自己の立場上存娼を熱望して居るものの、之に關する運動をこゝろみるものはない。

○岩手縣 廢娼運動は最近特に熾烈となつた。婦人矯風會仙台支部等では、各關係方面を歴訪して輿論を喚び起して居る。昭和四年十二月の通常縣會に於ては、社会民主党所属縣會議員師義三は議員二十名の署名を得て、廢娼に關する意見書を提出し、其の理由を力説するところがあり、遂に委員附託となり、審議の結果重要案件として直ちに其の可否を決定するを不適當とし、後日に保留せられることにはなつた。

存娼運動は、貸座敷営業者間に於て、關東關西方面の同業者と

相連繫して行はれては居るものの、縣内ト於ては、單に代議士や縣會議員等の知己ト對し、廢娼の不可なることヲ陳情を爲すト過ぎない程度である。

○秋田縣 昭和三年十一月の通常縣會ニ於て、縣會議員魁川貫一、熊井又八郎、兒玉巖道等は、新清會秋田縣支部顧問である關係から、縣當面ト對し、公娼制度廢止ヲ建議案と提出した。審議の結果、此の建議案は可否同数となり、議長が之ニ賛意を表した處、遂に廢娼の建議を議決するに至つた。廓清會秋田縣支部員岡本丙子郎、早川カイ等はキリスト教婦人矯風會、キリスト教婦人聯盟等と提携し、昭和四年十二月秋田商工會議所ト於て、同五年一月秋田縣記念館ト於て、廢娼問題ト關する演說會を開催し、一般の共鳴を得ると共に、岡本、早川等が主となり、娼妓ト對し、密

かに自由廢業を促進し、昭和三年中ト一名、同四年中ト四名、同五年中ト二名の自由廢業を實現せしめた。

全國貸座敷業組合秋田縣支部では、聯合組合ヲ指導の下ト、當面ト對し存娼の請願を爲し、或は同業者の結束ト努め、或は營業方法の改善に留意する等、廢娼運動の防止ト銳意トて居る。殊に自由廢業の続出に恐慌を來し、相愛會と組織し、溫情主義を以て娼妓ト臨み、娼妓ヲ精神と物質上の不潔除去ト努力し、居る。

○山形縣 廢娼運動は起つて居ない。従つて、之ト對抗する存娼運動も亦現れて居ない。

○福島縣 昭和三年の通常縣會ト於て、縣會議員大越軍藏は、同鈴木剛次郎と共に、同しく縣會議員大内一郎外五名の賛成を得て廢娼の建議書を提出した。一面當時、東京ト在る廓清會、廢娼聯

盟等より名士を福島市に招き、公娼廃止の座談會を開いた。娼娼  
建議案は斯くして全會一致可決せられた。此は一般縣民に  
對しては格別大なる衝動を興へなかつた。當業者は、勿論之に對  
しては大に不満であり、反對の陳情其の他、運動もしたが、其の  
後、娼娼及存娼の両派共に鳴を静め、自然立消の情勢にある。

○茨城縣 婦人矯風會、娼娼聯盟等より併して派遣し、昭和三年  
中、縣下二箇所を経て、娼娼演說會を開催したが、どの程度まで  
其の思想を植付けたか疑問である。縣會等では問題となつたこと  
なければ、各種團體中に、此の運動の頭を突かむものもない。

○貧産敷営業者は、全國貧産敷聯合組合と聯絡を採つて居るもの  
の、存娼運動も如實にやつては居る。

○栃木縣

婦人矯風會宇都宮支部主催の下に、昭和四年六月宇都宮

市を経て、娼娼聯盟支部設置準備會を開催し、本高より松宮彌平  
、久布白若實の参列を求め、宇都宮、足利、佐野、真岡、日光等  
に在任して居る牧師其の他の同志約二十四名集合して娼娼運動を  
實行することを決議し、準備委員を置き、五年間継続して娼娼運  
動を行ひ、其の目的を貫徹するものと誓へ、同月中に娼娼聯盟支  
部の發會式を擧げた。常任理事飯田兼三外三名、理事片田萬五郎  
外五名を選ぶ、其の後縣會に娼娼の請願を爲し、或は時々講演會  
を開催する等娼娼運動を継続して居る。

栃木縣貧産敷同業組合長吉柳徳之輔は、昭和四年縣内各地の貧  
産敷業組合代表に存娼運動を促し、政友會、民政黨の両支部長、  
縣會議員等と文書を以て公娼存置の運動をした。尚宇都宮市と縣  
下矢板、喜連川、大田原、石橋、小山、合戦場、堀米、福井、今



市の各貸座敷業者組合長集合して、廢娼運動對抗策を協議した結果、廢娼反對の印刷物を政黨員中の有力者縣會議員等に郵送して廢娼運動に備へ、引續き存娼運動に努めて居る。

○埼玉縣 昭和三年十二月の通常縣會に於て、議員より廢娼建議案を提出した。キリスト教信者中に廢娼問題について多少論議せられたことはあるが、一般縣民は殆んど無關心の状態である。

存娼の運動については特に揚ぐべきものはない。

○千葉縣 縣下には、貸座敷の大きな集團もなく少数の業者が存するに過ぎないから、公娼問題は一般の注意を惹かない。従つて、廢娼を高唱する團體や個人もなく、また、之に對する存娼運動をするものもない。

○警視廳 廢娼運動は漸次旺盛になつて來た。最近代議士田川大

吉郎、同星島二郎、元代議士社會民衆党首安部磯雄等によつて組織されて居る廢娼聯盟、其の他婦矯風會及救世軍等の名義で、廢娼に関する演說會を開催して一般的輿論を喚起し、或は帝國議會に請願する等大に努めて居る。最近に於ては、救世軍及全國大衆党の連名を以て、洲崎及千住兩遊廓内の娼妓に對し自由廢娼宣傳印刷物を郵送した事實もある。

貸座敷業者間には、之が對策として、全國貸座敷聯合會長淺井幸三郎、同幹事長鶴田克復等は、同會地方支部と聯絡を採つて、關係方面の代議士、府縣會議員等をして、帝國議會又は府縣會等と於て、廢娼の決議を措止せしむべく反對運動を爲すしめて居る。

○神奈川縣 廢娼に關し縣會等で問題になつたこともなく、之を

叫ぶ者も別にならぬやうである。

貸座敷業者に於ても、全國貸座敷聯合會には加盟して居るものの、廢娼運動が起りなから、何等策動して居ない。

○新潟縣 昭和四年十二月縣會議長より、公娼廢止の前提として新上貸座敷営業を許可し、又は新上娼妓名簿に登録せざることを希望する趣旨の意見書と提出したことはあつたが、他に廢娼又は存娼に關する運動等とみない。

○富山縣 昭和二、三年の頃、約二十名の連署せる廢娼請願書と縣會に提出したことはあつたが、別に問題にはなりなかつた。廢娼運動にたづなはつて居る団体としては、婦人矯風會富山縣支部がある。時々此の種の講演會、宣傳ビラの配布等をして賛成者を得やうとして居る。

295

昭和二年頃までは、全國貸座敷聯合會富山縣支部があつて、毎年政治季節に入れば、代議士、縣會議員等と訪問して、公娼の存置運動をして居たが、現在に於ては、此の運動は中止し、支部すらも存せざるに至つた。

296

○石川縣 婦人矯風會金澤支部では、支部主催の下に、廢娼講演會を開催し、或は日本メソヂスト教會に於て、廢娼を囑唱せる、可はらかりと稱する印刷物を有識階級に配布する等の事實はあつたが大した反響はなかつたやうである。

存娼運動は別と起つて居ない。縣會等と公娼問題を論議したこともない。

○福井縣 元福井縣廢娼期成同盟會現福井縣廓清會、日本禁酒同盟會大野支部、矯風會福井支部の各団体は、講演又は印刷物によ

り、廃娼を提唱して居つたが、昭和三年通常縣會が開催せらるるや、各縣會議員を歴訪して熾烈なる運動をした結果、廃娼意見書の縣會提出となり遂に可決せられた。が、提案者たる一  
二の議員を除いては、他の賛成者は、皆この問題を重要視せず、請託があつたから賛意を表したといふ程度に過ぎなかつたし、貸座敷業者も當時、其の對策について協議するところもあつたが、具体的に運動には手を著けなかつた。廃娼三団体も、其の後格別の運動もしな、し、公娼問題に関しては、現在は餘り論議せられ  
ない。

○山梨縣 昭和三年及同四年の通常縣會に、甲府廃娼期成同盟會  
並婦人矯風會甲府支部は三千餘名の賛成者を得、其の署名を求め、  
廃娼に関する請願書を提出した。

昭和四年貸座敷組合長小澤純は廃娼反對の趣意書を縣會議員全  
部に郵送した。

○長野縣 最近に於ては、縣會に先立ち、縣内極要地に設置して  
ある廓清會支部は、各地の禁酒會、救世軍、社會民衆黨支部、婦  
人矯風會支部と聯絡を採り、廃娼講演會を開催し、一面廃娼請願  
書に調印を求め、輿論の作興に努めると同時に、縣當局又は縣會  
に之が請願書を提出して居る。熱心なる運動者としては、松本市  
居住の廓清會松本支部長英人イー、シー、ヘニガーを挙げられ  
ばならない。

貸座敷業者は、之に對抗して貸座敷同盟會の名を以て存娼に  
関する陳情書を縣当局又は縣會に提出して居る。

昭和四年の通常縣會には縣會議員小野秀一外三名より廃娼建議

案が提出せられたが、委員附託のまま、審議未了となった。

○岐阜縣 賣名的ト、公娼廃止の一手段であると称し、娼妓の自由産業を煽動する印刷物を頒布した者が三三あるが、動機が不純であつたから、此の反響もなかつたやうである。一般的トいへば識者間ト娼娼を唱ふる者がなほない。また、貸座敷営業者中にも現在の社會状態よりみて、貸座敷は臆て、自ら亡びてゆくべき運命トあるものであるから、何等かの方法トよつて現状を打開しなければならぬと苦慮して居る者もあり、表面ト娼娼運動はないといふものの、裏面ト其の機運が濃厚トなりつつあるはずはれない事實である。

貸座敷営業者は全國貸座敷聯合組合ト加盟し、娼娼反對、存娼陳情等は本部の指令ト基いて行動することトはなつて居るが、積

極的ト運動は起して居ない。

○静岡縣

昭和三年六月、静岡、浜松両市のキリスト教徒を中止

として居る廓清會、婦人矯風會の支部は相協力して、静岡縣娼娼期成同盟會を組織して、継続的ト娼娼運動を行ひ、静岡、浜松、清水、沼津の各市及大宮、島田、藤枝の名町ト於て、本部より特派せる林歌子、益富政助、伊藤秀吉等トよつて、娼娼問題ト關する講演會を開いた。同年秋の縣會トは、八千五百餘名の署名を得、娼娼の請願書ト提出したが、別ト顧みられなかつた。昭和四年トは、本部より安部磯雄、高島米峰、松宮孫平、久布白落実の派遣を受け、静岡其の他各地で娼娼講演會を催し、或は縣會議員を歴訪して陳情する等極力運動したが、大した反響はなかつた模様である。

貸座敷同業者間には、縣聯合會を組織し、歴史的理由、風教上の見地、花柳病予防の立場より、廢娼運動と並行して、雜誌を發行し、或は有力者と面接し、現在の實狀を陳べて存娼運動と努めて居る。

○愛知縣 昭和三年婦人矯風會本部より市川彦枝の應援を乞ひ、同會支部の主催で名古屋市内に於て廢娼講演會を開き、並で、社會民衆党婦人同盟の名の下に、興ウメオの派遣を受け、同様名古屋市内に於て、婦人参政權獲得並廢娼に関する講演會を催した。救世軍中には、直接娼妓の自由廢業を奨励して居る者もある。不良青年が自由廢業を煽動した事例二、三はあるが、之等は娼妓解放運動と名を藉つて、事實は私腹を肥したのであるから、其の真相が暴露した最近に於ては、娼妓が之に應じない情態である。

存娼の地方的運動として見るべきものは殆んどない。

○三重縣 廢娼運動は全然ないといつてよからう。貸座敷業者は全國貸座敷聯合會に加盟し、娼妓存置の必要の事由を記した印刷物を縣會議員や新聞記者に配つたぐらゐのことで、大した運動はして居ない。

○滋賀縣 婦人矯風會滋賀縣支部が、其の會の性質上廢娼運動をやすべき筈であるが、全然この方面に向つては活動して居ない。勿論他に廢娼運動を行ふものも存しない。

存娼運動についても同様、行はれて居ない。

○京都府 大阪市住吉區住吉町ジヤパン、レスキエ、ミツシヨンの大政支部が猛烈なる廢娼運動を起して居る。娼妓の實生活を赤裸々ト、或は其の悲惨なる生活を誇張した印刷物を配布し、又は逃



走せる娼妓を收容して廢業の手続を爲さしむる等の方法を採つて居る。昭和五年に入つてから、右支部の手で四名を廢業せしめた。廢娼運動をして居る団体としては、廢娼期成同盟會、婦人矯風會、京都支部、廓清會京都支部、救世軍京都小隊等があるが、餘り振はないやうである。昭和三年の通常縣會と於て府會議員横田大助外二名の紹介で、京都廢娼期成同盟會、婦人矯風會京都支部等より、廢娼に關する陳情をして其の上程を求めたが、府會に於ては多数議員が、これは地方議會の関與すべきものでないといふことに一致して拒否した。

存娼運動として示すほどのものはない。ただ、各地の貸座敷業組合は京都府下貸座敷聯合組合を設け、娼妓の優遇其他營業方法の改善策を講究実施して、廢娼運動に對し消極的と防衛して居るト過ぎない。

○大阪府

廢娼運動の主唱団体は、矯風會大阪支部である。同支部は本部と連絡を採つて、主義の宣傳に努めて居ると共に、其の所屬の婦人ホームに於ては、自由廢業の實際事務を取扱つて居る。矯風會員は府下と於て約一千人を算し、かなりの勢力がある。昭和五年六月大阪中央公會堂で、第五回全國廢娼同志會を開き、各府縣代表者百餘名來會し、引續いて廢娼大講演會を催した、頗る盛會であつて、一部反對者の計劃的妨害に因り、會場騒然、遂に解散を命ぜられて目的を果さなかつたが、翌月には大阪公娼制度期成會の結成を見、其の際大阪中央公會堂に演說會を催した。聴衆四千。之等廢娼運動に對する反響は未だ大なるものはない。が、此の種の運動はよく時流に投じ、漸次根強ゝものになつて來るで

ありう。自由産業者の示唆、自由産業者の救済と努めて居るものト  
ジャパン、レスキエー、ミツシヨン大政支部がある。支部長は英  
國婦人であつて、演説會を開催し、或はパンフレットの配布等によ  
つて只管宣傳に努めて居る。

存娼運動を為すものト國風會(代表者は辯護士)婦人更生會  
(代表は電気治療師)があるが、甚微振はない。前者は昭和五年  
八月天王寺公會堂で、公娼廃止及對演説會を開催し、後者は「公  
娼存置禮讃」と称するパンフレット一萬部を無料頒布した。

○兵庫縣 婦人矯風會高砂支部、同會神戸支部、同會福良支部等  
は産娼を主張して居るが、具体的運動として見るべきものはない。  
存娼運動は殆んどない。

305  
○奈良縣 昭和五年六月、大阪に於て全國産娼大會が開かれた際  
大阪遊廓聯合會より、今後の對策協議の爲招かれたるで、郡山遊  
廓より二十餘名出かけた、公娼存置につき、運動らしい運動はし  
て居ないやうである。産娼運動は全然なく、縣會等でも公娼問題  
を議せられたやうな事實はない。

306  
○和歌山縣 和歌山市に婦人開放社がある。村松榮一が大正十二  
年創立したのであつて、藝娼妓自由産業者の實行を主たる目的とし  
併せて産娼運動の宣傳をしてゐる。昭和五年七月頃から機關紙「曉  
新聞(月刊)」を発行し、縣下及近府縣の同志や、藝娼妓等と頒布  
して居る。個人的の運動であつて、而も一般の信頼がないから反  
響が少ない。存娼運動は起つて居ない。

○鳥取縣 公娼に関する具体的の運動は起つて居ない。  
○島根縣 全關西婦人聯合會、婦人矯風會等より、産娼に関する

陳情請願等を策して来るとき、縣下と於ても相當の賛成者はある。  
貸座敷営業者側でも、かうした情勢の下にあるから、全國貸座  
敷聯合會、或は大日本國風會等の指揮に従つて、存娼の請願、陳  
情等に参加して居る。

○岡山縣 岡山遊廓廃止期成同盟會、これは岡山キリスト教青年  
會、岡山禁酒會、岡山キリスト教聯盟、婦人矯風會支部、廓清會  
支部の五團體が結成して居るのであつて、從來屢々帝國議會と廢  
娼の請願をして居る。昭和三年婦人矯風會本部の指令によつて、  
公娼廢止の請願を縣會と提出することを目論見、廢娼に関する宣  
傳ビラを頒布し、或は矯風會本部より久布自若實外数名の應援を  
受け岡山市と於て公娼廢止の演說會を開催し、同年の通常縣會と  
は、約三千名の連署せる廢娼陳情書を縣會議長と提出し、一方縣

307

會議員荒田英一、同古屋橋衛<sup>(衛)</sup>を動かして公娼廢止意見書を提案せ  
しめた。が、此の案は、反對者多数の爲に否決せられてしまつた。  
其の外、救世軍岡山小隊長が有志を勧誘して公娼廢止の陳情書に  
署名せしめて帝國議會と提出し、或は、廓清會、婦人矯風會、廢  
娼聯盟倉敷支部長田崎つるのが、同志の調印を取纏め、公娼廢止  
請願書を帝國議會と提出したこともある。

308

公娼存置の運動とする團體としては、縣下貸座敷聯合會がある。  
同會は本縣選出代議士と廢娼阻止の歎願書を提出し、或は貸座敷  
所在地地方選出の縣會議員と對し、公娼存置の運動を爲し、或は  
之等と関する印刷物を縣會議員と配布する等、かなり努力して居  
るやうである。

○廣島縣 縣下と於ける婦人矯風會各支部聯合の下と、昭和五年



五月廣島縣廢娼期成同盟會を組織し、廣島市内ト於て發會式を擧  
げ、安部磯雄を聘して廢娼問題講演會を開催した。具體的運動と  
しては未だ見るべきものがない。

廣島縣廢娼期成同盟會の生れたことは、縣下貸座敷業者ト大に  
脅威を與へた。廣島縣貸座敷聯合會ト於ては、廢娼期成同盟會  
の組織せられやうとする情勢を著て、屢々役員會を開いて對策を  
協議し、遂に廢娼期成同盟會發會式当日ト於ける廢娼問題講演  
會には當業者多數傍聴し、講演の妨害を爲し、或は暴行を加ふる  
等、之を中止するの止むなきト至らしめた。全國貸座敷聯合會と  
は、常ト聯絡を保ち、廢娼運動の成行を監視して居るが、積極的  
の運動は餘りしないやうである。

309

○山口縣 廢娼運動は起つておる。昭和三年の通常縣會ト於て

310

公娼廢止ト關する衛生當局の所見を質したることある外、縣會等  
で別ト問題トなつたことはない。

昭和五年五月帝國議會ト、公娼制度廢止ト關する法律案の提出  
せられる情勢があつたので、宰部市當業者は、本縣選出代議士ト  
對し、右法案反對方の依頼電報を發した。

○徳島縣 廢娼及存娼の運動は共に現はれて居ない。

○香川縣 公娼ト關する是非の運動は全然起つて居ない。

○愛媛縣 廢娼及存娼の運動は殆んどない。

○高知縣 昭和五年六月、高知市ト廓清會高知支部が置かれた。  
將來これが廢娼運動を起すことトなりう。

存娼運動を爲すものはない。

○福岡縣 大正十一年頃、門司市市會議員梅月瀨太郎其の他二三

の有力者が主催して、中央の廃娼運動權威者を招聘し、門司ギリ  
スト會館に於て、廢娼運動演說會を開かうとしたが、貸座敷営業  
者の廢娼反對の氣勢に庄せられて果さなかつた。鞍手郡に根拠を  
持つ鑛夫組合に於て、昭和三年十月頃廢娼宣傳ビラを頒布し、且  
つ同組合員は一般の遊客に紛れて、直接娼妓と接し、自由廢業を  
勧誘する等の方法と採つたが、效果はなかつた、斯くするうちに  
鑛夫組合に内訌が起り、ついに解体するに至り、廢娼運動も姿を  
消してしまつた。

廢娼運動に對する爲、縣下貸座敷聯合會は、大正十四年頃委員  
を遣んで上京せしめ、全國貸座敷聯合會と提携し、且つ九州貸座  
敷聯盟大會、全國聯盟大會等にも有力者を出席せしめて、存娼運  
動の強調を策するところがあつたが、近時廢娼運動が下火となつ

312  
たので、餘り活動して居ない。

○佐賀縣 佐賀縣貸座敷聯合會顧問中山嘉太郎は全國貸座敷聯  
合組合の幹事であつて、廢娼反對運動の爲時上京して劃策して  
居る。九州貸座敷聯合組合の總會等の場合と於ても縣聯合組合よ  
り代表者を派して、常に提携を策して居る。

廢娼運動については別と見ればきまひはない。

○長崎縣 存娼及廢娼の運動について擧ぐべきものはない。

○熊本縣 宗教家、婦人団体等が近時公娼廢止を叫んで居る。昭  
和四年十二月の通常縣會では、婦人矯風會關係者より公娼廢止の  
陳情があつた。

貸座敷業者は本縣出身貴衆院議員、縣會議員等に對し、公娼  
廢止反對の運動をして居る。



- 大分縣 廢娼及存娼トつき運動して居るものはない。
- 宮崎縣 之等の運動をみない。
- 鹿児島縣 こゝでも廢娼並存娼運動をみない。
- 沖繩縣 公娼廢止運動、公娼廢止反對運動共ト存しな。

